

えがお咲く未来へ
持続可能な共生都市 いせさき

第3次伊勢崎市 総合計画

The 3rd Ise-saki city Comprehensive Plan



「えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市 いせさき」 を目指して

伊勢崎市が平成17年1月1日の市町村合併により誕生してから、20年の時が経過しました。平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間とする第2次伊勢崎市総合計画においては「夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき」を将来都市像として掲げ、市民と行政がより良い信頼関係を築きながら、その実現に向けて取り組んできました。

近年、豪雨や地震などの大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症の流行など、これまでの経験では対応が難しい新たな行政課題に直面し、特に、安心安全な暮らしを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。このような激動の時代の中で、将来にわたり持続可能な市政運営をしていくため、第3次伊勢崎市総合計画を策定しました。

本計画の伊勢崎市将来ビジョンには、長期ビジョン（基本構想）の計画期間である10年間に縛られることなく長期的な視点で目指す市の未来像として「えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市 いせさき」を掲げました。伊勢崎市に暮らす誰もが幸せの笑顔を咲かせ、幸福で満たされているまちを目指してまいります。

また、長期ビジョン（基本構想）には、民間企業が経営方針として、一般社会に価値観を示す際に使われるMVV（ミッション・ビジョン・バリュー）の考え方を取り入れました。伊勢崎市が社会において果たすべき使命、存在意義である“ミッション”、あるべき姿、未来像である“ビジョン”、まちづくりに際して持つべき行動指針、価値観である“バリュー”をそれぞれ定め、これらを地域全体で共有して総合的かつ計画的なまちづくりを行うこととしました。

今後、この計画を着実に推進し伊勢崎市将来ビジョンを実現するため、伊勢崎市に関わる市民、企業、団体、行政など、あらゆる主体と本計画を共有し、理想の伊勢崎市の実現に向けて共に歩んでいきたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、ご尽力をいただきました伊勢崎市総合計画審議会委員及び市議会議員の皆様をはじめ、アンケートやワークショップなどで貴重なご意見をいただいた多くの皆様に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和7年3月

伊勢崎市長

臂 泰雄



目次

第1章	序論	1
1	はじめに	2
2	いせさきってこんなまち	4
第2章	長期ビジョン(基本構想)	13
第3章	前期アクションプラン	19
1	はじめに	20
2	地区別計画	28
	伊勢崎地区	30
	赤堀地区	32
	東地区	34
	境地区	36
3	重点プロジェクト	38
	少子高齢化対策プロジェクト	44
	産業活性化プロジェクト	48
	暮らしの安心実現プロジェクト	52
	共生社会実現プロジェクト	56
	DX推進プロジェクト	60
4	重点施策	66
	子育て・教育政策	71
	健康・福祉政策	87
	産業・観光・文化政策	103
	まちづくり政策	115
	安心安全政策	129
	環境政策	139
	共生・共創・行財政政策	147
	資料編	171





The 3rd Iseaki city Comprehensive Plan



第 1 章

序論

1 はじめに	2
2 いせさきってこんなまち	4

1 はじめに

(1) 総合計画策定の趣旨

本市は平成17年(2005年)に伊勢崎市、赤堀町、東村、境町の4市町村の合併により誕生して以来、平成19年度(2007年度)から平成26年度(2014年度)を計画期間とする第1次総合計画、平成27年度(2015年度)から令和6年度(2024年度)を計画期間とする第2次総合計画に基づき市政運営を行ってきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行やデジタル化の進展に伴う生活様式の変化をはじめ、豪雨や地震など大規模自然災害の発生による安心安全な暮らしに対する意識の高まりなど、本市を取り巻く社会情勢は急速に変化しており、その対応が求められています。

このような激動の時代の中で、これまでに経験のない状況においても、全ての市民が笑顔を咲かせ、活力ある未来を切り開いていける、持続可能な共生のまちを目指し、その実現に向けて既成概念にとらわれることなく常にスピード感を持って取組を推進していくための指針として、第3次総合計画を策定しました。

この総合計画は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、市の関連する計画の最上位計画と位置付けます。



(2) 総合計画の構成と計画期間

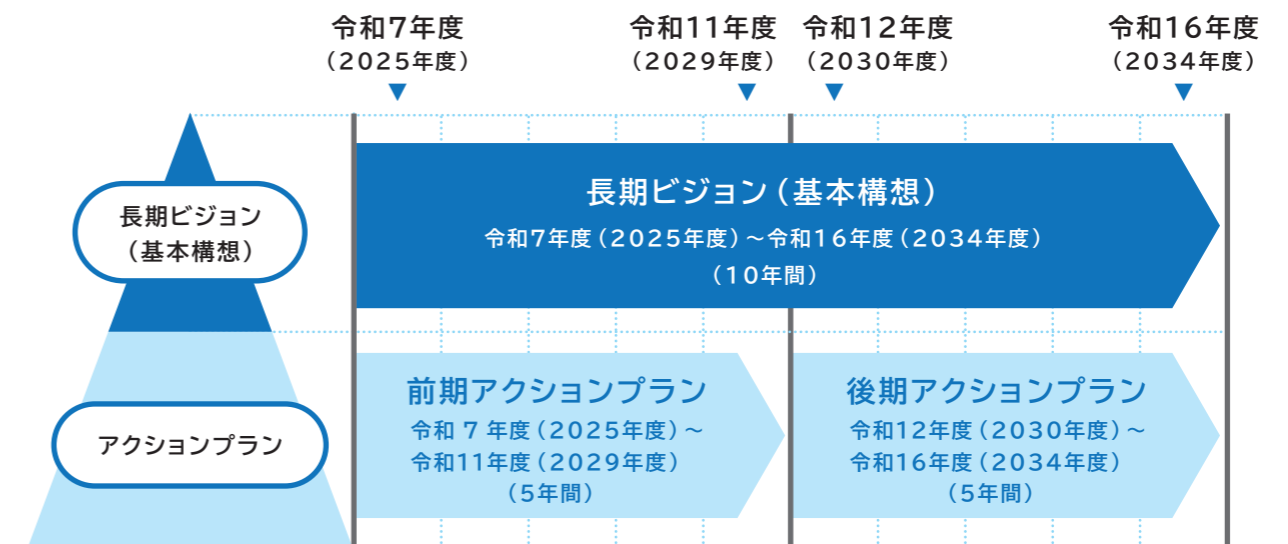
総合計画は、長期ビジョン(基本構想)とアクションプランの2層で構成します。

◆ 長期ビジョン(基本構想)

長期ビジョン(基本構想)は、長期的な視点に立ってまちづくりを進めるための最高指針であり、伊勢崎市が社会において果たすべき使命、存在意義である「ミッション」、あるべき姿、未来像である「ビジョン」、まちづくりに際しての行動指針、価値観である「バリュー」を定めます。また、ビジョンにおいては、長期的な視点で目指す市の未来像として、「伊勢崎市将来ビジョン」を定めます。計画期間は、令和7年度(2025年度)を初年度とし、令和16年度(2034年度)を目標年度とする10年計画とします。

◆ アクションプラン

アクションプランは、長期ビジョン(基本構想)で定める「伊勢崎市将来ビジョン」の実現に向けて、市全体で推進する具体的な方策をまとめた行動計画です。計画期間は、社会情勢などの変化に的確に対応できるよう、前期・後期ごとの5年計画とします。



2 いせさきってこんなまち

(1) 本市の特徴

◆ いせさきMAP



1 けぞうじこうえん けぞうじこうえんゆうえんち
華蔵寺公園・華蔵寺公園遊園地
大観覧車“ひまわり”がシンボルの遊園地です。入園無料で、アトラクションも低料金で楽しめます。春には、ソメイヨシノとツツジが園内を鮮やかに彩ります。

2 いせさき じょう
伊勢崎オートレース場
全国に5箇所しかないオートレース場の1つです。迫力満点のバイクレースが観覧できます。レースの開催に合わせて、様々なイベントを実施しています。

3 いせさきみやごうこうぎょうだんち
伊勢崎宮郷工業団地
群馬県の東西交通の基軸である一般国道354号東毛広域幹線道路に接しており、様々な企業が集積しています。

4 あかぼり こきく さと
あかぼり小菊の里
なだらかな丘陵に緋色・黄色・オレンジ色・ピンク色・白色など豊富な色彩を放つ約20,000株の小菊の花株が広がる、花の名所です。

5 てんぼくじょうし はすえん
天幕城跡あかぼり蓮園
自然地形を利用した戦国時代の城である天幕城の外堀跡を利用して蓮を植栽した、花の名所です。

6 あかぼりはな おんなぼり えん
赤堀花しょうぶ園
国指定史跡「女堀」の中に約25,000株の花しょうぶが咲き乱れる、花の名所です。白や紫などの花しょうぶが約500mに渡り一斉に咲き揃い、幻想的な世界を演出します。

7 **あずまウォーターランド**
1年を通じて利用可能なプール施設です。屋内プールで長さ約50mのウォータースライダーが利用できます。

8 いせさき
スマーク伊勢崎
群馬県有数の大型ショッピングモールです。専門店から映画館まで充実したラインナップとなっています。

9 こいずみいなりにんじんじゃ
小泉稻荷神社
県内一の高さを誇る大鳥居がそびえる神社です。神社前には大小様々な鳥居が約300基並び、商売繁盛のご利益を求めて多くの人でにぎわいます。

10 さかいおんたけやましぜん もりこうえん
境御嶽山自然の森公園
雑木林をそのまま生かした園内は、里山の雰囲気味わえ、虫を見ることもできます。また、秋にはヒガンバナに囲まれた道を散策できます。

11 さかいあか そうこ
境赤レンガ倉庫
大正8年(1919年)に繭の保管庫として建設された、レンガ造りの倉庫です。現在は、市民の交流や地域活性化のための施設として活用しています。

12 せかいいさんたじまやへいきゅうたく
世界遺産田島弥平旧宅
世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産の1つです。近代養蚕農家の原型となった主屋が今も残っています。

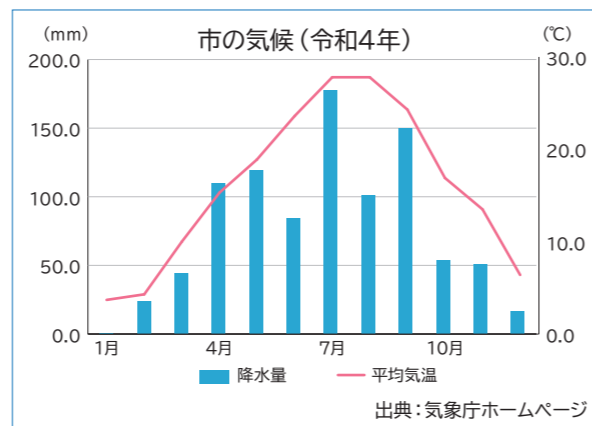
◆ 新市誕生20周年を迎えたまち

平成17年(2005年)1月1日に伊勢崎市、赤堀町、東村、境町の4市町村の合併により、現在の人口20万人の「伊勢崎市」が誕生しました。都市の一体性の確保に努め、県央の都市として均衡ある発展を続けており、令和7年(2025年)1月1日には、新市誕生20周年を迎えました。

◆ 寒暖差が大きく平地が多いまち

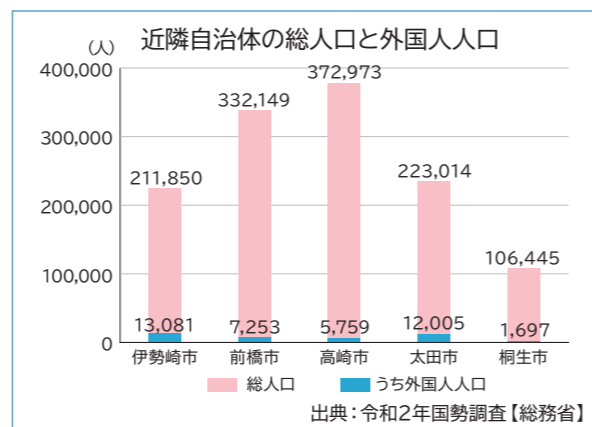
本市の気候は、令和4年(2022年)に観測史上全国で初めて6月に40℃を超えた(40.2℃)一方で、年間の最低気温はマイナス5.5℃を記録するなど、寒暖差が大きいことが特徴です。

本市は関東平野の北西部、群馬県の南東部に位置し、市内南部を流れる利根川を隔てて埼玉県と隣接しています。また、赤城山麓の南面に位置し、市域の大半が強固な地盤上の平地となっています。



◆ 外国人住民が多いまち

本市の人口は約21万人であり、高崎市、前橋市、太田市に次いで県内4番目の人口を有しています。中でも、外国人住民の数は県内で最も多くなっており、多文化交流の推進による相互理解の支援等、多文化共生社会の形成を推進しています。



◆ 県央の交通の要衝を担うまち

本市は、市域を横断する北関東自動車道を介して関越自動車道、東北自動車道と接続しているほか、一般国道354号東毛広域幹線道路や、一般国道17号上武道路などの主要幹線道路の整備が進んでおり、東京をはじめとする県内外各地へアクセスが良く、自動車交通の利便性に優れています。

また、市内をJR両毛線と東武伊勢崎線の2路線の鉄道が通っており、北陸新幹線や上越新幹線の結節点である高崎駅まで約30分でアクセスすることが可能です。



伊勢崎駅

◆ 世界遺産のあるまち

本市は世界遺産に登録されている「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産である田島弥平旧宅を有しています。先人が築いた歴史的・文化的遺産を後世に伝えるとともに、関係人口[※]の増加、都市の知名度・イメージの向上など、近隣都市と連携しながら様々な取組を進めています。

令和6年(2024年)6月には、世界遺産登録10周年を迎えました。

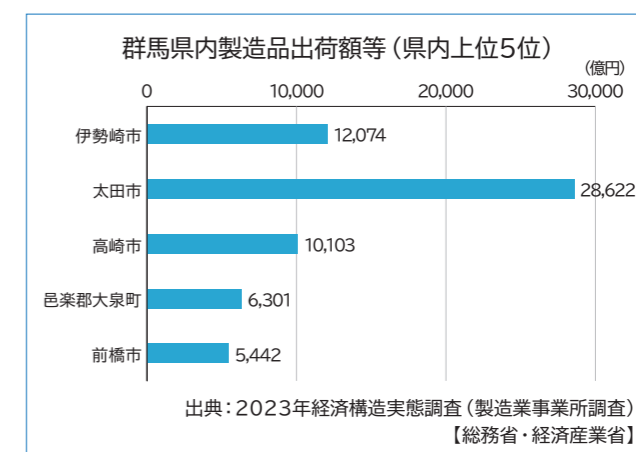


世界遺産田島弥平旧宅

◆ 製造業が盛んなまち

本市は伝統織物「伊勢崎銘仙」で知られ、かつては繊維産業等の軽工業が産業の中心でしたが、日本の産業構造の変化に伴い、繊維産業を支えた優れた製造技術を基盤として、機械器具製造業等の重工業へと柔軟に移行し、飛躍的な発展を遂げてきました。現在では、自動車交通の利便性に優れた立地的優位性を生かして産業団地などを整備し、製造業を中心に各種産業の集積が進んでいます。

製造品出荷額等は、令和5年(2023年)の調査において、県内で太田市に次いで第2位、全国の市町村で第55位となっています。



◆ 災害の少ないまち

本市はこれまで災害による大きな被害を受けたことが少なく、台風や地震の心配が比較的少ない災害の少ないまちです。

しかし、昨今の気候変動や自然災害の激化は本市においても例外ではなく、台風や大雨により洪水が発生した場合、市の南部を中心に広い範囲で浸水が想定されることから、災害時の被害を最小限に抑えつつ、災害から迅速に回復できるしなやかさを兼ね備えた強靱なまちを目指し、災害レジリエンス[※]の向上に努めています。

※ 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる地域外の人々のこと。

※ 災害レジリエンス：災害リスクに対する抵抗力や災害を乗り越える力のこと。

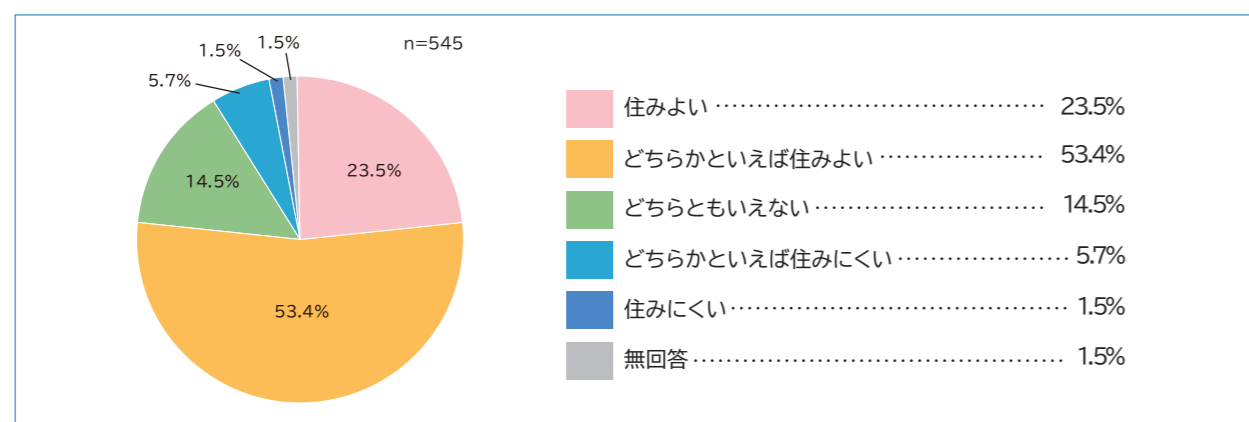
(2) 市民のニーズ

第3次総合計画の策定に当たって、市民のニーズや意識、第2次総合計画の取組の評価などを把握するため、無作為抽出した満18歳以上の市民2,000人を対象とした「市民アンケート調査」と、市内の高校・大学に通学する高校生・大学生を対象とした「高校生・大学生アンケート調査」を実施しました。

※ 端数処理の都合上、割合の合計が100%にならない場合があります。

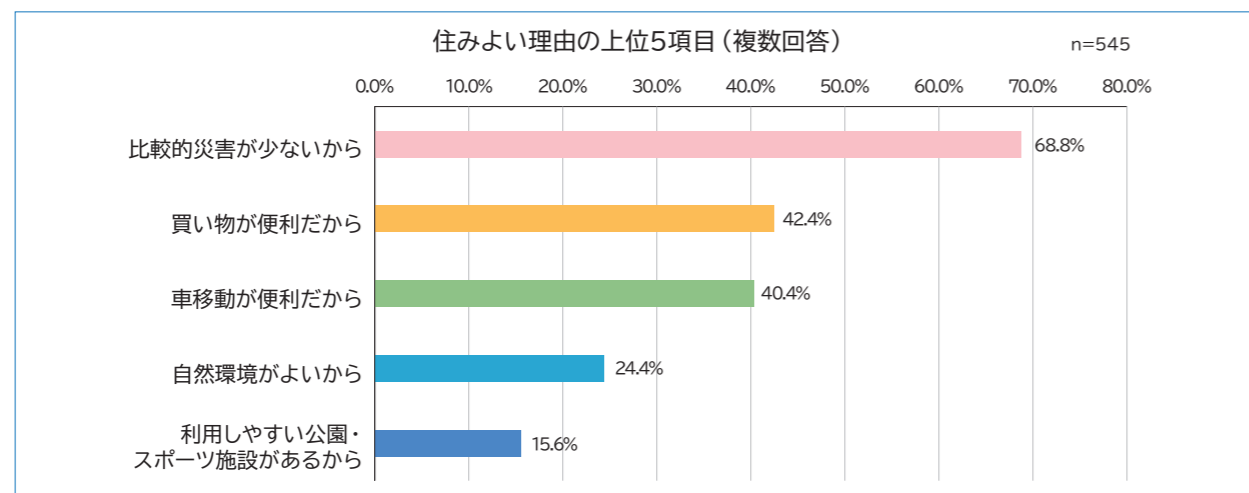
◆ 住みよさについて（市民アンケート調査）

「伊勢崎市の住みよさについて、どのように感じていますか。」という質問に対して、「どちらかといえば住みよい」を含め、76.9%の人が「住みよい」と回答しています。



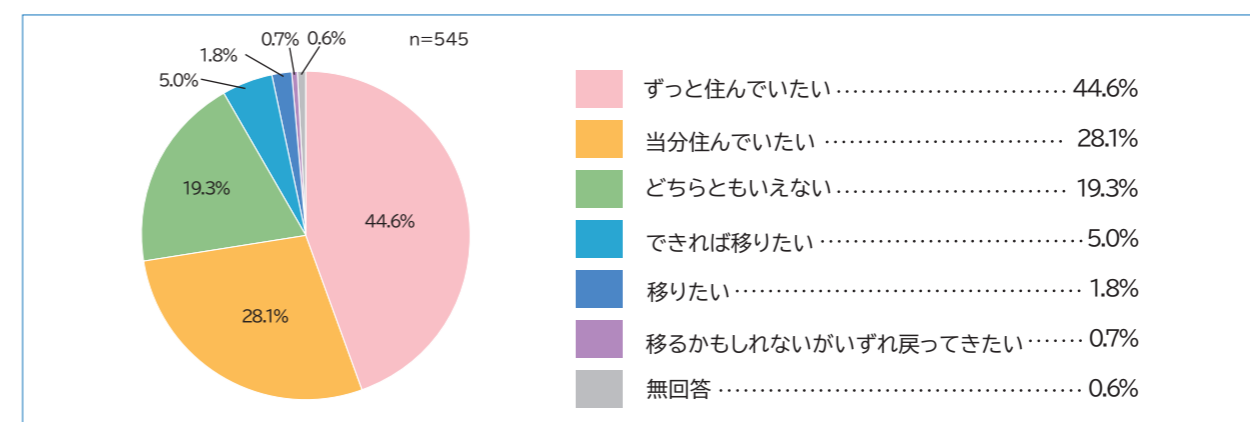
◆ 住みよいと感じる理由（市民アンケート調査）

住みよいと感じる理由として、「比較的災害が少ないから」、「買い物便利だから」、「車移動が便利だから」などの項目が多く挙げられています。



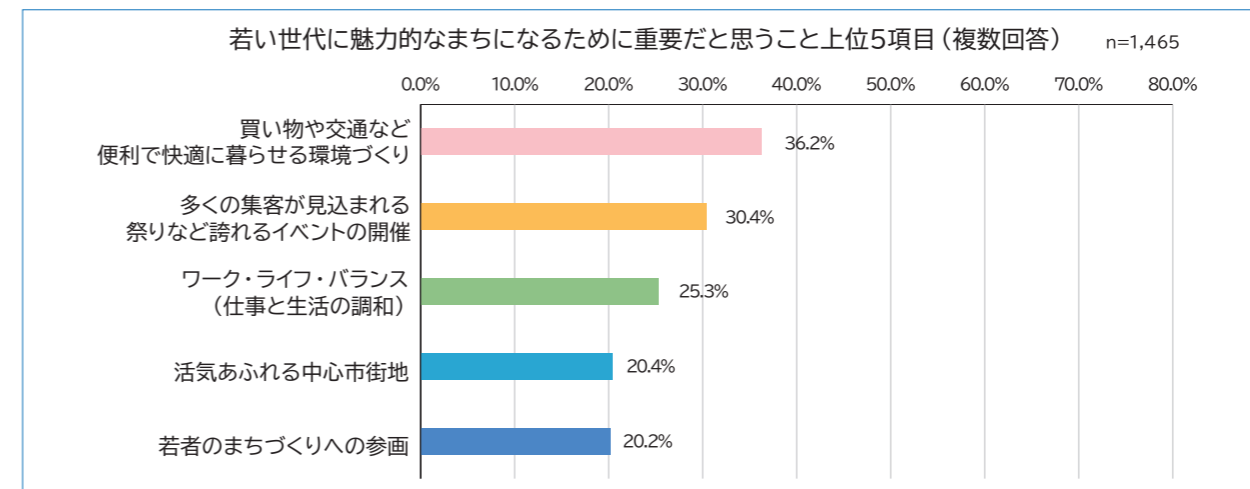
◆ 定住意向（市民アンケート調査）

「今後も伊勢崎市に住んでいたいと思いますか。」という質問に対して、「ずっと住んでいたい」、「当分住んでいたい」を合わせて、72.7%の人が「住んでいたい」と回答しています。

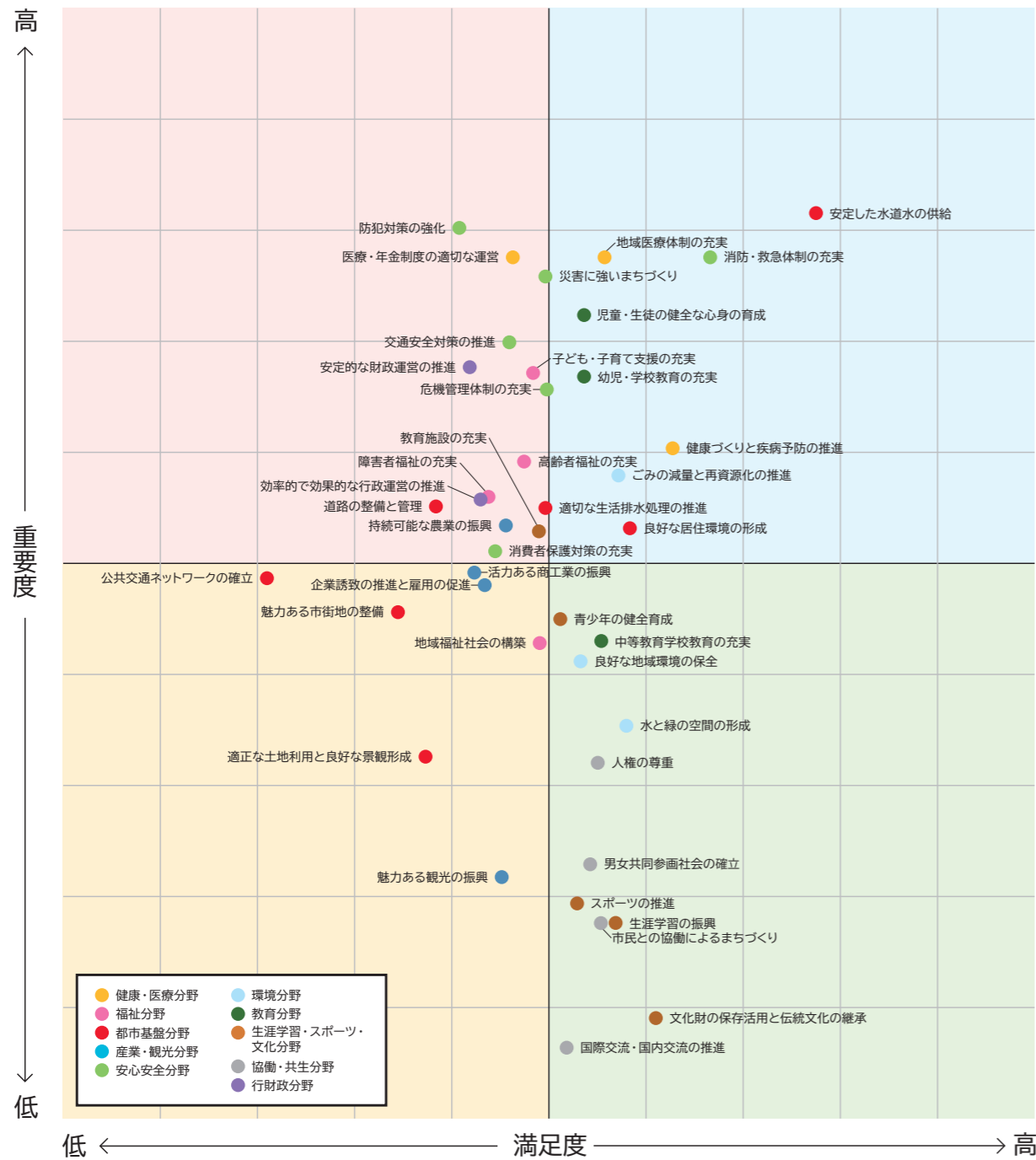


◆ 若い世代に魅力的なまちになるために重要なこと（高校生・大学生アンケート調査）

「伊勢崎市が若い世代（20代～30代）にとって魅力的なまちになるために、重要だと思うことは何ですか。」という質問に対して、「買い物や交通など便利で快適に暮らせる環境づくり」と回答した人が36.2%と最も多く、「多くの集客が見込まれる祭りなど誇れるイベントの開催」が30.4%、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」が25.3%と続いています。



◆ 第2次総合計画後期基本計画の施策別の満足度・重要度の散布図 (市民アンケート調査)



重要度が高く、満足度が低い	満足度も重要度も高い
満足度も重要度も低い	満足度が高く、重要度が低い

(3) 本市を取り巻く外部環境の変化

◆ 少子高齢化・人口減少の進行

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、我が国の総人口に対する老年人口(65歳以上)の割合は令和2年(2020年)時点で28.6%で、令和12年(2030年)には30%を超えると推計されており、少子高齢化と人口減少の進行によって年齢構成は大きく変化していくことが見込まれています。

特に、生産年齢人口(15歳~64歳)の減少は、地域の活力の低下や税収の減少など、住民の生活に大きな影響を及ぼす要因となっており、地方自治体が行政サービスを維持できなくなる可能性が生じてきています。

外部環境の変化を踏まえた、本市に必要なまちづくりの視点

- 少子化に歯止めをかけることが急務であり、出産及び子育ての支援や、教育環境の整備に取り組む必要があります。
- 老年人口の割合が21%を超える超高齢社会に対応するため、高齢者を支えていく地域社会の仕組みの構築や、社会全体の健康増進を推進していく必要があります。
- 将来にわたり必要な行政サービスを維持していくため、近隣自治体との広域連携や、民間事業者等との官民連携を推進していく必要があります。
- 本市の人口減少が比較的緩やかである要因の1つに外国人人口の増加が挙げられることから、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進し、地域の活力の維持につなげていく必要があります。

◆ 価値観・ライフスタイルの変化

新型コロナウイルス感染症の流行は、テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、人々の価値観やライフスタイルに大きな変化をもたらすと同時に、商工業や観光業の停滞など、経済活動をはじめとした様々な分野において非常に大きな影響を与えましたが、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、経済状況は回復傾向に転じています。

また、女性の社会進出や、働き方の多様化などによっても、従来の価値観やライフスタイルは大きく変容しつつあり、地域のつながりの希薄化などが進行しています。

外部環境の変化を踏まえた、本市に必要なまちづくりの視点

- 価値観やライフスタイルの変化を的確に捉え、柔軟かつスピード感を持って様々な変化に対応できるまちづくりを推進していく必要があります。
- コロナ禍からの回復傾向を後押しするため、産業の活性化を支援することで、にぎわいのあるまちづくりを推進していく必要があります。
- 地域のつながりの希薄化をくい止め、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる環境の整備に取り組む必要があります。

◆ デジタル化の急速な進展

デジタル技術の進展を背景に、IoT[※]やAI[※]、ドローンなどの新たな技術が、従来にないスピードで社会に浸透しています。国は令和3年（2021年）にデジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁を創設し、デジタル技術の実装を通じた社会課題の解決を目指しています。

地理的・経済的・身体的制約の有無にかかわらず、あらゆる人や団体が必要な時に必要なだけデジタル技術を利用できる環境を確保すること等を通じて、誰一人取り残さないデジタル化の実現に向けた取組が進み、今後、更なるデジタル化の加速が見込まれています。

外部環境の変化を踏まえた、本市に必要なまちづくりの視点

- デジタル基盤の整備や人材育成などに取り組むことで、行政の効率化や市民の利便性の向上を推進していく必要があります。
- 商工業、農業など、様々な分野でのデジタル技術の導入や活用を支援することで、生産性の向上や、労働環境の総合的な改善を促進する必要があります。
- 全ての市民がデジタル技術を活用した行政サービスを利用できるよう、個々のニーズに応じたきめ細かな対応を進めていく必要があります。

◆ 環境問題・カーボンニュートラル[※]への対応

世界各国でエネルギー分野のインフレーションが顕著となっており、日本においても電力需給のひっ迫や、エネルギー価格の高騰が生じています。また、世界各地で異常気象や大規模な気象災害が増加するなど、気候変動問題への対応は、今や人類共通の課題となっています。世界的に脱炭素の機運が高まる中、日本は「GX[※]を加速させ、令和32年（2050年）までにカーボンニュートラルの実現を目指す」ことを宣言し、取組を進めています。

環境問題への意識は企業においても高まっており、CSR[※]活動として環境保全への貢献に取り組む企業の増加や、取組内容の高度化が進んでいます。

外部環境の変化を踏まえた、本市に必要なまちづくりの視点

- 行政による取組だけでなく、市民や事業者に対しても行動変容を促し、1人ひとりが脱炭素社会の実現に向けた取組を推進できる仕組みを構築する必要があります。
- 大規模な災害による影響を最小化し、迅速に回復する強くてしなやかなまちづくりを推進していく必要があります。
- 二酸化炭素排出量削減による環境負荷の軽減、交通弱者の利便性向上等の観点から、公共交通ネットワークの再構築により、自家用車への依存度を下げていく必要があります。

※ **IoT**: Internet of Thingsの略称で、様々な機器をネットワークに接続し、生成されたデータを活用する技術のこと。

※ **AI**: Artificial Intelligence（人工知能）の略称で、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理や技術といった広い概念で理解されているもの。

※ **カーボンニュートラル**: 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

※ **GX（グリーン・トランスフォーメーション）**: 脱炭素社会の実現のために、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心に転換するもの。

※ **CSR**: Corporate Social Responsibilityの略称で、企業が組織活動を行うにあたって担う社会的責任のこと。



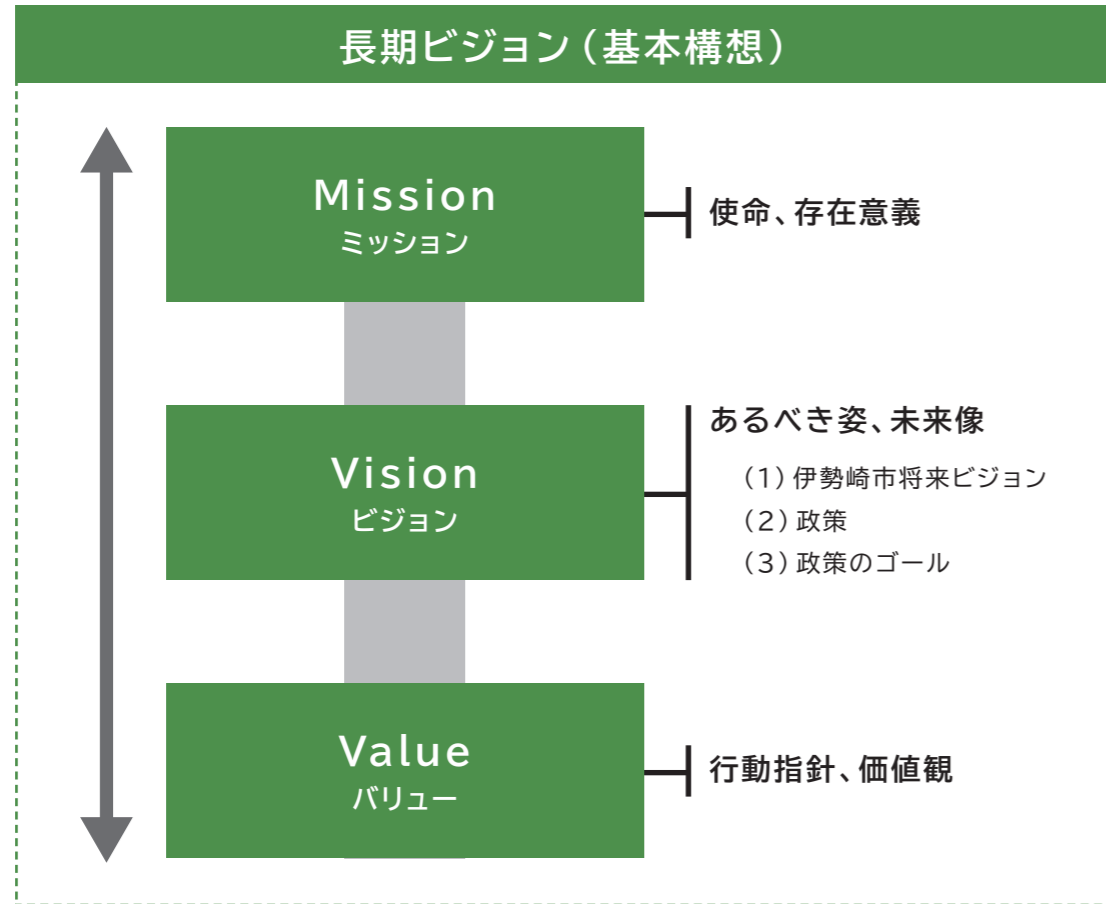
The 3rd Isesaki city Comprehensive Plan



第2章

長期ビジョン（基本構想）

【長期ビジョン（基本構想）のイメージ図】



長期ビジョン（基本構想）は、長期的視点に立った総合的かつ計画的なまちづくりの最高指針としての役割を果たすものです。

長期ビジョン（基本構想）では、伊勢崎市が社会において果たすべき使命、存在意義であるミッション、あるべき姿、未来像であるビジョン、まちづくりに際しての行動指針、価値観であるバリューを定めます。

伊勢崎市に関わる市民、企業、団体、行政などのあらゆる主体が長期ビジョン（基本構想）を共有し、理想の伊勢崎市の実現に向けて共に歩んでいきます。

ミッション（使命、存在意義）

本市の特徴を踏まえ、社会において果たすべき使命、存在意義であるミッションを次のとおり定めます。

（1）活力ある拠点の形成を

農業、商業、工業などあらゆる産業を発展させ、チャンスを生かし活力あふれる拠点を形成します。

（2）理想の共生社会の実現を

国籍、文化、世代、障害、地域など、様々な特性を理解し、尊重し合うことにより、新たな価値を創出し、理想の共生社会を実現します。

ビジョン（あるべき姿、未来像）

ビジョンは、本市がミッションを果たすためのあるべき姿、未来像です。

長期ビジョン（基本構想）の計画期間である10年間に縛られることなく、長期的な視点で目指す市の未来像として伊勢崎市将来ビジョンを定めます。

そして、伊勢崎市将来ビジョンを実現するための7つの政策と、政策ごとに今後10年間で達成する7つの姿である政策のゴールを定めます。

なお、7つ目の政策のゴールは、他の6つのゴールを下支えする市の政策全般に関するゴールとして位置付けます。

（1）伊勢崎市将来ビジョン

伊勢崎市将来ビジョンを次のとおり定めます。

『えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市 いせさき』

えがお咲く未来へ

伊勢崎市は、山々の眺望、豊かな大地、川の流れるに抱かれた自然環境を礎に、革新的な養蚕と絹織物技術を生み出し、日本の近代化を牽引してきました。

こうした偉大なる先人の知恵が引き継がれ、四季折々の花が咲くように、豊かな農業、活発な商業、力強い工業などの特色ある産業が開花しています。

将来の伊勢崎市は、ここに暮らす誰もが、自己の可能性を生かし、共に歩み手を取り合い、それぞれが幸せの笑顔を咲かせ、更に活力あるウェルビーイング[※]な未来を創っています。

持続可能な共生都市

国籍、文化、世代、障害、地域など、多様性のある地域社会が構成されています。

将来の伊勢崎市は、次世代に引き継ぐ豊かな自然環境と、分け隔てなくお互いを尊重し支え合えるインクルーシブ社会[※]の実現に向けて、本市に関わる全ての人々が最先端の技術を駆使して自らを変革し続け、持続可能な共生都市を創っています。

「えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市 いせさき」を目指して、私たちはこれからの伊勢崎市を紡いでいきます。

※ **ウェルビーイング (well-being)** : 身体だけでなく、精神面、社会面も含めて健康で、社会全体が幸福で満たされた状態。

※ **インクルーシブ (inclusive) 社会** : 性別、国籍、宗教の違いや障害等の有無によって、分け隔てられることなく、誰もが互いを認め支え合って生活できる社会。

(2) 政策

伊勢崎市将来ビジョンを実現するための7つの政策を次のとおり定めます。



(3) 政策のゴール

政策ごとに今後10年間で達成する7つの姿である政策のゴールを次のとおり定めます。

1 子育て・教育政策のゴール

未来の担い手が育ち、全ての人々が成長し続けられるまち

それぞれの家庭や親のライフスタイルに対応した出産及び子育ての支援を充実し、子どもを安心して産み育てることができる環境を整備します。

また、より良い未来を創り出す次代を担う人材を育むため、知識の習得、人を思いやる健全な心の成長、たくましく生きる体をつくる学びを実践します。

そして、誰もがいつでも学ぶことができ、学びの楽しさを地域に還元することで、地域の学びの輪を広げ、郷土愛を育み、全ての人々が心豊かに生きがいを持って成長できるまちをつくりまします。

2 健康・福祉政策のゴール

誰もが健康で互いに支え合いながら生き生きと暮らせるまち

全ての人々が自身や大切な人の健康を気遣い、いつまでも心身ともに健やかに過ごせるよう保健・医療・スポーツに係る支援を推進します。

また、高齢化の進展に伴う諸課題に対応するため、健康寿命を延ばす取組を推進するほか、高齢者が生きがいを持ちながら地域と関わり合える社会をつくりまします。

そして、障害者への支援の充実と理解促進を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら自分らしく生き生きと暮らせるまちをつくりまします。

3 産業・観光・文化政策のゴール

経済の好循環が生まれ、活気にあふれ人が集えるまち

災害に強い地域特性や交通の利便性の高さを生かし、様々な企業の誘致や、起業及び産業集積を促進することにより、雇用を創出し、個人所得の増加、消費の拡大、また、税収増加による公共サービスの充実と経済の好循環を生み出します。

また、農業における担い手の確保や生産性の向上を図り、持続可能な農業を推進します。

そして、祭りなどの地域の伝統文化の継承、芸術文化の振興を図るとともに、観光や商業の活性化を支援することで、市外から多くの人々が訪れ交流できるにぎわいのあるまちをつくりまします。

4 まちづくり政策のゴール

住環境と自然環境が調和した、心地良い空間で暮らせるまち

道路、橋りょう、公園、上下水道など人々が生活するために必要な都市基盤の整備や効率的な維持管理を行い、日常生活の快適性・利便性を向上させます。

また、公共交通ネットワークの再構築に取り組むことにより、買物や通院など、日常生活に必要な移動手段の維持と確保を図ります。

そして、将来的な高齢化や人口減少を見据え計画的な土地利用と良好な景観形成を推進し、随所に自然を感じられる本市の特徴を生かしながら、心安らぐ空間で暮らせるまちをつくりまします。

5 安心安全政策のゴール

1人ひとりが日頃から安全を意識し、安心して暮らせるまち

近年、地震や台風、ゲリラ豪雨などの災害が頻発しており、激甚化が進んでいます。今後起こり得る未曾有の災害に備え、都市基盤等の整備などによるハード面の対策と、地域における防災体制の強化、市民1人ひとりの防災意識の向上を図るなどソフト面の対策を推進することで、災害による影響を最小化し、迅速に回復する強くてしなやかなまちをつくりまします。

また、特殊詐欺を含めたあらゆる犯罪の危険や交通事故から市民を守るため、防犯体制を強化し、犯罪や事故を未然に防ぎ安心して暮らせるまちをつくりまします。

6 環境政策のゴール

あらゆる活動で環境に配慮し、1人ひとりが脱炭素社会や循環型社会の実現に向けて行動できるまち

地球温暖化、気候変動は、地球規模で脅威をもたらしています。市民、企業、団体、行政が一体となって、脱炭素社会の実現に向け、包括的な取組を促進させ、これら課題の解決に向け、行動、実践していくことが必要です。

水と緑あふれる自然環境、生物多様性の保護保全と、ごみの減量化や再資源化の推進の取組を効果的に進め、循環型社会の実現のため、皆で取り組む事業、行動に環境配慮の視点を取り入れて、環境に配慮したまちをつくりまします。

7 共生・共創・行財政政策のゴール

互いに認め合い、共に創る、未来に向かって持続発展できるまち

本市は、旧伊勢崎市、赤堀町、東村、境町が合併してできた都市であり、今もそれぞれの地域の特色を残しています。また、外国人人口が多く、国籍によって生活習慣や文化などが異なります。

本市は、こうした地域性、国籍はもちろん年齢、性別などで分け隔てることなく、互いに認め合う共生社会を実現し、本市に関わる全ての人たちと力を合わせ、理想的なまちづくりを推進していきます。

また、時代の潮流に対応した新しい視点、広く環境に配慮した視点をあらゆる施策に取り入れていくことにより、将来の予測が困難な状況においても、自然と人が共生した持続的に発展するまちをつくりまします。

バリュー（行動指針、価値観）

まちづくりに際して持つべき行動指針、価値観であるバリューを次のとおり定めます。

（1）協働による共創

市民、企業、団体、行政など多様な主体がそれぞれの強みを生かしながら協力し、生き生きと過ごせるまちを共に創ります。

（2）変革による成長

目まぐるしく変化する社会情勢に対応するため、新たな考え方や先進的な技術を柔軟に取り入れながら、着実に成長していけるまちづくりを進めます。

（3）尊重による共生

国籍、文化、世代、障害、地域などあらゆる多様性を尊重し認め合い、1人ひとりが自分らしく過ごせるまちづくりを進めます。

（4）環境志向による持続

本市のあらゆる資源を環境の視点から最大限に活用し、将来にわたって持続するまちづくりを進めます。



The 3rd Iseaki city Comprehensive Plan



第3章

前期アクションプラン

1 はじめに	20
2 地区別計画	28
3 重点プロジェクト	38
4 重点施策	66

令和8年4月1日 改訂

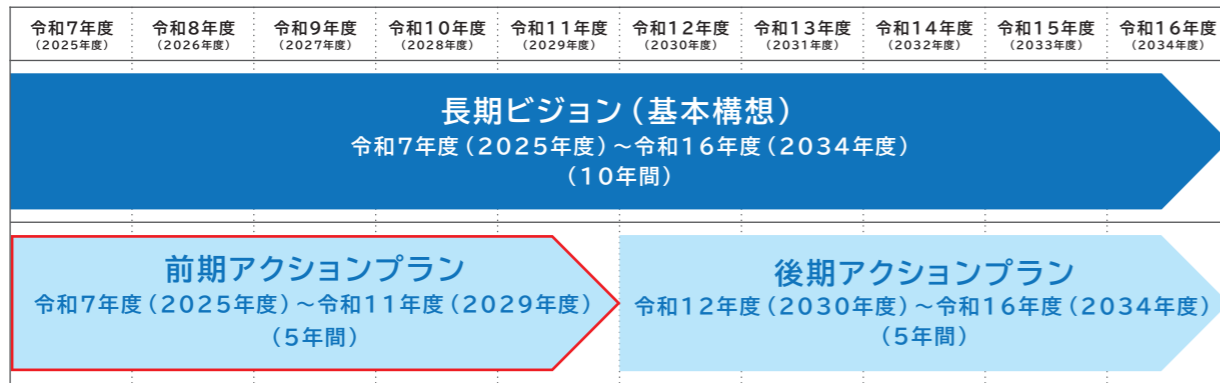
1 はじめに

(1) アクションプランの趣旨

アクションプランは、長期ビジョン（基本構想）で定める伊勢崎市将来ビジョン「えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市 いせさき」を実現するため、市全体で推進する具体的な方策をまとめた行動計画です。

(2) 計画期間

前期アクションプランは、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間の計画とします。



(3) アクションプランの体系

長期ビジョン（基本構想）において、伊勢崎市将来ビジョン「えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市 いせさき」を実現するため、7つの「政策」と政策ごとに今後10年間で達成する「政策のゴール」を定めました。

前期アクションプランでは、「地区別計画」、「重点プロジェクト」、「重点施策」の3つのアプローチにより、「政策のゴール」の達成に向けた取組を推進していきます。

地区別計画

合併前の市町村単位である伊勢崎、赤堀、東、境の4地区について、地域の特性や強み・課題などを整理し、前期アクションプランの計画期間における地域づくりの方向性・振興策を示すものです。

各地区が特色を生かして発展し相互に連携する「地域間の共生」を推進し、4地区が一体となった魅力的な伊勢崎市を目指すものとして位置付けます。

重点プロジェクト

緊急性・重要性が高く、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間で優先して取り組むべき課題を、施策横断的に5つのプロジェクトとしてパッケージ化し、これらの解決に向けた取組を掲げるもので、これを「伊勢崎市版総合戦略」として位置付けます。

重点施策

長期ビジョン（基本構想）の方向性に沿った、市が重点的に推進すべき取組を、7つの政策に対して36の施策に整理し掲げるものです。

【体系のイメージ図】



(4) 「SDGs」と「いせさきGX」の推進

前期アクションプランの推進に当たっては、SDGsの理念を念頭に推進していきます。SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略語で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択されたものです。令和12年（2030年）までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標です。その内容は、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対する統合的な取組が示されています。

我が国においては、平成28年（2016年）に「SDGs実施指針」が策定され、関係府省庁が一体となって推進しています。地方創生の分野においても、SDGsの理念に沿った取組が展開されており、平成30年（2018年）以降、内閣府では、SDGsの達成に向けた取組を積極的に推進する自治体を「SDGs未来都市」として選定しています。各地域において行政、民間事業者及び市民等の異なる主体（ステークホルダー）が連携し、経済・社会・環境の各分野をつなぐ統合的な取組による持続可能なまちづくりと地域活性化が進められています。

以上の社会的な情勢を踏まえ、本市においても、SDGsという新たな理念を本市の政策に積極的に取り入れていくこととしており、令和6年（2024年）5月には国が進める「SDGs未来都市」に選定されました。

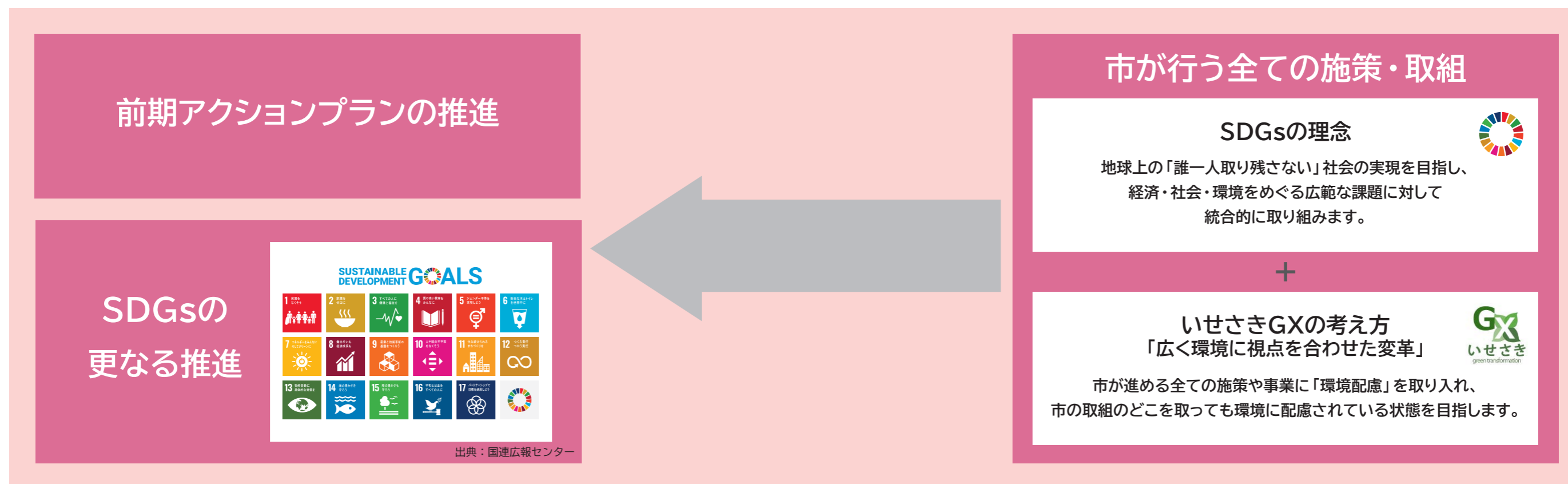
SDGs未来都市としての取組を取りまとめた「SDGs未来都市計画」では、「Transforming our City ISESAKI～持続可能な多文化共生都市を目指して～」を掲げ、多文化共生の推進を軸に、経済・社会・環境の3つの側面における相乗効果・好循環の実現を目指すこととしています。SDGsに係る進行管理はSDGs未来都市計画において実施しますが、総合計画の推進に当たっても、SDGsの理念を念頭に置いて取組を進めていくこととします。また、多様なステークホルダーの連携の下、経済・社会・環境の各分野をつなぐ政策の全体最適化や地域課題解決の加速化など、地方創生の取組を一層充実させていきます。

さらに、本市独自の取組として、「いせさきGX」を推進します。GXとは、「Green Transformation」の略語で、経済産業省は、「脱炭素社会の実現のために、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心に転換するもの」と定義しています。

一方、いせさきGXは、「脱炭素に限定せず、一般的な環境問題への対応として、あらゆる主体が進める全ての取組を環境配慮という観点から検討・実行するもの」と定義し、この考えの下で前期アクションプランにおける全ての取組を進めることで、更なるSDGsの推進を図ります。まちづくりにおいて、「環境」は全ての市民が同じ価値観の下で議論できる統一のテーマでもあることから、市民、企業、行政等の垣根を越えて、いせさきGXという共通認識の下、環境にやさしく、持続可能な経済・社会の実現に取り組んでいくこととします。

前期アクションプランの推進に当たっては、以上のSDGsの理念及びいせさきGXの考え方を念頭に、将来にわたって成長力を確保し、人々が安心して暮らせる持続可能な伊勢崎市の実現に取り組んでいきます。

【イメージ図】



【重点施策とSDGsの対応】

政策	重点施策	SDGs																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
子育て・教育政策	1-1 子どもを産み育てる環境づくりの推進			○	○				○		○	○					○	
	1-2 幼児教育・学校教育の充実				○	○					○						○	○
	1-3 1人ひとりに寄り添う教育の推進	○		○	○	○					○						○	○
	1-4 児童・生徒の健全な心身の育成		○	○	○							○						
	1-5 子どもから若者までの支援の充実											○					○	○
	1-6 生涯を通じた学びの機会の充実				○							○						○
	1-7 誇れる文化財の保護・継承				○							○						
健康・福祉政策	2-1 健康づくりと疾病予防の推進			○								○						○
	2-2 地域医療体制の充実			○								○						○
	2-3 社会保険制度の健全な運営			○														
	2-4 スポーツを楽しむ環境づくりの推進			○	○							○						
	2-5 地域の支え合いによる福祉の増進	○	○	○	○						○	○						
	2-6 高齢者の生き生きとした暮らしの推進			○					○			○						○
	2-7 障害者への支援の充実			○	○				○		○	○						○
産業・観光・文化政策	3-1 商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進	○				○			○	○	○	○	○					
	3-2 企業誘致の推進と販路拡大の促進	○				○			○	○	○	○	○					
	3-3 効率的かつ安定的な農業の推進		○						○	○					○			
	3-4 特長のある観光の創出と振興								○			○						○
	3-5 文化活動の継承と振興				○													○
まちづくり政策	4-1 適正な土地利用と良好な景観形成											○						○
	4-2 魅力ある市街地の形成								○	○		○						○
	4-3 効率的かつ効果的な道路インフラの整備									○		○						
	4-4 利便性の高い公共交通ネットワークの確立			○								○						
	4-5 安定した水道水の供給と下水処理の適正化						○	○		○		○			○	○		
	4-6 心安らぐ住環境の整備	○		○							○	○	○					
安心安全政策	5-1 災害に強いまちづくりの推進											○		○			○	○
	5-2 防犯力の向上と消費者保護の推進				○							○					○	
	5-3 交通安全対策の推進				○							○						
	5-4 消防・救急体制の充実と強化			○								○		○				○
環境政策	6-1 脱炭素社会の推進				○				○		○	○	○					○
	6-2 循環型社会の推進				○						○	○	○	○	○			○
	6-3 豊かな自然環境の保全と衛生的な生活環境の推進				○		○				○			○	○			○
共生・共創・行財政政策	7-1 互いに認め合う多文化共生の推進				○				○		○	○	○	○			○	○
	7-2 人権を尊重するまちづくりの推進				○	○					○						○	○
	7-3 協働まちづくりと地域活動の推進										○							○
	7-4 効率的かつ安定的な行財政経営の推進								○	○		○	○					

SDGsのゴール



2 飢餓をゼロに
 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

4 質の高い教育をみんなに
 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。

6 安全な水とトイレを世界中に
 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

8 働きがいも経済成長も
 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。

10 人や国の不平等をなくそう
 国内及び各国間の不平等を是正する。

12 つくる責任 つかう責任
 持続可能な生産消費形態を確保する。

14 海の豊かさを守ろう
 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

16 平和と公正をすべての人に
 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

1 貧困をなくそう
 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

3 すべての人に健康と福祉を
 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

5 ジェンダー平等を実現しよう
 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

9 産業と技術革新の基盤をつくろう
 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

11 住み続けられるまちづくりを
 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

13 気候変動に具体的な対策を
 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

15 陸の豊かさを守ろう
 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

17 パートナーシップで目標を達成しよう
 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

(5) 進行管理

社会情勢が目まぐるしく変化している中、多様化・複雑化する行政課題に的確かつしなやかに対応していくためには、目的と手段を明確にし、目指す姿の達成状況について継続的に管理することが必要です。

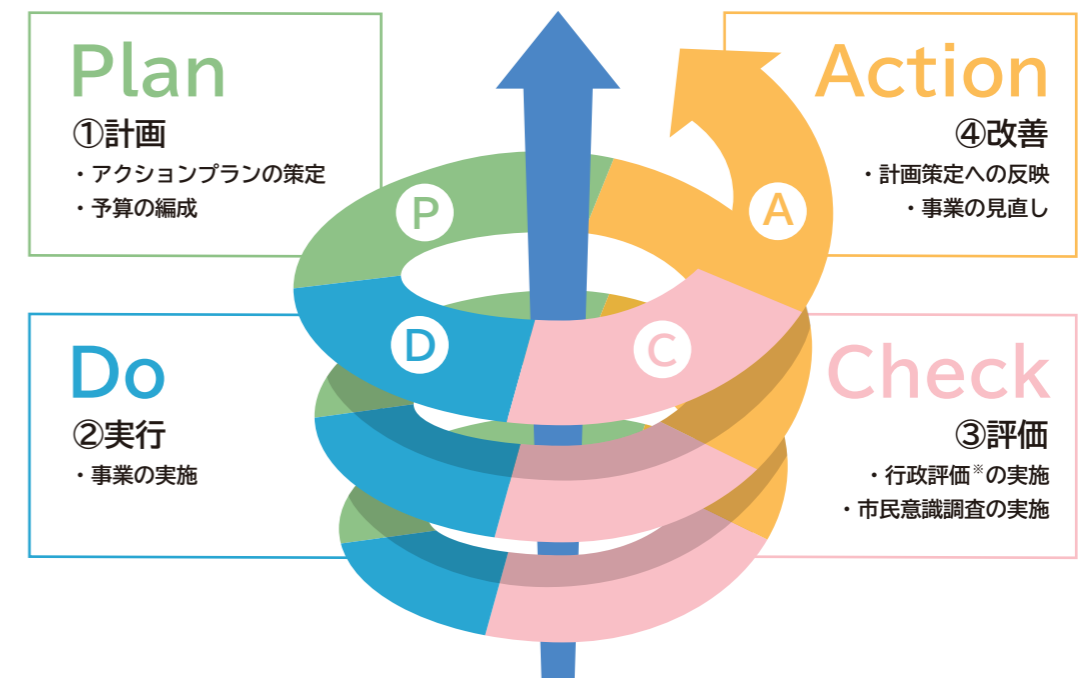
前期アクションプランの推進に当たっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つの段階を連動させたPDCAサイクルを確立します。

市民意識調査により各重点施策の満足度及び重要度を調査し、市民の意向を把握するとともに、外部有識者等による外部評価を実施し、効果検証を行い、施策や事業の見直し、修正を行います。

効果検証では、前期アクションプランに定める各指標に基づき進捗状況や効果を検証することとし、必要に応じて目標値や指標の見直しを行うこととします。

螺旋階段のようにPDCAサイクルを回していくことで、総合計画を推進していきます。

【PDCAサイクルのイメージ】



* 行政評価: 数値目標などを通じて、施策や事業を妥当性、効率性などの視点から客観的に評価し、行政運営を改善していく手法。

2 地区別計画

(1) 地区別計画策定の趣旨

本市は、平成17年（2005年）に伊勢崎市、赤堀町、東村、境町の4市町村の合併により、新しく人口20万人の「伊勢崎市」として生まれ変わり、令和7年（2025年）1月1日には新市誕生から20年を迎えました。

地区別計画は、合併前の市町村単位である伊勢崎、赤堀、東、境の4地区について、地域の特性や強み・課題などを整理し、前期アクションプランの計画期間における地域づくりの方向性・振興策を示すものです。

各地区が特色を生かして発展し相互に連携する「地域間の共生」を推進し、4地区が一体となった魅力的な「伊勢崎市」を目指すためのものであり、第3次伊勢崎市総合計画前期アクションプランの柱の1つとして位置付けます。

地区ごとに開催した市政懇談会等により、地区住民の意見を聴取し、多くの市民の参画により策定しました。

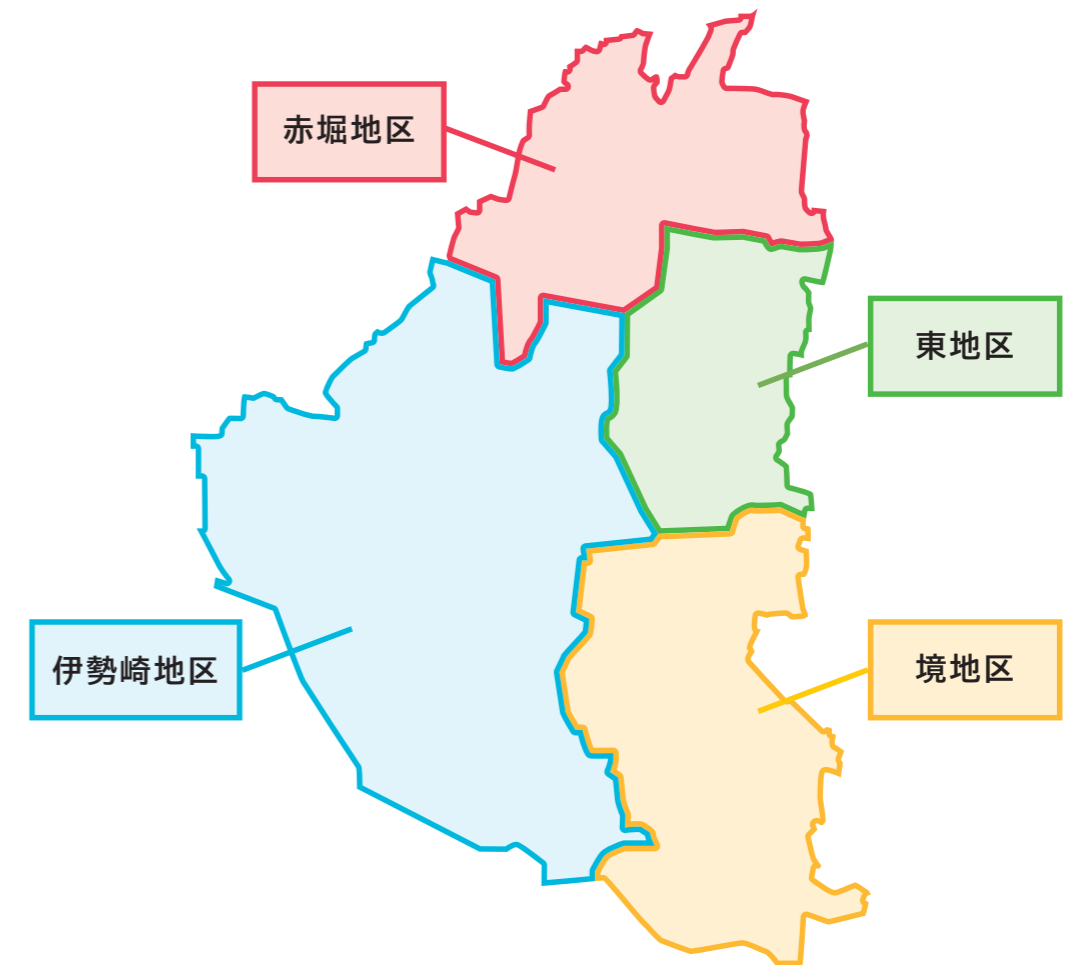
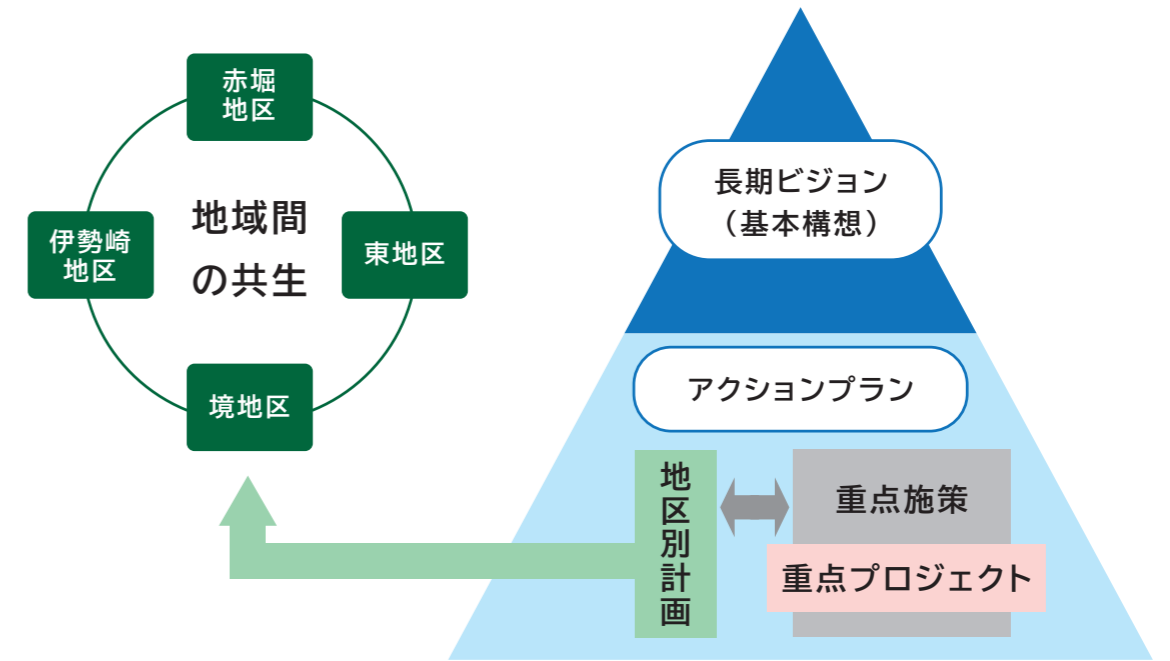
(2) 地区別計画の構成

地区別計画の構成は、下表のとおりです。「地域づくりの方向性・振興策」では、前期アクションプランの重点施策のうち、関連性の高いものを方向性・振興策ごとに示しています。

なお、各地区共通の課題については、重点施策として全市的に取組を推進していきます。

項目名	概要
地域の特性 (地理的特徴・地域資源・地域活動)	各地区の地理的な特徴、独自の文化、イベント、活動などを整理して掲載しています。
データでみる地域の現状	これまでの人口の推移など、各地区の定量的なデータや市民意識について掲載しています。
地域の強み・課題	生かすべき地域資源やインフラなどの良いところ、困り事や不便な点といった、地域の強みや課題を整理して掲載しています。
地域づくりの方向性・振興策	地域の特性や強み・課題を踏まえ、各地区における取組の方向性や振興策を掲載しています。

【第3次伊勢崎市総合計画の構成と地区別計画の区域】



伊勢崎地区

■ 地域の特性（地理的特徴・地域資源・地域活動）

- ▶ 市の西部に位置し、西側は前橋市と玉村町、南側は利根川を挟んで埼玉県本庄市に接しています。
- ▶ 伊勢崎駅、新伊勢崎駅が位置しており、JR両毛線及び東武伊勢崎線の2路線が利用可能となっています。両駅を中心に、商業施設や文化・行政サービス施設などの各種都市機能が集積し、本市の中心市街地を形成しています。
- ▶ 北部を東西方向に北関東自動車道及び一般国道17号上武道路が通っており、地域内に設置されている北関東自動車道の波志江パーキングエリアにはスマートインターチェンジが設置されています。
- ▶ 南西部には利根川、北西から南東にかけて利根川の支流である広瀬川、粕川、葦川が流れています。
- ▶ 遊園地を含む華蔵寺公園などの大規模な公園が立地しており、市内外から多くの人々が来園しています。
- ▶ 西部には大規模商業施設が集積するとともに、伊勢崎オートレース場が立地しており、市内外から多くの人々が集まっています。
- ▶ 地域のイベント等：華蔵寺公園花まつり、いせさきまつり、いせさき燈華会、いせさき初市^{とうかえ} 等



華蔵寺公園遊園地



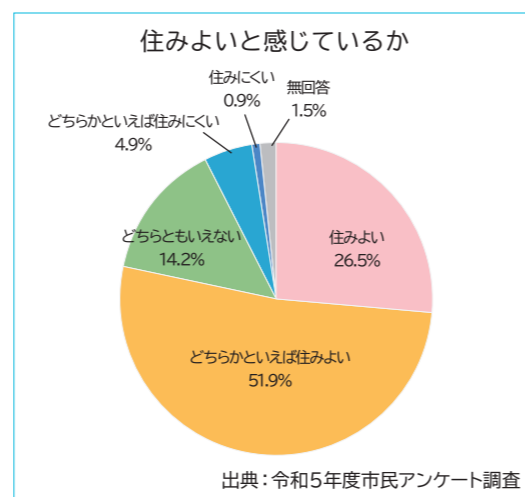
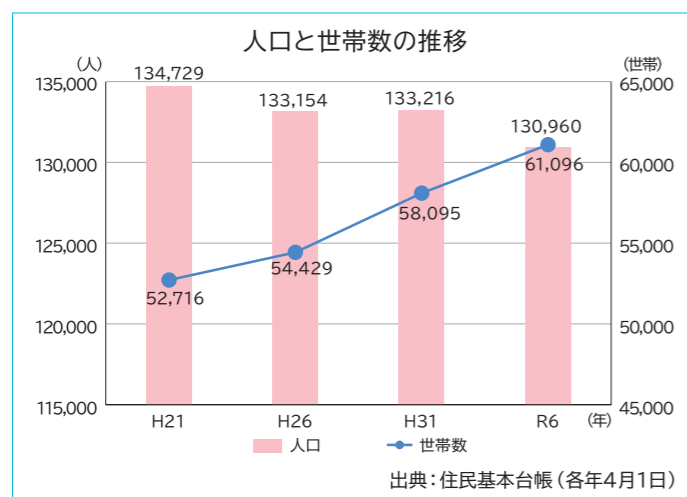
伊勢崎駅



いせさきまつり

■ データでみる地域の現状

人口(令和6年4月1日)：130,960人(市全体の61.8%)
世帯数(令和6年4月1日)：61,096世帯(市全体の63.6%)



■ 地域の強み・課題

強み	課題
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市内高校・大学の集積 ▶ 農業・商業・工業の均衡ある発展 ▶ 産業団地への企業進出 ▶ 道路交通網の利便性 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 農地の集約や担い手の確保 ▶ 中心市街地の更なる活性化 ▶ 地域防災力の強化 ▶ 水害への備え

■ 地域づくりの方向性・振興策

▶ 教育振興による子育てしやすい地域づくり

上武大学と東京福祉大学をはじめとする高等教育機関が立地する強みを生かし、市と様々な教育機関との連携を推進することで、地域内にとどまらず市全体の学校教育と生涯学習の充実を図ります。これにより、子育て世代の教育面でのニーズに応え、子育てしやすい地域づくりに取り組みます。

■ 関連する重点施策

【1-2】幼児教育・学校教育の充実 【1-6】生涯を通じた学びの機会の充実

▶ 交通利便性を生かした農業・商業・工業の均衡ある発展

各所に広がる良好な農地や産業団地、西部の伊勢崎オートレース場や大規模商業施設など、地区内の多様な地域資源と、2つの鉄道駅や高速道路のインターチェンジ、国道などの交通利便性を生かし、農業・商業・工業のバランスが取れた発展を推進します。

■ 関連する重点施策

【3-1】商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進
【3-2】企業誘致の推進と販路拡大の促進 【3-3】効率的かつ安定的な農業の推進
【4-1】適正な土地利用と良好な景観形成 【4-3】効率的かつ効果的な道路インフラの整備

▶ 観光振興と中心市街地のにぎわいの創出

華蔵寺公園遊園地や伊勢崎オートレース場、いせさきまつりなどの地域資源を活用した観光振興を図るとともに、官民連携により中心市街地に更なるにぎわいを創出することで、市内外から多くの人々が集まる魅力的な観光・レクリエーション拠点の形成を推進します。

■ 関連する重点施策

【3-4】特長のある観光の創出と振興 【4-2】魅力ある市街地の形成

▶ 水害に強いまちづくりの推進

台風や大雨により洪水が発生した場合、南部を中心に広い範囲で浸水が想定されることから、行政、関係団体、自主防災組織等が一体となった防災体制の強化を進めます。河川や水路等の溢水^{いっすい}※を解消するための治水対策を推進し、水害に備えます。

■ 関連する重点施策

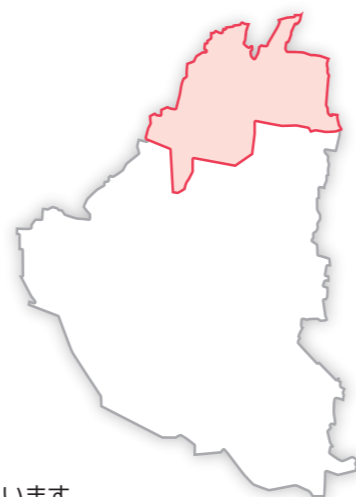
【5-1】災害に強いまちづくりの推進

※ 溢水：河川などの水があふれ出ること。

赤堀地区

■ 地域の特徴（地理的特徴・地域資源・地域活動）

- ▷ 市の北部に位置し、前橋市、桐生市、みどり市に接しています。
- ▷ 道路網としては、一般国道17号上武道路と一般国道50号が通っており、広域幹線道路として一般国道50号前橋笠懸道路も整備が進められています。また、南部には、隣接して北関東自動車道の伊勢崎インターチェンジが設置されています。
- ▷ 粕川や早川などの河川や用水が流れているほか、まとまりのある樹林地を有する自然豊かな地域です。
- ▷ あかぼり小菊の里や赤堀花しょうぶ園、赤堀せせらぎ公園などの自然的な地域資源が立地しています。
- ▷ 史跡^{おんなぼり}女堀や赤堀茶臼山古墳をはじめとする歴史・文化的な地域資源が点在しています。
- ▷ 広大な土地を利用した新たな住宅地の開発も進んでおり、人口が増加している地域です。
- ▷ 地域のイベント等：赤堀夏まつり、あかぼり小菊の里まつり、櫛祭あかぼり 等



あかぼり小菊の里



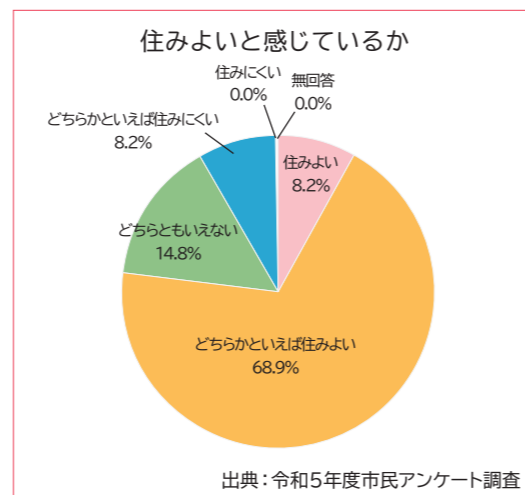
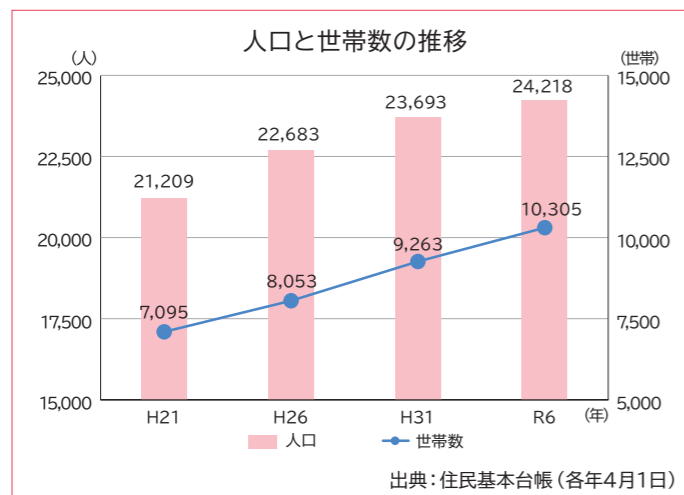
赤堀花しょうぶ園



赤堀夏まつり

■ データでみる地域の現状

人口(令和6年4月1日)：24,218人(市全体の11.4%)
世帯数(令和6年4月1日)：10,305世帯(市全体の10.7%)



■ 地域の強み・課題

強み	課題
<ul style="list-style-type: none"> ▷ 史跡女堀などの歴史・文化的な地域資源 ▷ 豊かな自然環境 ▷ 道路交通網の利便性 ▷ 人口の増加傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 地域コミュニティの活性化 ▷ 持続可能な農業への取組 ▷ 生活道路等の整備

■ 地域づくりの方向性・振興策

▷ 歴史・文化的な地域資源を生かした活力あるまちづくり

史跡女堀や赤堀茶臼山古墳をはじめとする遺跡・史跡などの歴史・文化的な地域資源を保全活用するとともに、赤堀歴史民俗資料館での保存・情報発信に努めます。また、地区内の山車が一堂に会する赤堀夏まつり等の伝統的行事の振興により、地域の歴史・文化を継承するとともに地域コミュニティの活性化を図ります。

■ 関連する重点施策

【1-7】誇れる文化財の保護・継承 【3-5】文化活動の継承と振興 【7-3】協働まちづくりと地域活動の推進

▷ 豊かな自然環境の保全と活用

あかぼり小菊の里や赤堀花しょうぶ園、赤堀せせらぎ公園などの自然的な地域資源を保全活用するとともに、道路交通網の利便性を生かして、地域の豊かな自然環境に触れることのできる魅力的な観光・レクリエーション拠点の形成を推進します。

■ 関連する重点施策

【3-4】特長のある観光の創出と振興 【4-6】心安らぐ住環境の整備
【6-3】豊かな自然環境の保全と衛生的な生活環境の推進

▷ 道路交通網を生かした活力ある産業の推進

農業生産基盤の整備を進め、良好な農地を保全するとともに、一般国道50号前橋笠懸道路の整備計画、一般国道17号上武道路や一般国道50号による近隣地域へのアクセス性、北関東自動車道の伊勢崎インターチェンジへの近接性といった広域的な交通利便性の高さを生かし、市北部における産業拠点形成の推進と、雇用の創出を図ります。

■ 関連する重点施策

【3-2】企業誘致の推進と販路拡大の促進 【3-3】効率的かつ安定的な農業の推進
【4-1】適正な土地利用と良好な景観形成 【4-3】効率的かつ効果的な道路インフラの整備

▷ 安全でゆとりある居住環境の形成

人口の増加傾向を踏まえ、生活道路における幅員4m未満の狭あい道路の解消、危険性の高い道路の整備などに地域住民や関係機関と連携して取り組み、安全で落ち着きのある市街地環境を保護します。また、地域の豊かな自然環境の保全と計画的な土地利用の推進により、ゆとりある良好な居住空間を形成します。

■ 関連する重点施策

【4-1】適正な土地利用と良好な景観形成 【4-3】効率的かつ効果的な道路インフラの整備
【4-6】心安らぐ住環境の整備 【6-3】豊かな自然環境の保全と衛生的な生活環境の推進

東地区

■ 地域の特性（地理的特徴・地域資源・地域活動）

- ▷ 市の東部に位置し、太田市に接しています。
- ▷ JR両毛線の国定駅が設置されており、鉄道を利用することで中心市街地への移動が可能となっているほか、前橋方面、桐生方面へのアクセス性を高めています。
- ▷ 道路網としては、一般国道17号上武道路が西部を南北に通っているほか、主要地方道桐生伊勢崎線及び足利伊勢崎線が通っています。
- ▷ 良好な田園環境が広がるほか、集客力の高い大規模商業施設が立地し、広域から多くの人々が訪れる商業地を形成しています。また、あずま支所周辺には、行政サービスをはじめとする暮らしを支える生活関連サービス施設が集積しています。
- ▷ 小泉稻荷神社及び大鳥居、鶴巻古墳などの歴史・文化的な地域資源とともに、あずま水生植物公園などの自然的な地域資源も点在しています。
- ▷ あずまサッカースタジアムやあずまウォーターランドなど、スポーツ施設が充実しています。
- ▷ 地域のイベント等：小泉稻荷神社春季大祭、あずま夏まつり、あずま産業祭、小泉稻荷神社初詣 等



小泉稻荷大鳥居と周辺のコスモス



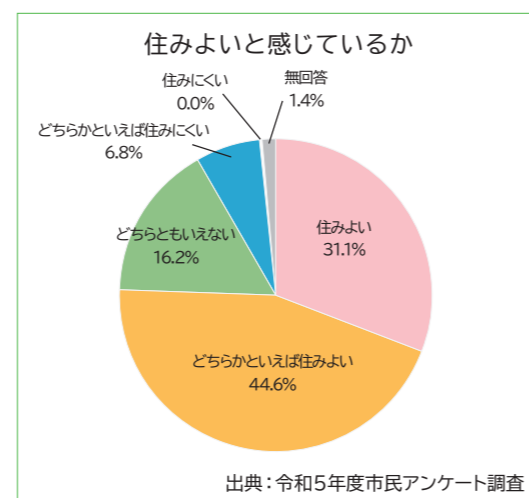
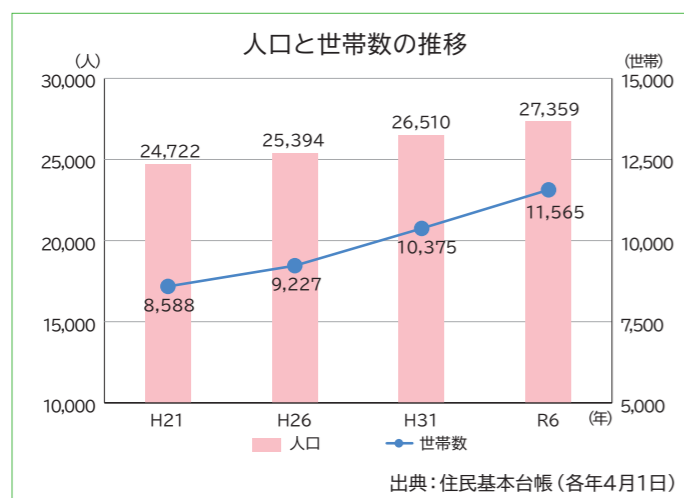
あずまサッカースタジアム



あずま夏まつり

■ データでみる地域の現状

人口（令和6年4月1日）：27,359人（市全体の12.9%）
世帯数（令和6年4月1日）：11,565世帯（市全体の12.1%）



■ 地域の強み・課題

強み	課題
<ul style="list-style-type: none"> ▷ 小泉稻荷神社などの歴史的な地域資源 ▷ 集客力の高い大型商業施設の立地 ▷ 道路交通網の利便性 ▷ 良好な田園環境 ▷ 人口の増加傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 地域の文化（祭り等）の継承 ▷ 地域コミュニティの活性化 ▷ 魅力的な仕事、雇用の確保 ▷ 生活道路等の整備

■ 地域づくりの方向性・振興策

▷ 多様な地域資源や伝統行事を生かした活力あるまちづくり

小泉稻荷神社及び大鳥居、鶴巻古墳などの歴史・文化的な地域資源やあずま水生植物公園などの自然的な地域資源を保全・活用し、魅力ある観光・レクリエーション拠点の形成を推進します。また、あずま夏まつり等の伝統的行事の振興により、地域の歴史・文化を継承するとともに地域コミュニティの活性化を図ります。

■ 関連する重点施策

- 【1-7】誇れる文化財の保護・継承
- 【3-4】特長のある観光の創出と振興
- 【3-5】文化活動の継承と振興
- 【7-3】協働まちづくりと地域活動の推進

▷ 暮らしを支える地域拠点の維持・充実

集客力の高い大型商業施設周辺について、広域的な交流を担う魅力的な商業空間として維持・整備し、地域経済の活性化を図ります。また、あずま支所周辺について、地域交流拠点として、行政サービスをはじめとした生活関連サービス施設のまよりの維持・充実に努めます。

■ 関連する重点施策

- 【3-1】商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進
- 【4-1】適正な土地利用と良好な景観形成

▷ 良好な田園環境と調和した産業の推進

ほ場整備など生産基盤の整備により広がる優良な農地の保全に努めるとともに、一般国道17号上武道路をはじめとした幹線道路による広域的な交通利便性の高さを生かした計画的な土地利用の推進により、田園景観との調和に配慮した産業の活性化と雇用の創出を図ります。

■ 関連する重点施策

- 【3-1】商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進
- 【3-2】企業誘致の推進と販路拡大の促進
- 【3-3】効率的かつ安定的な農業の推進
- 【4-1】適正な土地利用と良好な景観形成

▷ 安全でゆとりある居住環境の形成

人口の増加傾向を踏まえ、生活道路における幅員4m未満の狭い道路の解消、危険性の高い道路の整備などに地域住民や関係機関と連携して取り組み、安全で落ち着きのある市街地環境を保護します。また、地域に広がる田園景観の保全と計画的な土地利用の推進により、ゆとりある良好な居住空間を形成します。

■ 関連する重点施策

- 【4-1】適正な土地利用と良好な景観形成
- 【4-3】効率的かつ効果的な道路インフラの整備
- 【4-6】心安らぐ住環境の整備
- 【6-3】豊かな自然環境の保全と衛生的な生活環境の推進

境地区

■ 地域の特性（地理的特徴・地域資源・地域活動）

- ▶ 市の南東部に位置し、東側は太田市、南側は利根川を挟んで埼玉県深谷市及び本庄市に接しています。
- ▶ 東武伊勢崎線の境町駅及び剛志駅が立地し、境町駅については太田市方面へのアクセス性を高めています。
- ▶ 道路網としては、広域的な幹線道路である一般国道17号上武道路と一般国道354号東毛広域幹線道路が通っており、地域東端にて交差しています。
- ▶ 南部には利根川が流れているほか、地域を南北方向に広瀬川、粕川、早川が流れており、利根川へとつながっています。
- ▶ 複数の工業団地があるほか、良好な農地が広がり、集落地が点在しています。
- ▶ 古くから養蚕業のまちとして発展してきた地域であり、世界遺産である「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産として登録されている田島弥平旧宅があります。また、境町駅周辺には、境赤レンガ倉庫などの歴史・文化的資源が残っています。
- ▶ 地域のイベント等：境島村自然フェスタ、境ふるさとまつり、さかい産業祭、大西の市 等



世界遺産田島弥平旧宅



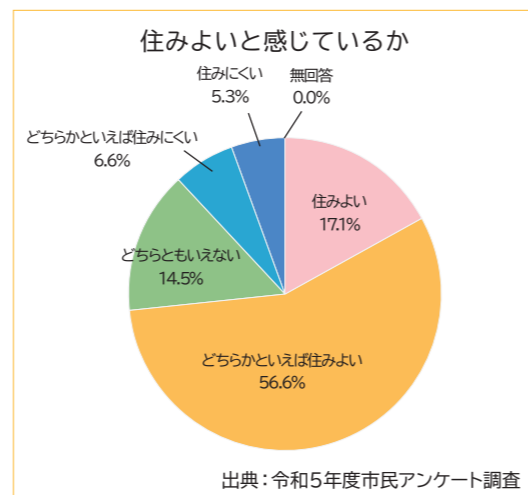
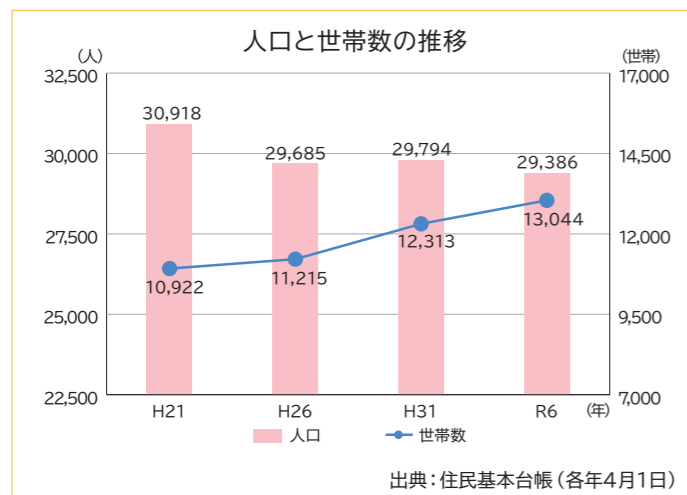
境赤レンガ倉庫



境ふるさとまつり

■ データでみる地域の現状

人口(令和6年4月1日)：29,386人(市全体の13.9%)
世帯数(令和6年4月1日)：13,044世帯(市全体の13.6%)



■ 地域の強み・課題

強み	課題
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 世界遺産田島弥平旧宅 ▶ 広い農地 ▶ 道路交通網の利便性 ▶ 豊かな自然環境 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 境町駅周辺のにぎわい創出 ▶ 生活道路等の整備 ▶ 生活関連サービス施設の維持・充実 ▶ 地域防災力の強化 ▶ 水害への備え

■ 地域づくりの方向性・振興策

▶ 世界遺産田島弥平旧宅をはじめとした蚕種製造民家群の保存と活用

世界遺産田島弥平旧宅に代表される境島村の蚕種製造民家群の保存と活用により、養蚕業のまちとして発展してきた歴史・文化と触れ合うことのできる機会を創出し、絹遺産の価値を市内外の多くの人々に伝えるとともに、次世代への継承のための取組を推進します。

■ 関連する重点施策

【1-7】誇れる文化財の保護・継承 【3-4】特長のある観光の創出と振興

▶ 生活環境の整備と境町駅周辺の市街地におけるにぎわいの創出

生活道路における幅員4m未満の狭い道路の解消などに地域住民や関係機関と連携して取り組むとともに、まちなかの暮らしを支える行政サービス、商業、医療、子育て支援などの生活関連サービス施設のまよりの維持・充実を図ります。また、地域の歴史的資源を活用した商業空間の創出とともに文化的な地域資源を継承し、歴史・文化と触れ合うことのできる観光・レクリエーション拠点の形成を推進します。

■ 関連する重点施策

【1-7】誇れる文化財の保護・継承 【3-1】商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進
【3-4】特長のある観光の創出と振興 【4-1】適正な土地利用と良好な景観形成
【4-2】魅力ある市街地の形成 【4-3】効率的かつ効果的な道路インフラの整備

▶ 道路交通網を生かした活力ある産業の推進

農業生産基盤の整備を進め、良好な農地を保全するとともに、一般国道17号上武道路と一般国道354号東毛広域幹線道路の沿線である立地条件を生かした計画的な土地利用の推進により、企業や生活関連サービス施設の立地促進と産業の活性化を図ります。

■ 関連する重点施策

【3-2】企業誘致の推進と販路拡大の促進 【3-3】効率的かつ安定的な農業の推進
【4-1】適正な土地利用と良好な景観形成 【4-3】効率的かつ効果的な道路インフラの整備

▶ 豊かな自然環境の保全と水害対策の推進

利根川など多くの河川が流れる河川周辺の豊かな自然環境を、地域の貴重な水辺空間として保全します。また、台風や大雨により洪水が発生した場合、広い範囲で浸水が想定されるため、行政、関係団体、自主防災組織等が一体となった防災体制の強化を推進します。河川や水路等の溢水^{いっすい}を解消するための治水対策を推進し、水害に備えます。

■ 関連する重点施策

【5-1】災害に強いまちづくりの推進 【6-3】豊かな自然環境の保全と衛生的な生活環境の推進

※ 溢水^{いっすい}：河川などの水があふれ出ること。

3 重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトの位置付け

前期アクションプランでは、本市の課題解決に向けて36の重点施策を設定し、各施策の目指す姿等を明確にしなが
ら、各種取組を推進することとしています。

しかしながら、より複雑かつ大きな課題については、1つの重点施策の推進だけでは解決することが困難なものも存
在します。

そこで、緊急性・重要性が高く、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間で優先して取
り組むべき課題を、「少子高齢化」、「産業活性化」、「暮らしの安心の実現」、「共生社会の実現」、「DX*の推進」の5つ
にパッケージ化し、これらの解決に向けた取組を、前期アクションプランにおける重点プロジェクトとして位置付けます。

この重点プロジェクトでは、「伊勢崎市人口ビジョン」における本市の人口の現状分析や将来展望を踏まえ、全庁を挙
げて施策横断的に取り組んでいくことにより、伊勢崎市将来ビジョン「えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市 いせ
さき」の実現を目指します。

【重点プロジェクトの構成イメージ】



(2) 伊勢崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略としての位置付け

国では、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定し、「全国どこでも誰もが便利で
快適に暮らせる社会」を目指すとともに、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化することとしており、地方に
おいては、まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月施行）に基づき、この国の総合戦略を勘案し、地方版総合戦略を
策定することが求められています。

地方版総合戦略では、地域の目指すべき理想像となる「地域ビジョン」を設定する必要がありますが、これは、市の目
指すべき姿として第3次伊勢崎市総合計画長期ビジョン（基本構想）で定める「伊勢崎市将来ビジョン」と一致すること
から、これを「地域ビジョン」として第3次総合計画と一体的に策定し、重点プロジェクトを「伊勢崎市版総合戦略」と位
置付けます。

【重点プロジェクトと国の総合戦略の関係】

本市の重点プロジェクト	国の総合戦略の施策	
産業活性化プロジェクト	地方に仕事をつくる	しごとの創生
	人の流れをつくる	ひとの創生
少子高齢化対策プロジェクト	結婚・出産・子育ての希望をかなえる	まちの創生
産業活性化プロジェクト	魅力的な地域をつくる	
暮らしの安心実現プロジェクト		
共生社会実現プロジェクト		

全ての下支え

DX推進プロジェクト	デジタル基盤整備	デジタル活用に向 けた環境整備
	デジタル人材の育成・確保	
	誰一人取り残されないための取組	

* DX（デジタル・トランスフォーメーション）：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

(3) 重点プロジェクトの数値目標

重点プロジェクトでは、本市の人口ビジョンを踏まえ、人口減少及び少子高齢化に対応し、持続可能なまちを維持するため、プロジェクトごとに「プロジェクト指標」を設定しています。各プロジェクトにおける取組を着実に進めることで、「えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市 いせさき」の実現を図ります。

この「プロジェクト指標」は、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」に基づき、各事業を実施することで、「住民にもたらされた便宜(アウトカム)」を検証できる指標を設定しています。

プロジェクト指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
少子高齢化対策プロジェクト		
年少人口	26,186人 (令和5年)	23,914人 (令和11年)
介護を必要としない高齢者の割合	81.4%	81.4%以上
産業活性化プロジェクト		
従業者数(公務を除く)	98,564人 (令和3年)	98,600人 (令和8年)
有効求人倍率	1.45倍	1.20倍
暮らしの安心実現プロジェクト		
自主防災組織による地区防災計画の策定数	1件	33件
刑法犯認知件数	1,869件	1,400件
共生社会実現プロジェクト		
互いに認め合う多文化共生の推進に関する満足度	30.2%	31.7%
人権を尊重するまちづくりの推進に関する満足度	35.9%	39.0%
DX推進プロジェクト		
オンライン化されている行政サービス(手続)の割合	-	100%
「伊勢崎市はデジタル化が進んでいる」と感じる市民の割合	-	50.0%



(4) SDGsの推進

重点プロジェクトの実施に当たっては、SDGsの理念を念頭に各施策を推進していきます。推進に当たっては、SDGs未来都市計画に記載する「2030年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」等を本市のSDGsローカル指標*として位置付け(下表参照)、総合計画とSDGsを一体的に推進していくこととします。

【SDGsローカル指標】

政策	重点施策	SDGs未来都市計画における関連指標
子育て・教育政策	1-1 子どもを産み育てる環境づくりの推進	・3歳児健康診査受診率
健康・福祉政策	2-6 高齢者の生き生きとした暮らしの推進	・介護を必要としない高齢者の割合
産業・観光・文化政策	3-1 商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進	・事業所数 ・製造品出荷額等 ・就労支援講座等開催数 ・新規求人数
	3-2 企業誘致の推進と販路拡大の促進	・従業者数 ・製造品出荷額等
まちづくり政策	4-4 利便性の高い公共交通ネットワークの確立	・コミュニティバス利用者数
環境政策	6-1 脱炭素社会の推進	・家庭用脱炭素化設備導入補助金交付件数 ・太陽光発電システムの設置可能な公共施設への設置割合 ・公用自動車の電気自動車の保有数 ・温室効果ガス排出量
	6-2 循環型社会の推進	・リサイクル率 ・1人1日当たりのごみ排出量
共生・共創・行財政政策	7-1 互いに認め合う多文化共生の推進	・日本語教室の受講者数 ・出張日本語教室の開催数 ・オンライン日本語教室の受講者数 ・翻訳数 ・外国人向け就労相談の相談者数 ・多文化共生・国際交流事業の参加者数 ・生活ガイドブックの配布数 ・災害時外国人支援ボランティア数 ・自治会に加入している外国人世帯数

* SDGsローカル指標：自治体におけるSDGsの取組の進捗状況を計測する指標

(5) 重点プロジェクトの見方

1つのプロジェクトにつき見開きで全4ページの構成としています。各項目の説明は以下のとおりです。

【プロジェクトの1ページ目】

重点プロジェクト名
重点プロジェクトの名称です。

少子高齢化対策プロジェクト

重点プロジェクトアイコン

本市PRキャラクターである「くわまる」のアイコンにより、重点プロジェクトを示しています。



プロジェクトのねらい
プロジェクトの推進により、5年後に目指す本市の理想像です。

プロジェクトのねらい

出生から青年期にわたる切れ目のない子育て支援と次代を担う人材育成や、ライフステージに応じた健康づくりへの支援を通して、子どもがすくすくと成長し、年齢を重ねても、より長く元気に活躍できる、多様な市民が世代を超えて共に暮らし続けられるまちを実現します。

プロジェクト指標
プロジェクトの達成状況を定量的に測るための指標です。

プロジェクト指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	解説・算出方法など
年少人口	26,186人 (令和5年)	23,914人 (令和11年)	15歳未満の人口
介護を必要としない高齢者の割合	81.4%	81.4%以上	65歳以上の高齢者のうち、介護認定を受けていない人の割合

地域の実情・課題認識
本市を取り巻く社会動向や、本市において特に取り組むべき課題です。

基本的方向

▷ 地域の実情・課題認識

全国的な少子高齢化・人口減少が進む中、本市においても、全国的な傾向と同様に少子高齢化が進み、今後は人口減少に転じることが推計されています。少子化に歯止めをかけるため、子どもを産み育てやすい地域づくりに取り組むとともに、年齢にかかわらず、あらゆる世代・立場の市民が、元気に活躍できる伊勢崎市を実現することが必要です。



▷ 取組の方向性・目指す地域の姿

■ 結婚・出産・子育てに希望が持てる社会の実現

子どもを産み育てやすい環境を整えるため、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援を行います。

主な取組: 電子地域通貨 (ISECA) 等の活用を含む妊娠・出産・子育ての支援の充実、保育施設・体制の整備 など

■ 地域の未来を担う人材育成

活力ある地域を維持していくため、地域の未来を担う児童・生徒が生き生きと学び育つ地域づくりを行います。

主な取組: 伊勢崎市独自の教育構想の策定・推進、地域学校協働活動による子どもの未来をともに育てる教育の推進、生徒の夢の実現を図るキャリア教育の充実 など



取組の方向性・目指す地域の姿

「地域の実情・課題認識」を考慮し、「プロジェクトのねらい」に掲げた理想像の実現に向けた取組の方向性や目指す地域の姿です。

用語解説

市民に馴染みのない用語等について、※印を付け、解説しています。

【プロジェクトの2ページ目以降】

「取組の方向性・目指す地域の姿」に対応する、66ページ以降の「重点施策」における「施策の展開方針」や「成果指標」などを抽出しています。

■ 「少子高齢化対策プロジェクト」、「産業活性化プロジェクト」、「暮らしの安心実現プロジェクト」は次のとおりです。

■ 「取組の方向性・目指す地域の姿」に対応する施策の展開方針

結婚・出産・子育てに希望が持てる社会の実現

施策の展開方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照 ページ
重点施策1-1 方針1: 結婚、出産、子育てまでの切れ目のない支援	3歳児健康診査受診率	95.2%	96.5%	P.72
重点施策1-1 方針2: 子育て環境の整備と施策の充実	保育所等及び放課後児童クラブの待機児童数	待機児童なし	待機児童なし	P.72
重点施策1-1 方針3: 交流の場や情報交換の機会の充実	児童センター・児童館の利用者数	171,622人	180,000人	P.72

地域の未来を担う人材育成

施策の展開方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照 ページ
重点施策1-2 方針1: 公立幼稚園の取組の一層	子育ての悩みがあったら、幼稚園に相談できると考えている	97.1%	100%	P.74

「取組の方向性・目指す地域の姿」に対応する施策の展開方針

「重点施策」における「施策の展開方針」ごとに紐付けています。
※プロジェクトの達成状況を適切に捉えるため、一部、施策の展開方針の成果指標とは異なる指標を設定している場合があります。

■ 「共生社会実現プロジェクト」、「DX推進プロジェクト」は次のとおりです。

多文化理解の促進とグローバル人材の育成

取組	関連事業	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照 ページ
重点施策1-2 方針2関係: 英語コミュニケーション能力の育成	学校教育構想推進事業	英語の学習が楽しいと感じている児童・生徒の割合	小学校87.1% 中学校72.2%	小学校90.0% 中学校85.0%	P.74
重点施策1-2 方針4関係: グローバル人材の育成	中等教育学校教育振興事業	四ツ葉学園における特色ある教育活動の満足度	97.6%	100%	P.74
重点施策7-1 方針1関係: 外国人が生活に必要な言語、文化、習慣を学ぶ機会の充実	多文化共生社会形成事業	多文化共生事業への参加者数	396人	430人	P.148
重点施策7-1 方針2関係: 外国人が就労先で日本語や生活習慣を学ぶ機会の創出	多文化共生社会形成事業	企業等関係機関と連携した多文化共生講座への参加者数	173人	190人	P.148

「取組の方向性・目指す地域の姿」に対応する施策ごとの取組

「重点施策」における「施策の展開方針」に関連する「取組」ごとに紐付けています。
※あらゆる分野で効果的かつ効果的に取り組む必要があることから、関連する重点施策の「施策の展開方針」にかかわらず、個々の取組についても特に関連の強いものを記載しています。

関連計画

重点プロジェクトと関連が強く、総合計画と一体的に推進する計画です。166ページ以降の「関連計画一覧」に計画期間や概要を掲載しています。

少子高齢化対策プロジェクト



■ プロジェクトのねらい

出生から青年期にわたる切れ目のない子育て支援と次代を担う人材育成や、ライフステージに応じた健康づくりへの支援を通して、子どもがすくすくと成長し、年齢を重ねても、より長く元気に活躍できる、多様な市民が世代を超えて共に暮らし続けられるまちを実現します。

■ プロジェクト指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	解説・算出方法など
年少人口	26,186人 (令和5年)	23,914人 (令和11年)	15歳未満の人口
介護を必要としない高齢者の割合	81.4%	81.4%以上	65歳以上の高齢者のうち、介護認定を受けていない人の割合

■ 基本的方向

▷ 地域の実情・課題認識

全国的な少子高齢化・人口減少が進む中、本市においても、全国的な傾向と同様に少子高齢化が進み、今後は人口減少に転じることが推計されています。少子化に歯止めをかけるため、子どもを産み育てやすい地域づくりに取り組むとともに、年齢にかかわらず、あらゆる世代・立場の市民が、元気に活躍できる伊勢崎市を実現することが必要です。



▷ 取組の方向性・目指す地域の姿

■ 結婚・出産・子育てに希望が持てる社会の実現

子どもを産み育てやすい環境を整えるため、妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援を行います。

主な取組: 電子地域通貨 (ISECA) 等の活用を含む妊娠・出産・子育ての支援の充実、保育施設・体制の整備 など

■ 地域の未来を担う人材育成

活力ある地域を維持していくため、地域の未来を担う児童・生徒が生き生きと学び育つ地域づくりを行います。

主な取組: 伊勢崎市独自の教育構想の策定・推進、地域学校協働活動による子どもの未来をともに育てる教育の推進、生徒の夢の実現を図るキャリア教育の充実 など



■ 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

あらゆる世代の市民を対象とした健康づくりの支援や高齢者の介護予防・認知症予防の取組により、市民誰もが生きがいをもって心身ともに健康に活躍し続けられるまちを実現します。

主な取組: 市民1人ひとりの健康管理意識の啓発、休日夜間急患センター体制の維持整備、市民・交通事業者・行政の連携による公共交通機関の利用促進 など

■ 「取組の方向性・目指す地域の姿」と対応する施策の展開方針

結婚・出産・子育てに希望が持てる社会の実現

施策の展開方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照ページ
重点施策1-1 方針1: 結婚、出産、子育てまでの切れ目のない支援	3歳児健康診査受診率	95.2%	96.5%	P.72
重点施策1-1 方針2: 子育て環境の整備と施策の充実	保育所等及び放課後児童クラブの待機児童数	待機児童なし	待機児童なし	P.72
重点施策1-1 方針3: 交流の場や情報交換の機会の充実	児童センター・児童館の利用者数	171,622人	180,000人	P.72

地域の未来を担う人材育成

施策の展開方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照ページ
重点施策1-2 方針1: 公立幼稚園の取組の一層の充実	子育ての悩みがあったら、幼稚園に相談できると考えている保護者の割合	97.1%	100%	P.74
重点施策1-2 方針2: 主体的な学びの推進	学校の授業内容が分かると感じている児童・生徒の割合	92.8%	95.0%	P.74
重点施策1-2 方針3: 地域や関係機関との連携	自分の住んでいる地域を誇りに思っている児童・生徒の割合	90.4%	93.0%	P.74
重点施策1-2 方針4: 中等教育学校の特長を生かした教育課程の展開	四ツ葉学園における特色ある教育活動の満足度	97.6%	100%	P.74
重点施策1-3 方針1: 未然防止、早期発見に向けた支援の充実	自分の悩みや課題について先生や友達に相談できる児童・生徒の割合	79.1%	85.0%	P.76

施策の展開方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照 ページ
重点施策1-3 方針2:特別な配慮を要する 子どもへの支援の充実	特別支援教育研修講座への 参加延べ人数	238人	300人	P.76
重点施策1-3 方針3:学校施設の整備充実	学校体育館の空調機設置率	-	100%	P.76
重点施策1-4 方針1:健康教育の充実	児童・生徒の朝食摂取率	94.5%	96.0%	P.78
重点施策1-4 方針2:食育及び学校給食の充実	市内産食材の使用量比率	44.4%	50.0%	P.78
重点施策1-4 方針3:安全教育の充実	小中学校対象の応急手当講習の 実施校	11校	35校	P.78
重点施策1-6 方針2:地域学校協働活動の推進	子ども向け事業への参加者数	11,082人	13,000人	P.82

全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

施策の展開方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照 ページ
重点施策1-5 方針1:地域ぐるみの健全な心身 の育成と環境づくり、社会 活動への参加	体験活動等への参加者数	5,094人	5,000人以上	P.80
重点施策1-5 方針2:相談体制の整備、充実 及び適正な援助	青少年指導センター相談件数	194件	215件	P.80
重点施策1-6 方針1:多様な学習機会の充実	講座や講演会等の生涯学習事業 への参加者数	236,518人	256,000人	P.82
重点施策1-6 方針3:生涯学習施設*の適正な 維持管理の推進	生涯学習施設の利用者数	887,021人	1,200,000人	P.82

* 生涯学習施設:ここでは、図書館及び生涯学習課が管理する公民館や集会所などを指す。

施策の展開方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照 ページ
重点施策2-1 方針1:市民の主体的な 健康づくりへの支援	健康寿命*(平均自立期間)	男性79.4年 女性83.7年 (令和4年度)	男性79.5年 女性84.1年 (令和10年度)	P.88
重点施策2-1 方針2:疾病の早期発見、 早期対応と重症化予防	がんの75歳未満年齢調整 死亡率*	64.7 (令和4年)	58.4 (令和10年)	P.88
重点施策2-2 方針1:医療提供・救急医療体制 の充実	休日夜間急患センターの 開設日数	365日	365日	P.90
重点施策2-2 方針2:伊勢崎市民病院の 医療提供体制の整備	災害医療活動訓練への参加者数	131人	180人	P.90
重点施策2-4 方針1:1市民1スポーツの推進	市主催スポーツイベントへの 参加者数	8,323人	11,000人	P.94
重点施策2-6 方針1:高齢者の活躍支援	週1回以上社会参加する 高齢者の割合	40.8% (令和4年度)	49.6% (令和10年度)	P.98
重点施策2-6 方針2:高齢者福祉サービスの充実	高齢者相談センターの 年間延べ相談件数	13,660件	14,200件	P.98
重点施策2-6 方針3:地域支援事業の充実	認知症高齢者見守りボランティア (オレンジSUN)登録者数	774人	1,050人	P.98
重点施策4-4 方針2:交通弱者への移動支援	運転免許証自主返納者数	681人 (令和5年)	800人 (令和11年)	P.122

■ 関連計画

第3期子ども・子育て支援事業計画 子育て関連施設個別施設計画 第3期教育振興基本計画
 学校施設長寿命化計画(個別施設計画) 生涯学習課所管施設個別施設計画
 図書館課所管施設個別施設計画 読書の街づくり推進事業計画
 「健康いせき21(第3次)」健康増進計画・食育推進計画 伊勢崎市民病院経営強化プラン
 スポーツ推進計画 第9期高齢者保健福祉計画 高齢福祉施設個別施設計画

* 健康寿命: 日常に介護を必要としない、自立した生活ができる生存期間のこと。ここでは、日常生活動作が自立している期間の平均(平均自立期間)を使用。

* 年齢調整死亡率: 年齢構成の異なる集団について、死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率(人口10万人当たりの死亡者数)

産業活性化プロジェクト



プロジェクトのねらい

地域の稼ぐ力を向上させるとともに、関係人口[※]の創出により産業を中心としたにぎわいのある地域づくりに取り組みます。本市の強みである工業や農業における販路拡大の推進、事業者の生産性向上による競争力強化や、企業誘致の推進をはじめ、若者への魅力ある働く場の確保、女性や外国人、障害者を含む全ての労働者が働きやすい環境づくり、スキルアップを希望する労働者への再教育の支援などにより、市民の安定した雇用と経済活動を支え、活力あるまちを実現します。

プロジェクト指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	解説・算出方法など
従業者数(公務を除く)	98,564人 (令和3年)	98,600人 (令和8年)	経済センサス活動調査において公表されている市内の民営事業所の従業者数
有効求人倍率	1.45倍	1.20倍	雇用状況を示す指標で、ハローワーク伊勢崎へ申し込まれている求職者数に対する求人数の割合 ※ 当該年度の平均値

基本的方向

▷ 地域の実情・課題認識

本市は、工業や農業を中心とした産業構造を有しています。特に製造業については、製造品出荷額等が関東でも上位であり、事業所数や従業員数は他産業と比較して多く、地域経済と密接に関係しています。一方で、付加価値額・課税所得額が他地域と比較して低い傾向にあり、工業・農業の生産性向上を軸に、商業やサービス業の振興、関係人口の創出による地域のにぎわいづくりを進めていくことが必要です。



Made in いせさき製品展示会

▷ 取組の方向性・目指す地域の姿

■ 産業の競争力強化

本市の工業・農業をはじめとした事業者の競争力強化に向けて、生産力の向上・販路拡大の支援に取り組みます。

主な取組: デジタル技術の活用を含む新技術開発や製品開発、DX[※]化への支援、イベントや商談会、ポータルサイト等による販路拡大への支援 など



華蔵寺公園遊園地

※ **関係人口:** 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる地域外の人々のこと。

※ **DX (デジタルトランスフォーメーション):** ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

■ 労働環境の向上と雇用確保の支援

女性や外国人、障害者を含む全ての労働者の雇用環境の向上やスキルアップへの支援を行うとともに、様々な業種及び職種を確保することで雇用のマッチングにつなげ、産業の更なる活性化を目指します。

主な取組: ハローワークとの連携の推進、進出企業による地元雇用の拡大、正規雇用を促進する就職面接会などの開催 など

■ 関係人口の創出と地方居住の推進

地域資源の活用や、地域の魅力の情報発信、移住定住の促進などにより、にぎわいのある地域を目指します。

主な取組: eスポーツ[※]等デジタルコンテンツ[※]を活用した関係人口の拡大、ふるさと納税制度の活用、オンラインでの移住情報発信と移住相談の実施 など

「取組の方向性・目指す地域の姿」と対応する施策の展開方針

産業の競争力強化

施策の展開方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照 ページ
重点施策3-1 方針1: デジタル技術の活用による 新産業の創出と経営力強化	事業所数 (農業、林業、漁業、公務を除く)	8,227事業所 (令和3年)	8,230事業所 (令和8年)	P.104
重点施策3-2 方針1: 企業誘致の促進	奨励金等交付件数	10件	14件	P.106
重点施策3-2 方針3: 販路拡大のための支援	展示会での契約成立件数	8件	10件	P.106
重点施策3-3 方針1: 新規就農者の確保	新規就農者数(累計)	17名	77名	P.108
重点施策3-3 方針2: 地元農産物の生産拡大	地産地消推進の店舗数(累計)	97店	133店	P.108
重点施策3-3 方針3: 遊休農地の解消	遊休農地面積	46.7ha	46.7ha以下	P.108

※ **eスポーツ:** エレクトロニック・スポーツの略称で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。

※ **デジタルコンテンツ:** 映像・画像・音声・文字・数値情報の属性及びその媒体を問わず、デジタル化された情報に係るコンテンツ。

労働環境の向上と雇用確保の支援

施策の展開方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照 ページ
重点施策2-7 方針2:障害者の地域移行の支援	障害者の新規一般就労者数	37人	50人	P.100
重点施策3-1 方針2:労働者の雇用環境の向上 と再教育やスキルアップ の支援	就労支援セミナー等の講座への 参加者数	414人	510人	P.104
重点施策3-2 方針2:市内企業の認知度の向上	従業者数(製造業のみ)	28,002人 (令和4年)	28,623人 (令和10年)	P.106
重点施策7-1 方針2:外国人の就労先での 日本語や生活習慣を学ぶ 機会の創出	企業等関係機関と連携した 多文化共生講座への参加者数	173人	190人	P.148
重点施策7-2 方針2:男女共同参画の推進	市の審議会等における女性委員 の割合	24.4%	30.0%	P.150

関係人口の創出と地方居住の推進

施策の展開方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照 ページ
重点施策1-7 方針1:文化財の調査研究と 情報発信	指定・登録文化財件数(累計)	149件	160件	P.84
重点施策1-7 方針2:文化財の保存活用	文化財活用事業への参加者数	9,808人	15,000人	P.84
重点施策3-1 方針1:デジタル技術の活用による 新産業の創出と経営力強化	eスポーツ大規模大会の来場・ 視聴者数(累計)	-	1,200人	P.104
重点施策3-4 方針1:魅力ある観光地づくり の推進	観光入込客数	258万人	283万人	P.110
重点施策3-4 方針2:観光客誘致の促進	観光物産協会のInstagram フォロワー数	2,000人	4,000人	P.110
重点施策3-5 方針1:芸術・文化活動の活性化 の促進	展示・発表会等の来場者数	22,043人	24,000人	P.112
重点施策7-3 方針2:市民や市民活動団体が 活発に活動できる環境 づくり	絆の郷利用者数	81,918人	130,000人	P.152

施策の展開方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照 ページ
重点施策7-3 方針3:都市間連携による 地域力の向上	都市間連携事業数	78事業	84事業	P.152
重点施策7-4 方針1:多様化する市民ニーズに 対応したサービスの提供	市公式YouTubeチャンネル 登録者数	854人	1,980人	P.154
重点施策7-4 方針2:本市の特色を生かした 人の流れの創出と 安定した財政基盤の構築	ふるさと納税寄附件数	17,342件	22,000件	P.154

■ 関連計画

地域農業経営基盤強化促進計画 第3次障害者計画 第7期障害福祉計画 SDGs未来都市計画
第4次男女共同参画計画 第3期教育振興基本計画 第4次定住自立圏共生ビジョン

暮らしの安心実現プロジェクト



■ プロジェクトのねらい

快適な住環境や利便性の高い交通網、安心できるライフラインを享受できる、住みよいまちづくりを進めるとともに、頻発化・激甚化しつつある自然災害から被害を最小化するための備えを進め、迅速に回復できる災害に強いまちづくりを進めます。同時に、防犯体制を強化するとともに、交通安全対策の取組を進めることで、安全で安心して暮らせるまちを実現します。

■ プロジェクト指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	解説・算出方法など
自主防災組織による 地区防災計画の策定数	1件	33件	地域の住民が、自ら災害に備える「自助」や助け合う「共助」に関する防災計画を策定した件数
刑法犯認知件数	1,869件	1,400件	犯罪の発生が認知された件数

■ 基本的方向

▷ 地域の実情・課題認識

地球温暖化をはじめとした気候変動に伴う自然災害が、地球規模で頻発しつつあります。本市においても自然災害の頻発化・激甚化が想定され、河川流域での水害リスクが高まっています。平時においても住みよく、災害にも強い安心・安全なまちづくりを進める必要があります。また、本市では窃盗などの犯罪が増え、刑法犯認知件数は、依然として高い水準にあることから、引き続き関係機関と緊密に連携し、効果的な防犯対策や情報提供を行い、市民の安心・安全の確保に努めていくことが求められています。



▷ 取組の方向性・目指す地域の姿

■ 防災力の向上

災害に関する情報伝達の強化や災害に備えた備蓄品等の充実を進めるとともに、各地区における各種訓練の実施、地区防災計画の策定、防災リーダーの育成など自主防災組織の活動を支援することにより、地域における防災力を高めます。

主な取組: SNSの活用を含む情報の収集や提供の強化、企業・関係機関と連携した災害時協力体制の強化、実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化 など



■ 都市環境・交通網・インフラの整備

市街地及び公園の整備のほか、道路・水道等のインフラの整備・維持管理により、災害に強く、快適に暮らすことができるまちづくりを推進します。

主な取組: 土地区画整理事業の推進、河川や水路等の整備、上下水道施設の整備や耐震化・更新 など

■ 防犯体制の強化・交通安全対策の推進

防犯体制の強化と整備により、犯罪の継続的な減少を目指すとともに、交通安全施設の充実や交通安全意識の向上を図ることで、安全に暮らせる環境づくりを推進します。

主な取組: 防犯灯や防犯カメラ内蔵防犯灯の適正配置、空き家・空き地の適正管理の推進、高齢者や子どもを対象とした交通安全教室の開催 など

■ 「取組の方向性・目指す地域の姿」と対応する施策の展開方針

防災力の向上

施策の展開方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照 ページ
重点施策1-3 方針3: 学校施設の整備充実	学校体育館の空調機設置率	—	100%	P.76
重点施策5-1 方針1: 総合的な危機管理体制の充実	3日以上食糧を備蓄している世帯の割合	48.0%	78.0%	P.130
重点施策5-1 方針2: 自助・共助による地域防災力の強化並びに要配慮者 [※] への支援体制の充実	個別避難計画 [※] 策定割合	6.1%	12.0%	P.130
重点施策5-1 方針3: 災害時の情報伝達発信ツールの整備普及	いせさき情報メール登録数(累計)	17,785件	19,000件	P.130
重点施策5-4 方針2: 消防体制の充実と強化	消防団員充足率	90.7%	95.0%	P.136

※ **要配慮者:** 災害が発生したときに特に配慮や支援が必要となる者であり、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人、難病患者など。
 ※ **個別避難計画:** 高齢者や障害者等の避難行動要支援者1人ひとりの状況に合わせて、災害時に「誰が支援して」、「どこに避難するか」、「避難するとき」にどのような配慮が必要になるか」などを記載した個別の避難行動計画のこと。

都市環境・交通網・インフラの整備

施策の展開方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照 ページ
重点施策4-1 方針1: 計画的な土地利用の推進	新たに指定する地域地区などの 延べ面積(累計)	241.1ha	3,328.1ha	P.116
重点施策4-1 方針2: 計画的な地籍調査の推進	地籍調査完了面積(累計)	24.26km ²	26.06km ²	P.116
重点施策4-2 方針1: 快適な住環境の整備	土地区画整理事業完了地区割合 (面積ベース)	83.2%	91.8%	P.118
重点施策4-3 方針1: 人や物の安全かつ円滑な 移動を支え環境に配慮した 道路整備	都市計画道路*の供用率	63.3%	64.0%	P.120
重点施策4-3 方針2: 地域住民の利便性及び 安全性を向上させる 道路整備	市道の改良率	60.8%	63.0%	P.120
重点施策4-3 方針3: 道路施設の監視強化と 事故の未然防止	橋りょうの改修率	26.8%	33.9%	P.120
重点施策4-4 方針1: コミュニティバスの利便性 の向上	コミュニティバス利用者数	266,189人	320,000人	P.122
重点施策4-4 方針3: 公共交通ネットワークの 整備	鉄道利用者数	4,251,251人 (令和4年度)	4,900,000人 (令和10年度)	P.122
重点施策4-5 方針1: 計画的な水道施設の 整備と維持管理	基幹・重要管路の耐震化率	31.2%	38.2%	P.124
重点施策4-5 方針2: 効率的な下水処理の推進	汚水処理人口普及率	70.3%	76.8%	P.124
重点施策4-6 方針1: 豊かな公園環境の 維持・整備	市民1人当たりの公園面積	10.14m ²	10.49m ²	P.126
重点施策6-3 方針3: 市民との協働等による 快適な生活環境の保全	人口1万人当たりの 生活環境に係る苦情件数	24.0件	21.6件	P.144

* 都市計画道路: 目指すべき都市像の実現に向けて、円滑な都市活動と良好な都市環境の確保に必要な道路網を、現在や将来の土地利用や交通量などを考慮して都市計画法に基づいて定めた道路のこと。

防犯体制の強化・交通安全対策の推進

施策の展開方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照 ページ
重点施策4-2 方針2: 空き家の適切な維持管理 及び活用の推進	危険空き家*の除却補助件数 (累計)	98件	220件	P.118
重点施策5-2 方針1: 警察、防犯協会など関係機 関と連携した犯罪防止策 の推進	防犯灯の設置基数(累計)	17,187基	19,587基	P.132
重点施策5-2 方針2: 消費者教育の充実と 消費生活の安定と向上	職員による出前講座への 参加者数	526人	800人	P.132
重点施策5-3 方針1: 交通安全意識の向上	交通安全教室への参加者数	7,345人	7,712人	P.134
重点施策5-3 方針2: 道路の危険箇所の解消	交通事故発生件数	1,185件 (令和5年)	1,066件 (令和11年)	P.134

■ 関連計画

学校施設長寿命化計画(個別施設計画) 地域防災計画 国土強靱化地域計画
 新型インフルエンザ等対策行動計画 国民保護計画 水防計画 第4期耐震改修促進計画
 消防関係施設個別施設計画 都市計画マスタープラン 立地適正化計画 橋梁長寿命化修繕計画
 道路舗装修繕計画 水道事業経営戦略(水道事業ビジョン) 水道施設耐震化計画
 下水道事業経営戦略 公共下水道ストックマネジメント計画(第2期) みどりの基本計画
 公園施設長寿命化計画 住生活基本計画 第2次空家等対策計画 安心安全まちづくり行動計画
 第12次交通安全計画

* 危険空き家: 不良住宅のうち、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家。

共生社会実現プロジェクト



プロジェクトのねらい

全ての市民が、言語や文化、性別等の違いを理解し認め合い、手を取り合える地域づくりに取り組みます。本市の特徴である外国人住民の多さを踏まえ、全国に先駆けた多文化共生の地域づくりに取り組むとともに、男女共同参画の推進や人権の啓発を通じて、多様な人材が分け隔てなく活躍できるまちを実現します。

プロジェクト指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	解説・算出方法など
互いに認め合う多文化共生の推進に関する満足度	30.2%	31.7%	市民意識調査における「重点施策7-1 互いに認め合う多文化共生の推進」に関する市民の満足度
人権を尊重するまちづくりの推進に関する満足度	35.9%	39.0%	市民意識調査における「重点施策7-2 人権を尊重するまちづくりの推進」に関する市民の満足度

基本的方向

▷ 地域の実情・課題認識

本市は、他地域と比較して外国人住民が多いという特徴を有しています。グローバル化の進展や、我が国における外国人材の受け入れが進む中、本市においても言語や文化の違いを乗り越え、一層の相互理解を進め、多文化共生の先進地となるような地域づくりに取り組んでいく必要があります。また、外国人のみならず、多様な人材の活躍に向けては、一層の男女共同参画や障害者の社会参加の推進に向けた取組が求められています。



多文化共生フェスタいせさき2023

▷ 取組の方向性・目指す地域の姿

■ 多文化理解の促進とグローバル人材の育成

多文化共生の実現のため、言語はもとより、相互の文化・習慣を理解し、認め合うことができる機会の創出や環境の整備に取り組めます。また、地域の発展のために、直面する課題を自ら発見し、言語や文化の異なる人と協働して解決できる広い視野と高い志を持ったグローバル人材の育成を目指します。

主な取組: 出張日本語教室の開催、中学生のグローバル体験活動の推進、小中9年間の一貫指導による英語コミュニケーション能力の育成 など



いせさき福祉ふれあいマルシェ

■ 外国人への支援体制の構築

言語や習慣等の違いによる孤立や、市民サービスを十分に受けられない状況にある外国人に対して、日本の文化・習慣、税や社会保障等の社会制度の知識習得の機会を充実するとともに、必要なサービスが受けられるよう、支援体制を構築します。

主な取組: 地域の情報やサービスの多言語化の推進、防災・医療分野での連携の強化、外国人住民が地域づくりに参加できる仕組みづくり など

■ 多様な人材が活躍できる環境づくり

男女共同参画の推進や、人権に関する普及・啓発を通して、性別や障害などで分け隔てることなく多様な人材が活躍できる地域を目指します。

主な取組: 男女平等教育の推進、基本的人権に関わる講演会・研修会・学習会の開催、インクルーシブ教育[※]の推進、障害者理解のための啓発活動の推進 など

「取組の方向性・目指す地域の姿」と対応する施策ごとの取組

多文化理解の促進とグローバル人材の育成

取組	関連事業	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照 ページ
重点施策1-2 方針2関係: 英語コミュニケーション 能力の育成	学校教育構想 推進事業	英語の学習が 楽しいと感じている 児童・生徒の割合	小学校87.1% 中学校72.2%	小学校90.0% 中学校85.0%	P.74
重点施策1-2 方針4関係: グローバル人材の育成	中等教育学校 教育振興事業	四ツ葉学園に おける特色ある 教育活動の満足度	97.6%	100%	P.74
重点施策7-1 方針1関係: 外国人が生活に必要な 言語、文化、習慣を学ぶ 機会の充実	多文化共生社会 形成事業	多文化共生事業 への参加者数	396人	430人	P.148
重点施策7-1 方針2関係: 外国人が就労先で 日本語や生活習慣を 学ぶ機会の創出	多文化共生社会 形成事業	企業等関係機関と 連携した多文化共生 講座への参加者数	173人	190人	P.148
重点施策7-1 方針3関係: 外国人が地域に参加 できる環境づくり	多文化共生社会 形成事業	多文化交流イベント への参加者数	2,566人	2,820人	P.148

※ **インクルーシブ (inclusive) 教育:** 様々な特性を抱える子どもを含む全ての子どもが、可能な限り同じ場で共に学び、その能力を最大限発揮できる環境の提供を目指す教育システム。

外国人への支援体制の構築

取組	関連事業	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照 ページ
重点施策7-1 方針1関係: 翻訳や通訳の推進	多文化共生社会 形成事業	翻訳数	147枚	230枚	P.148
重点施策7-1 方針1関係: 災害時外国人支援 ボランティアの充実	多文化共生社会 形成事業	災害時外国人支援 ボランティア数	61人	76人	P.148
重点施策7-1 方針1関係: ごみなどの生活ルール の周知徹底	多文化共生社会 形成事業	外国人向け ポータルサイトの 周知件数	— (令和6年度)	4,300件	P.148

多様な人材が活躍できる環境づくり

取組	関連事業	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照 ページ
重点施策1-3 方針2関係: 特別な配慮を必要とする 子どもへの支援の充実	インクルーシブ 教育推進事業	特別支援教育研修 講座への参加延べ 人数	238人	300人	P.76
重点施策2-7 方針2関係: 障害者の地域移行の 支援	障害者福祉 管理事業	いせさき福祉 ふれあいマルシェの 開催回数	1回	12回	P.100
重点施策2-7 方針3関係: 障害者の理解促進	地域生活 支援事業	障害者理解促進研修 ・啓発事業への 参加者数	1,435人	2,000人	P.100
	障害者センター 管理運営事業	障害者センター 利用者数	12,266人	13,000人	P.100
重点施策7-2 方針1関係: 人権教育・啓発の推進	人権啓発事業	人権が尊重されて いると思う市民の 割合	76.8%	80.0%	P.150
重点施策7-2 方針2関係: 男女共同参画の推進	男女共同参画 推進事業	市の審議会等 における女性委員 の割合	24.4%	30.0%	P.150

■ 関連計画

第3期教育振興基本計画 SDGs未来都市計画 第3次障害者計画 第7期障害福祉計画
 第3期障害児福祉計画 第3次人権教育・啓発の推進に関する基本計画 第4次男女共同参画計画

DX推進プロジェクト



■ プロジェクトのねらい

誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル地域づくりに取り組みます。行政サービスのデジタル化はもとより、産業、子育て・教育、医療・福祉、防災など、幅広い分野でのデジタルの活用を推進するための基盤整備や、利活用促進に向けた支援を通して、効率的なサービスの提供と、全ての市民にとって利便性が高いまちを実現します。

■ プロジェクト指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	解説・算出方法など
オンライン化されている行政サービス(手続)の割合	-	100%	市の各種手続きのうちオンラインでの手続きが可能な割合
「伊勢崎市はデジタル化が進んでいる」と感じる市民の割合	-	50.0%	幅広い分野でのデジタルの活用が進んでいると感じる市民の割合

■ 基本的方向

▷ 地域の実情・課題認識

昨今のデジタル技術の進展は著しく、日々、新たな技術が開発され、あらゆる分野で導入されています。本市においても、これらのデジタル技術を、行政はもとより民間事業者・市民が柔軟に取り入れ、積極的に活用していくことで、行政の効率化、市民の利便性の向上や、地域としての競争力を高め、より豊かな地域づくりを進めていく必要があります。



▷ 取組の方向性・目指す地域の姿

■ デジタル基盤の整備

地域のデジタル化の推進に当たっては、行政のみならず様々な主体による多岐にわたる取組が求められます。それらのデジタルを活用した取組を支援することはもとより、社会的基盤としての行政サービスのデジタル化に取り組みます。

主な取組: マイナンバーカードの利活用拡大、デジタル端末の設置を含むデジタルの実装、保育業務支援システムの導入等を含む保育サービスの充実のための支援、医療機関におけるデジタル化推進の支援 など



■ デジタル人材の育成・確保

デジタル化を牽引する人材の育成や確保に取り組み、デジタル社会を着実に推進します。

主な取組: デジタル機器の活用等を含む学びの充実、eスポーツ[※]の推進等による新産業分野の育成支援、DX[※]推進に向けた職員の育成 など

■ 誰一人取り残さないための取組

デジタル活用支援・普及啓発を通して、誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル地域づくりの実現を目指します。

主な取組: デジタル技術を用いたタクシーの活用等を含む交通利便性の向上、アプリの活用等を含む予防接種の円滑な推進、オンライン予約システムの活用を含む運動施設の利便性の向上 など

■ 「取組の方向性・目指す地域の姿」と対応する施策ごとの取組

デジタル基盤の整備

取組	関連事業	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照ページ
重点施策2-3 方針3関係: デジタル技術の活用による要介護認定の迅速化	介護保険 運営事業	要介護認定申請から要介護認定までの所要日数	45.3日	37.0日	P.92
重点施策2-6 方針2関係: ICTを活用した高齢者の見守り	在宅サービス 事業	通信機能付き電球貸与による見守り対象者数	-	820人	P.98
重点施策4-1 方針1関係: 3D都市モデル [※] の整備	都市計画 管理事業	3D都市モデルの整備面積	0km ² (令和6年度)	139.44km ²	P.116
重点施策7-4 方針1関係: マイナンバーカードの利活用	行政DX 推進事業	諸証明発行におけるマルチコピー機利用率	22.7%	40.0%	P.154
重点施策7-4 方針1関係: AI [※] ・ICT活用の推進	情報システム 開発事業	情報システムのクラウド化率	36.6%	41.6%	P.154

※ **eスポーツ**: エレクトロニック・スポーツの略称で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。

※ **DX** (デジタルトランスフォーメーション): ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

※ **3D都市モデル**: 実際の都市の建物、道路、地形などの3次元形状と、用途や建設年などの属性情報を盛り込んで仮想空間に再現したデジタル地図。

※ **AI**: Artificial Intelligence (人工知能) の略称で、人間の思考プロセスと同一ような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理や技術といった広い概念で理解されているもの。

デジタル人材の育成・確保

取組	関連事業	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照 ページ
重点施策1-2 方針2関係: 学校における デジタル技術活用 に関する教育	学校教育情報化 推進事業	授業の中でタブレッ ト端末や電子黒板を 使うと、分かることや できるが増える と感じている児童・ 生徒の割合	90.8%	95.0%	P.74
重点施策3-1 方針1関係: eスポーツの推進等 による新産業分野の 育成支援	商業振興 対策事業	プログラミングコン テスト参加者数	-	70人	P.104
重点施策3-1 方針1関係: デジタル クリエイティブ人材* の育成	デジタル クリエイティブ 人材育成事業	「デジタル人材の 育成・確保」に満 足している市民の 割合	- (令和6年度)	27.9%	P.104
重点施策3-1 方針2関係: 労働者へのデジタル 技術習得機会の提供	職業訓練事業	就労支援セミナー等 の講座開催数(DX 人材に関する講座)	-	10件	P.104
重点施策6-3 方針3関係: アプリ等を活用した 生物多様性の保全の 推進	環境対策事業	市民参加型生物調 査への参加者数	-	293人	P.144
重点施策7-4 方針1関係: デジタル人材*の育成	行政DX 推進事業	ITパスポート試験* 相当の研修を受講 した職員の割合	1.9%	13.3%	P.154

* デジタルクリエイティブ人材: デジタル技術を用いて、社会や産業の課題を解決し、新しい価値をもたらすことができる人材。

* デジタル人材: ICTの知見を持った上で、自治体におけるDXの推進を担う職員。

* ITパスポート試験: ITを活用する全ての社会人やこれから社会人となる学生が備えておくべき、ITに関する基礎的な知識を有していることを証明できる国家試験。

誰一人取り残さないための取組

取組	関連事業	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	参照 ページ
重点施策2-1 方針2関係: アプリの活用等を含む 予防接種の円滑な推進	感染症予防事業	ワクチン& 子育てナビ*の 登録者数(累計)	10,778人	14,000人	P.88
重点施策2-4 方針3関係: スポーツ施設の オンライン予約システ ムの活用	体育施設管理 運営事業	スポーツ施設の 利用者数	767,336人	800,000人	P.94
重点施策2-6 方針1関係: 高齢者向けスマホ教室 の開催等、高齢者の 情報格差の解消	高齢者 生きがいづくり 事業	高齢者向け スマホ教室の 延べ参加者数	194人	225人	P.98
重点施策3-1 方針1関係: 電子地域通貨 (ISECA)の活用	電子地域通貨 事業	電子地域通貨会員 数の本市人口に対 する割合	18.6%	26.4%	P.154
重点施策4-4 方針2関係: デジタル技術を用いた 交通利便性の向上	タクシー 活用事業	運転免許証 自主返納者数	681人 (令和5年)	800人 (令和11年)	P.122
重点施策7-1 方針1関係: デジタル技術を活用 したコミュニケーション 支援	多文化共生社会 形成事業	デジタル技術を活用 したコミュニケーション 支援の利用件数	- (令和6年度)	8,000件	P.148
重点施策7-4 方針1関係: 書かない窓口*の実施	行政DX 推進事業	書かない申請書の 実施数	-	124件	P.154

■ 関連計画

(仮称)DX推進計画 第9期高齢者保健福祉計画 第3期教育振興基本計画

* ワクチン&子育てナビ: スマートフォンや携帯電話などを利用し、予防接種スケジュール管理システムと子育て情報を提供するサービス。

* 書かない窓口: 各種証明の交付や申請・届出等の手続に関する申請様式の記載項目に対する自動印字により、最小限の記入のみで手続ができる窓口。

(6) 重点施策との対応

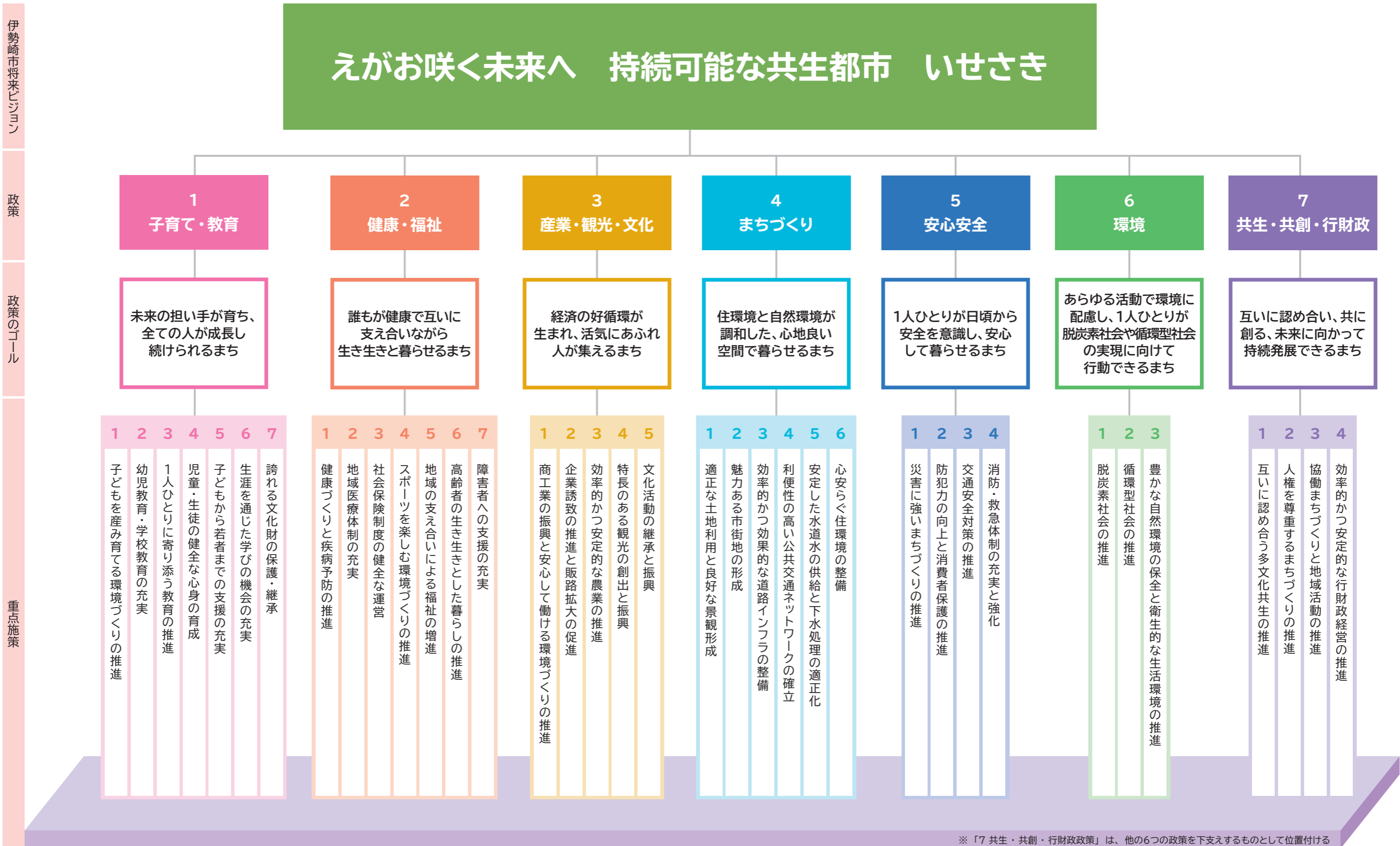
重点施策と重点プロジェクトの対応関係は、次のとおりです。

政策	重点施策	重点プロジェクト（伊勢崎市版総合戦略）				
		少子高齢化対策プロジェクト	産業活性化プロジェクト	暮らしの安心実現プロジェクト	共生社会実現プロジェクト	DX推進プロジェクト
子育て・教育政策	1-1 子どもを産み育てる環境づくりの推進	◎				
	1-2 幼児教育・学校教育の充実	◎			◎	○
	1-3 1人ひとりに寄り添う教育の推進	◎		○	○	
	1-4 児童・生徒の健全な心身の育成	◎				
	1-5 子どもから若者までの支援の充実	◎				
	1-6 生涯を通じた学びの機会の充実	◎				
	1-7 誇れる文化財の保護・継承		◎			
健康・福祉政策	2-1 健康づくりと疾病予防の推進	◎				○
	2-2 地域医療体制の充実	◎				
	2-3 社会保険制度の健全な運営					○
	2-4 スポーツを楽しむ環境づくりの推進	○				○
	2-5 地域の支え合いによる福祉の増進					
	2-6 高齢者の生き生きとした暮らしの推進	◎				◎
	2-7 障害者への支援の充実		○		◎	
産業・観光・文化政策	3-1 商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進		◎			◎
	3-2 企業誘致の推進と販路拡大の促進		◎			
	3-3 効率的かつ安定的な農業の推進		◎			
	3-4 特長のある観光の創出と振興		◎			
	3-5 文化活動の継承と振興		○			
まちづくり政策	4-1 適正な土地利用と良好な景観形成			◎		○
	4-2 魅力ある市街地の形成			◎		
	4-3 効率的かつ効果的な道路インフラの整備			◎		
	4-4 利便性の高い公共交通ネットワークの確立	○		◎		○
	4-5 安定した水道水の供給と下水処理の適正化			◎		
	4-6 心安らぐ住環境の整備			○		
安心安全政策	5-1 災害に強いまちづくりの推進			◎		
	5-2 防犯力の向上と消費者保護の推進			◎		
	5-3 交通安全対策の推進			◎		
	5-4 消防・救急体制の充実と強化			○		
環境政策	6-1 脱炭素社会の推進					
	6-2 循環型社会の推進					
	6-3 豊かな自然環境の保全と衛生的な生活環境の推進			○		○
共生・共創・行財政政策	7-1 互いに認め合う多文化共生の推進		○		◎	○
	7-2 人権を尊重するまちづくりの推進		○		◎	
	7-3 協働まちづくりと地域活動の推進		◎			
	7-4 効率的かつ安定的な行財政経営の推進		◎			◎

※対応する施策の展開方針及び取組が1つのみ場合は○、2つ以上の場合は◎を記載しています。

4 重点施策

(1) 重点施策体系



※「7 共生・共創・行財政政策」は、他の6つの政策を下支えするものとして位置付ける

(2) 重点施策ページの見方

政策名
政策の名称です。

重点施策名
重点施策の名称です。

SDGsアイコン
関連するSDGsの17のゴールを示しています。

目指す姿
重点施策の推進によって実現する5年後の本市の姿です。

現状と課題
本市を取り巻く社会動向や、本市において特に取り組むべき課題です。

施策の展開方針
「現状と課題」を考慮した「目指す姿」の実現に向けた方針です。

子育て・教育政策 重点施策1-1

子どもを産み育てる環境づくりの推進




○ 目指す姿
ライフスタイルや地域コミュニティの在り方など妊娠・出産から子育てを取り巻く多様な変化に柔軟に対応した環境の中で、安心して子どもを産み育てることができています。

○ 現状と課題

- ✓ 晩婚化や出産の高齢化、未婚化などにより少子化が課題となっています。様々なライフスタイルの人が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠、出産、子育て期の相談体制や母子の心身の健康に係る支援の充実、子育て世帯への経済的な支援の継続が求められています。
- ✓ 共働き世帯の増加や、育児の孤立化などによる保育ニーズの多様化に伴い、子育て世代の状況に寄り添った子育て環境の整備が求められています。同時に、現場における深刻な人手不足への対応が必要です。
- ✓ 就労形態やライフスタイルの多様化などを背景に、人と人、人と地域との関わりが希薄化し、子どもや子育て世帯の孤立化が課題となっています。親や子どもに対して、地域における関係づくりへの支援が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1 結婚、出産、子育てまでの切れ目のない支援
妊娠から出産、子育てまでのそれぞれのステージにおいて、子どもを産み育てることへの不安を軽減できるよう、相談体制の充実や経済的支援などにより、子育て世帯への切れ目のない支援を行います。

方針2 子育て環境の整備と施策の充実
多様なニーズに応じて、子育て世帯が安心して利用できる子育て環境の整備を行うとともに、働き手が安心して継続的に就労できるよう支援します。

方針3 交流の場や情報交換の機会の充実
児童館などの児童厚生施設をはじめとする様々な施設が、子どもにとっては健全な遊びの場や安心安全な居場所となるよう、保護者にとっては気軽に情報交換や交流をすることのできる場となるよう、更なる質の向上に努めます。

用語解説
市民に馴染みのない用語等について、※印を付け、解説しています。

重点プロジェクトアイコン
本市PRキャラクターである「くわまる」のアイコンにより、重点プロジェクトとの関連を示しています。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

妊娠支援事業	不妊治療を受ける夫婦を対象に、治療に係る費用を助成することで経済的な負担の軽減を図ります。
乳幼児健康診査・事後支援事業	全ての子どもを対象とする健康診査・健康相談、発達支援等を実施することにより、疾病の早期発見と発達支援体制を築き、子どもの健やかな成長を促し、保護者の子育てに関する不安を軽減します。
こども家庭センター事業	妊産婦及び乳幼児等の実情の把握や各種相談に応じ、必要な情報提供や保健指導等を行いながら、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応からセクケアラーを含む困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的として、妊娠や出産、子育て家庭に対する相談支援を実施します。
福祉医療費	医療費の一部負担金を市が福祉医療費として負担することにより、必要な医療を安心して継続的に受けられる子育て環境の充実に努めます。

方針2 に基づく事業

民間保育施設対策事業	保育ニーズに対応した保育環境の整備と、保育業務に携わる人への支援のために、各種補助事業の充実化を図ります。また、保育業務のICT化等による施設運営の支援を図ります。
民間保育所施設整備事業	待機児童が発生しないよう、保育ニーズに対応した適切な民間保育施設の整備を図ります。
放課後児童健全育成事業	全ての希望者が放課後児童クラブを利用できるよう受皿の調整を行うとともに、働き手の確保のための処遇改善に努め、保育の質の向上を図ります。

方針3 に基づく事業

児童厚生施設管理運営事業	子どもの健やかな成長と、子育てを社会全体で支援する環境整備を目的として、適切な行事・催しの開催や居場所の提供を図ります。また、子育て支援情報の提供や親同士の交流が促進されるような事業に取り組みます。
--------------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	3歳児健康診査受診率	95.2%	96.5%
方針2	保育所等及び放課後児童クラブの待機児童数	待機児童なし	待機児童なし
方針3	児童センター・児童館の利用者数	171,622人	180,000人

○ 関連計画
第3期子ども・子育て支援事業計画 子育て関連施設個別施設計画

目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業
「目指す姿」の実現に向けて重点的に取り組むべき事業です。「施策の展開方針」ごとに設定しています。

成果指標
「目指す姿」の達成状況を定量的に測るための指標です。「施策の展開方針」ごとに設定しています。156ページ以降の「成果指標一覧」に指標の解説・算出方法を掲載しています。

関連計画
重点施策と関連が強く、総合計画と一体的に推進する計画です。166ページ以降の「関連計画一覧」に計画期間や概要を掲載しています。



子育て・教育政策

未来の担い手が育ち、
全ての人々が成長し続けられるまち

- 1-1 子どもを産み育てる環境づくりの推進
- 1-2 幼児教育・学校教育の充実
- 1-3 1人ひとりに寄り添う教育の推進
- 1-4 児童・生徒の健全な心身の育成
- 1-5 子どもから若者までの支援の充実
- 1-6 生涯を通じた学びの機会の充実
- 1-7 誇れる文化財の保護・継承

子どもを産み育てる環境づくりの推進



○ 目指す姿

ライフスタイルや地域コミュニティの在り方など妊娠・出産から子育てを取り巻く多様な変化に柔軟に対応した環境の中で、安心して子どもを産み育てることができています。

○ 現状と課題

- ✓ 晩婚化や出産の高齢化、未婚化などにより少子化が課題となっています。様々なライフスタイルの人が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠、出産、子育て期の相談体制や母子の心身の健康に係る支援の充実、子育て世帯への経済的な支援の継続が求められています。
- ✓ 共働き世帯の増加や、育児の孤立化などによる保育ニーズの多様化に伴い、子育て世代の状況に寄り添った子育て環境の整備が求められています。同時に、現場における深刻な人手不足への対応が必要です。
- ✓ 就労形態やライフスタイルの多様化などを背景に、人と人、人と地域との関わりが希薄化し、子どもや子育て世帯の孤立化が課題となっています。親や子どもに対して、地域における関係づくりへの支援が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1 結婚、出産、子育てまでの切れ目のない支援

妊娠から出産、子育てまでのそれぞれのステージにおいて、子どもを産み育てることへの不安を軽減できるよう、相談体制の充実や経済的支援などにより、子育て世帯への切れ目のない支援を行います。

方針2 子育て環境の整備と施策の充実

多様なニーズに応じて、子育て世帯が安心して利用できる子育て環境の整備を行うとともに、働き手が安心して継続的に就労できるよう支援します。

方針3 交流の場や情報交換の機会の充実

児童館などの児童厚生施設をはじめとする様々な施設が、子どもにとっては健全な遊びの場や安心安全な居場所となるよう、保護者にとっては気軽に情報交換や交流をすることのできる場となるよう、更なる質の向上に努めます。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

妊娠支援事業	不妊治療を受ける夫婦を対象に、治療に係る費用を助成することで経済的な負担の軽減を図ります。
乳幼児健康診査・事後支援事業	全ての子どもを対象とする健康診査・健康相談、発達支援等を実施することにより、疾病の早期発見と発達支援体制を築き、子どもの健やかな成長を促し、保護者の子育てに関する不安を軽減します。
こども家庭センター事業	妊産婦及び乳幼児等の実情の把握や各種相談に応じ、必要な情報提供や保健指導等を行いながら、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応からヤングケアラーを含む困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的として、妊娠や出産、子育て家庭に対する相談支援を実施します。
福祉医療費	医療費の一部負担金を市が福祉医療費として負担することにより、必要な医療を安心して継続的に受けられる子育て環境の充実を図ります。

方針2 に基づく事業

民間保育施設対策事業	保育ニーズに対応した保育環境の整備と、保育業務に携わる人への支援のために、各種補助事業の充実化を図ります。また、保育業務のICT化等による施設運営の支援を図ります。
民間保育所施設整備事業	待機児童が発生しないよう、保育ニーズに対応した適切な民間保育施設の整備を図ります。
放課後児童健全育成事業	全ての希望者が放課後児童クラブを利用できるよう受皿の調整を行うとともに、働き手の確保のための処遇改善に努め、保育の質の向上を図ります。

方針3 に基づく事業

児童厚生施設管理運営事業	子どもの健やかな成長と、子育てを社会全体で支援する環境整備を目的として、適切な行事・催しの開催や居場所の提供を図ります。また、子育て支援情報の提供や親同士の交流が促進されるような事業に取り組みます。
--------------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	3歳児健康診査受診率	95.2%	96.5%
方針2	保育所等及び放課後児童クラブの待機児童数	待機児童なし	待機児童なし
方針3	児童センター・児童館の利用者数	171,622人	180,000人

○ 関連計画

第3期子ども・子育て支援事業計画 子育て関連施設個別施設計画

幼児教育・学校教育の充実



○ 目指す姿

グローバル化やAI[※]等の技術の進展といった変化の激しい社会を生き抜くために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力に加え、学びに向かう力等の非認知能力[※]を身に付けている子どもが育っています。

○ 現状と課題

- ✓ 公立幼稚園において園児数が減少傾向にある一方、学校教育の基盤となる幼児教育の一層の充実、保護者からの相談機関としての役割等が求められています。
- ✓ 多文化共生社会において、主体的に生きるために必要となる資質・能力を培うキャリア教育や市独自の小中一貫英語プログラム、伊勢崎ふるさと学習[※]等の取組を更に推進するとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、子どもが主役となる教育を実践していくことが求められています。
- ✓ 地域の良さに気付き、社会とつながりながら学び続け、地域社会に参画しようとする意欲を育成するために、地域・家庭との一層の連携が求められています。
- ✓ 四ツ葉学園中等教育学校における教育課程の実践を通じた成果と課題を基に、これからの未来と世界で輝く人材育成を行うことが求められています。



○ 施策の展開方針

方針1 公立幼稚園の取組の一層の充実

公立幼稚園における体験や遊びを通じた学びを重視するとともに、子どものより良い育ちの実現に向け、子育て支援の充実を図ります。また、他の幼児教育施設、小学校との連携を推進していきます。

方針2 主体的な学びの推進

個別最適な学びと協働的な学びを視点とした授業改善を行うとともに、ICT機器等を効果的に活用しながら、非認知能力の育成を図り、自分の興味関心に応じた1人ひとりの主体的な学びを推進します。

方針3 地域や関係機関との連携

地域の教育力を生かした学校運営の推進に向け、学校運営協議会[※]等を活用した地域との連携の拡充や、関係部局等との連携の強化を図ります。

方針4 中等教育学校の特長を生かした教育課程の展開

地域や世界で活躍できる人材の育成のために、引き続きキャリア教育、グローバル教育を充実させるとともに、SDGsの考え方に基づいた「みらい探究[※]」の実践等に努めます。

※ AI:Artificial Intelligence (人工知能)の略称で、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理や技術といった広い概念で理解されているもの。
 ※ 非認知能力:「失敗を恐れない心」や「人と関わる力」、「自分で考え、行動する力」等、子どもたちが持っている力を発揮するために大切な能力。
 ※ 伊勢崎ふるさと学習:地域の歴史や文化、自然などの地域の教育資源を活用し、地域の良さを学ぶ学習。
 ※ 学校運営協議会:保護者や地域住民と学校、教育委員会が、共に学校の教育目標の設定や達成に協働して責任を果たす仕組み。
 ※ みらい探究:各教科や教科の枠を超えた学びを生かして生徒自身がテーマを決めて追究する学習。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

ふたばすくすくプラン推進事業	公立幼稚園が地域における幼児教育センターとして、幼児1人ひとりの発達に応じた援助やプレ幼稚園等による保護者への子育てに関する支援の充実、架け橋プログラムの実施による学校教育との連携を推進します。
----------------	---

方針2 に基づく事業

学校教育構想推進事業	各教科や領域の学習、学校行事等の教育課程全体において、非認知能力の育成を図ることにより、自ら考え、判断し、行動できる子どもの育成に努めます。
学校教育情報化推進事業	学習者用端末を計画的かつ効果的に活用し、自律的な学習者を育てるとともに、校務のICT化を推進します。

方針3 に基づく事業

学校教育構想推進事業	地域の実態に応じたコミュニティ・スクール [※] の拡充、カリキュラム・パートナー [※] や「未来力」学習講座 [※] の充実等を推進します。
------------	---

方針4 に基づく事業

中等教育学校教育振興事業	中等教育学校の特長を生かした計画的、継続的な教育に取り組み、確かな学力と豊かな人間性の育成を重視し、社会に貢献できるグローバル人材を育成します。
--------------	--

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	子育ての悩みがあったら、幼稚園に相談できると考えている保護者の割合	97.1%	100%
方針2	学校の授業内容が分かると感じている児童・生徒の割合	92.8%	95.0%
方針3	自分の住んでいる地域を誇りに思っている児童・生徒の割合	90.4%	93.0%
方針4	四ツ葉学園における特色ある教育活動の満足度	97.6%	100%

○ 関連計画

第3期教育振興基本計画

※ コミュニティ・スクール:学校運営協議会を設置している学校。保護者や地域住民と学校、教育委員会が、共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映し、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校」を進める仕組み。
 ※ カリキュラム・パートナー:本市が協定を結んでいる企業や大学が有する人的・物的教育資源。
 ※ 「未来力」学習講座:児童・生徒が夢や希望を抱き、その実現に向けて目標を持って挑戦する力である「未来力」の育成のために、地域で活躍している方々に講師となつていただく授業。

1人ひとりに寄り添う教育の推進



○ 目指す姿

多様な特性や価値観、文化的背景を認め合う幼稚園・学校づくりの推進により、全ての子どもが安全安心な環境の下で共に学び、互いの良さを大切に、自分らしく成長できています。

○ 現状と課題

- ✓ 不登校、いじめ、ヤングケアラー等の悩みを抱える子どもに対し、市と学校、関係機関とで情報共有を図りながら、個に応じた支援を実施することが、より一層求められています。
- ✓ 障害や国籍、ジェンダー等、様々な特性を抱える子どもや保護者に寄り添い、1人ひとりに適した支援の充実を図ることが、より一層求められています。
- ✓ 子どもが安全安心に学校生活を送る上で、地震や火災、熱中症等から身を守ることに加え、心理的安全を確保できる環境の整備が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1 未然防止、早期発見に向けた支援の充実

不登校、いじめ、ヤングケアラー等の未然防止や早期発見に向けた「生活アンケート」等の実施による適切な実態把握に努めるとともに、実態を踏まえた園内及び校内の支援体制の構築や、関係機関と連携し子どもに寄り添った支援の充実を推進します。

方針2 特別な配慮を要する子どもへの支援の充実

個々の支援体制の拡充、ICT機器の効果的な活用等により、発達支援や日本語指導を必要とする子どもの実態に応じたきめ細やかな支援の充実を努めます。

方針3 学校施設の整備充実

学校施設の老朽化や熱中症等の対策、子どもの心理的安全性を図るため、学習環境の改善や安全安心な教育環境づくりを進め、計画的な学校施設の整備に努めます。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

不登校対策事業	これまでの学校風土を転換し、全ての子どもの発達を支える日常的な働き掛けに努めるとともに、関係機関との連携を推進し、子どもと教師の絆づくりや子どもの心の居場所づくりの充実を図ります。また、人間関係や生活上の課題を把握する心理検査等の実施や、教師の日常的な実態把握に基づいた支援を行うとともに、子どもが主体的に話し合う「子ども未来会議」等の実施により、不登校やいじめの未然防止、早期発見を図ります。
---------	---

方針2 に基づく事業

インクルーシブ教育※ 推進事業	1人ひとりが自分に合った学習機会を得られるよう、子どもの特性を尊重し、個々の教育的ニーズに応じながら、共に学ぶ教育環境の整備に努めます。また、外国籍児童生徒学校生活支援助手の拡充やICT機器の効果的な活用により、日本語の習得状況に応じた支援体制の充実を努めます。
--------------------	---

方針3 に基づく事業

学校施設長寿命化 改修事業	より良い教育環境を保つために、必要に応じた教室の確保を重点に置いた計画的な学校整備や、地域防災拠点としても配慮した安全で安心して利用できる施設整備に努めます。
学校体育館等空調設備 整備事業	学校の体育館は、学習・生活の場であるとともに災害発生時には地域の避難所となることから、熱中症対策としての空調設備の設置を行い教育環境の改善を図ります。
不登校対策事業	スペシャルサポートルーム※の設置により、不登校傾向や学校生活に不安を抱いている子どもが、安心して学習や生活ができるよう支援に努めます。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	自分の悩みや課題について先生や友達に相談できる児童・生徒の割合	79.1%	85.0%
方針2	特別支援教育研修講座への参加延べ人数	238人	300人
方針3	学校体育館の空調機設置率	-	100%

○ 関連計画

第3期教育振興基本計画 学校施設長寿命化計画（個別施設計画）

※ **インクルーシブ (inclusive) 教育**: 様々な特性を抱える子どもを含む全ての子どもが、可能な限り同じ場で共に学び、その能力を最大限発揮できる環境の提供を目指す教育システム。

※ **スペシャルサポートルーム**: クラスに入れない子どもや気持ちを落ち着かせたい子どもが利用できる、校内で安心して過ごしたり、学習したりできる居場所。

児童・生徒の健全な心身の育成



○ 目指す姿

健康教育の充実、栄養バランスの取れた豊かな給食の提供や食育の充実及び安全対策の強化により、安全安心で生き生きとした生活を送ることができるとともに、自分たちの命は自分たちで守るという安全への高い意識を持った児童・生徒が育っています。

○ 現状と課題

- ✓ 社会環境や生活様式の急激な変化により、児童・生徒の生活習慣の乱れ、薬物乱用、肥満、メンタルヘルス等の心身の様々な健康課題への対応が求められています。
- ✓ 食育の中核を担う学校給食は、発育期にある児童・生徒の心身の健全な発達に欠かせないものであり、献立の内容等についての充実が求められています。
- ✓ 安全安心な生活を送ることができる環境整備や、児童・生徒の交通事故、災害、不審者等の様々な危険に対する回避能力の育成が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1 健康教育の充実

家庭や関係機関と連携し、自分自身の健康状態に関心を持ち、様々な健康課題を解決・改善できるような資質・能力を身に付け、健康の保持増進に取り組む意欲を育みます。

方針2 食育及び学校給食の充実

学校給食において献立の工夫や食育指導に取り組むとともに、食物アレルギー対策や調理場の衛生管理を徹底し、安全安心な学校給食を安定的に提供します。学校給食費の無償化については段階的に実施します。

方針3 安全教育の充実

日常生活に潜む様々な危険を予測させ、自分たちの命は自分たちで守るという安全意識を高めるとともに、学校、家庭、地域、関係機関と連携し、交通安全、防災、不審者への対策を強化します。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

学校保健充実事業	日常の健康観察や健康診断に基づく保健指導を適切に行うことにより、望ましい生活習慣を確立するとともに、子どもたちが主体的に心身の健康の保持増進や感染症、熱中症等の予防に取り組めるよう、健康教育を推進します。
----------	--

方針2 に基づく事業

学校給食充実事業	行事食や日本各地の郷土料理、世界の料理などの献立の作成をするとともに、市内産農産物を積極的に使用し、生産者と子どもたちをつなぐなどして食育の充実に努めます。また、食物アレルギーの対象食品を明示した献立を作成し、個別相談を行い事故防止に努めるとともに不安の解消を図ります。小中学生の学校給食費を無償化します。
----------	---

方針3 に基づく事業

児童生徒の安全対策事業	危険回避能力の育成を図る安全教育を推進するとともに、関係機関と連携して通学路の安全点検を実施し、交通安全の確保を図ります。また、実践的な防災教育と効果的な避難訓練により、防災意識を強化します。さらに、日常的な安全指導を徹底し、不審者への適切な対応能力の育成を図ります。
-------------	--

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	児童・生徒の朝食摂取率	94.5%	96.0%
方針2	市内産食材の使用量比率	44.4%	50.0%
方針3	小中学校対象の応急手当講習の実施校	11校	35校

○ 関連計画

第3期教育振興基本計画

子どもから若者までの支援の充実



○ 目指す姿

子どもから若者までが社会参加や活動を通じた知識を習得でき、それぞれに応じた適切な支援を受けて、自立して生きる力が養われ、より良い未来を創り出す次代を担う人材が育っています。

○ 現状と課題

- ✓ 若者などを取り巻く社会環境は、インターネットやSNSの普及により、有害情報の氾濫等が及ぼす問題が深刻化しており、地域ぐるみの健全な心身の育成と環境づくりが求められています。
- ✓ 遊びや活動が変化する生活環境の中で、社会参加の機会が減少しています。また、ニートや引きこもり等、若者やその家族などが抱える悩み等も複雑化しており、相談体制の整備、充実が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1 地域ぐるみの健全な心身の育成と環境づくり、社会活動への参加

青少年関係団体や関係機関等と連携を図り、青少年を取り巻く環境整備を推進するとともに、世代間の交流等を通じて子どもや青少年が参加できる体験活動等の機会を提供します。

方針2 相談体制の整備、充実及び適正な援助

気軽に相談できる電話、面接、メール等による相談体制の充実を図り、学校や関係機関との更なる連携により、適切な助言や支援機関の情報提供を行います。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

青少年対策事業	青少年関係団体と地域、行政、学校、家庭が一体となって連携することにより、子どもたちを健全に育むことのできる環境づくりに地域ぐるみで取り組むとともに、子どもたちが安心して体験活動や社会参加活動に参加できる機会を提供し、豊かでたくましい心身の育成に取り組めます。
---------	---

方針2 に基づく事業

青少年指導センター運営事業	若者などからの電話、面接、メール相談など様々な形態で相談体制を充実させ、自立して健全に生活できるように適切な助言や支援機関の情報提供を通じた支援に取り組めます。
---------------	--

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	体験活動等への参加者数	5,094人	5,000人以上
方針2	青少年指導センター相談件数	194件	215件

○ 関連計画

なし

生涯を通じた学びの機会の充実

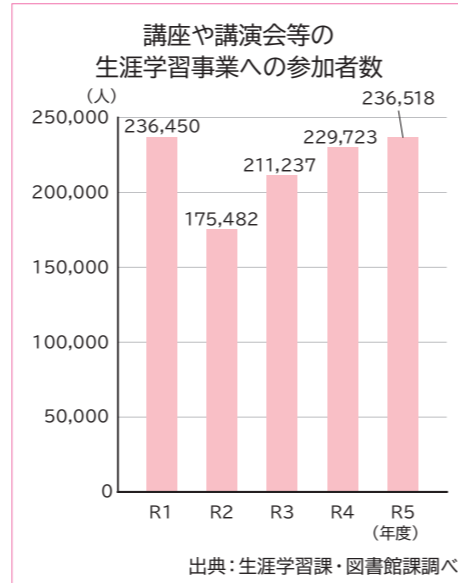


○ 目指す姿

あらゆる世代のニーズに合った学びの機会が充実し、学びの成果を自己実現や地域に生かすことで、学び合い、支え合い、高め合う、学びの循環をつくり、充実した生活を送ることができています。

○ 現状と課題

- ✓ 学びを通じて充実した生活を送るため、芸術、スポーツ、趣味等において得た学びが、新たな学習意欲や自己実現へつながり、更に学びたいという知的欲求が高くなっています。公民館等で様々な講座を開催していますが、より充実した事業の実施が求められています。
- ✓ 地域と学校が連携・協働し子どもたちの成長を支えていく中で、人とのつながりや絆の必要性が高まっています。今後は幅広い世代の参画により、地域全体で子どもたちの成長を支える必要があります。
- ✓ 生涯学習施設[※]は施設の老朽化が進んでおり、伊勢崎市図書館については、現代の図書館に求められる多様なサービスの提供が困難な状況にあります。安心してより快適に利用できる環境づくりのため、計画的な整備が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1 多種多彩な学習機会の充実

公民館や図書館、まゆドーム等で、講座や自然体験等を実施し、大学とも連携し多種多彩な学習機会を提供します。また、学習した人が、地域で学びを実践し学ぶ楽しさを地域へ還元する支援を行います。

方針2 地域学校協働活動の推進

地域と学校の連携・協働を積極的に進め、幅広い世代の地域住民等の参画を促し、子どもの居場所づくりや地域で子どもを育てる環境を整えます。また、異なる国籍や文化を尊重し合い、共に学び活動できる機会の提供を行います。

方針3 生涯学習施設の適正な維持管理の推進

公民館や図書館などの生涯学習施設を計画的に整備し、利用者が安心して快適に利用できる環境を整えます。

※ 生涯学習施設：ここでは、図書館及び生涯学習課が管理する公民館や集会所などを指す。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

生涯学習推進事業	市民に対し出前講座、生涯学習支援ボランティアまなびい先生 [※] 事業を実施し、学びの場の提供を行うことで、1行政区1楽習 [※] の推進を図ります。
公民館管理運営事業	市民に対し学習ニーズに合った学級・講座等を実施し、オンライン申請などを充実することで、より多くの学習機会を提供します。サークル活動等を通して、社会参加の場を提供し、学びのつながりをつくります。
まゆドーム親子ふれあい事業	子どもやその保護者に対し、環境学習や体験学習の場を提供することで、親子の触れ合いや世代間の交流を図ります。
読書の街いせさき推進事業	市民が正しい知識を得て課題を解決し、心豊かな生活を送れるよう、図書館から幅広い情報を提供・発信するとともに、快適に本に親しめる場を提供します。

方針2 に基づく事業

生涯学習推進事業	普段得ることができない経験を通じた成長を促すため、児童・生徒等に対して社会活動や体験学習の機会の充実を図ります。
公民館管理運営事業	様々な人との出会いや社会とつながる経験を通して子どもたちの成長を促すため、学校・家庭・地域が協働する地域全体で子どもを育てる環境の整備を図ります。
読書の街いせさき推進事業	公共図書館が学校図書館との連携を通じて学校の教育活動を支援することで、本と出会う機会の充実と学びの提供を行い、子どもたちの成長を促します。

方針3 に基づく事業

生涯学習施設整備事業	計画的な整備の推進、長寿命化の推進を行うことで、利用者が安心して快適に施設を使い、知の拠点として学ぶことができ、心豊かな生活を送ることを目指します。
------------	--

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	講座や講演会等の生涯学習事業への参加者数	236,518人	256,000人
方針2	子ども向け事業への参加者数	11,082人	13,000人
方針3	生涯学習施設の利用者数	887,021人	1,200,000人

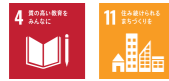
○ 関連計画

第3期教育振興基本計画 生涯学習課所管施設個別施設計画 図書館課所管施設個別施設計画
読書の街づくり推進事業計画

※ 生涯学習支援ボランティアまなびい先生：資格や特技を持つ、学びを支援するボランティア講師。(市民が自ら学びたい内容のまなびい先生を選び、希望の日時及び場所に先生が出向いて講師を務める。)

※ 1行政区1楽習：各行政区の学習活動を支援する事業。楽しく学ぶことを目的に「楽」習としている。

誇れる文化財の保護・継承



産業活性化

○ 目指す姿

市民の宝である文化財の保存や活用、調査研究が進み、市民が文化財に触れる機会が増えています。それぞれが学び、学んだことを地域に還元することで、文化の継承に役立ち、郷土への愛着が育まれています。

○ 現状と課題

- ✓ 歴史文化に対する関心は増していますが、学ぶ機会が少ないのが現状です。ふるさと意識の醸成や次世代への継承につなげるため、文化財の調査研究と保存活用、十分な情報発信などが求められています。
- ✓ 歴史資料が分散し、資料の適正な保管・活用が十分ではないため、資料の整理や集約化を行い、快適に学べる環境づくりが必要です。



世界遺産田島弥平旧宅

○ 施策の展開方針

方針1 文化財の調査研究と情報発信

歴史的建造物や遺跡、歴史資料、有形・無形民俗文化財[※]などの調査研究を進め、必要に応じて指定などの保存措置を講じます。また、分かりやすい情報発信を行い、地域の文化財を後世に伝えていきます。

方針2 文化財の保存活用

世界遺産田島弥平旧宅[※]や、国史跡である女堀[※]、上野国佐位郡正倉跡[※]、十三宝塚遺跡[※]の保存、活用のための整備を進めるとともに、文化財ボランティアの育成を進めます。これらを活用し、学校教育とも連携しながら、学びの推進を図ります。

方針3 文化財施設の整備・充実

歴史資料を適正に保管・活用するための文化財収蔵庫や赤堀歴史民俗資料館、田島弥平旧宅案内所などの環境整備や長寿命化により、快適に学べる環境づくりを推進します。

- ※ **有形・無形民俗文化財**：衣食住や年中行事に関する風俗慣習、民俗芸能(無形民俗文化財)やこれらに使用される衣服や道具(有形民俗文化財)などの文化財。
- ※ **田島弥平旧宅**：蚕の飼育法「清涼育」を完成させた田島弥平が、文久3年(1863年)に建築し近代養蚕農家の原型となった建物。(世界遺産・国史跡)
- ※ **女堀**：12世紀中頃に開削された農業用水路跡で、前橋市上泉町から田部井町まで総長1.3kmにも及ぶ。工事が中断され、未完成のまま残された堀。(国史跡)
- ※ **上野国佐位郡正倉跡**：殖蓮小学校周辺で確認された奈良・平安時代の役所跡。全国で初めて八角形倉庫が検出され、これが古代の文献の記載とも一致した。(国史跡)
- ※ **十三宝塚遺跡**：奈良・平安時代の寺院跡で、回廊の中に仏殿や塔が建立されたことが分かり、上野国分寺創建期の瓦や奈良三彩陶器などが発見された遺跡。(国史跡)

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

地域文化財資源 保存活用推進事業	文化財調査委員会に指導を仰ぎながら、指定文化財の保存や管理、調査研究を推進するとともに、埋もれた文化財にも光を当て、地域の歴史をより鮮明にしていきます。
歴史民俗資料館運営事業	市民に対して資料の展示や市内文化財の情報を発信し、学びの機会を提供することで、文化の伝承やふるさと意識の醸成を図ります。
市史編さん事業	本市の歴史や文化、自然に関する資料収集や調査研究を進め、新たな市史を編さんします。その成果を広く還元するために情報発信にも努め、郷土愛を育みます。

方針2 に基づく事業

史跡田島弥平旧宅 整備活用事業	建物調査や史資料調査などを行いながら、史跡整備を進めます。文化財を広く公開することで、地域の特徴ある歴史を学ぶ機会を提供します。
史跡女堀 保存整備活用事業	史跡女堀は花しょうぶ園としても著名であり、史跡が市民の歴史と自然に触れる憩いの場となるよう整備工事を行います。
史跡上野国佐位郡正倉跡 保存整備活用事業	史跡の公有地化を図り、保存を促進するとともに、史跡の全体像を把握するための調査を進めながら、それらの成果を市民に還元し、郷土愛を育みます。
歴史民俗資料館運営事業	展示解説や体験学習を補助するボランティアを育成することで、資料館と地域を結び、地域社会の活性化につなげていきます。

方針3 に基づく事業

文化財所管教育施設 整備事業	文化財所管施設の計画的な長寿命化を推進するため、整備や改修を進め、市民が快適に学べる環境を整えます。
-------------------	--

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	指定・登録文化財件数(累計)	149件	160件
方針2	文化財活用事業への参加者数	9,808人	15,000人
方針3	文化財所管施設入館者数	9,478人	14,000人

○ 関連計画

第3期教育振興基本計画 市史編さん基本計画 文化財保護課所管施設長寿命化計画(個別施設計画)



健康・福祉政策

誰もが健康で互いに支え合いながら
生き生きと暮らせるまち

- 2-1 健康づくりと疾病予防の推進
- 2-2 地域医療体制の充実
- 2-3 社会保険制度の健全な運営
- 2-4 スポーツを楽しむ環境づくりの推進
- 2-5 地域の支え合いによる福祉の増進
- 2-6 高齢者の生き生きとした暮らしの推進
- 2-7 障害者への支援の充実

健康づくりと疾病予防の推進

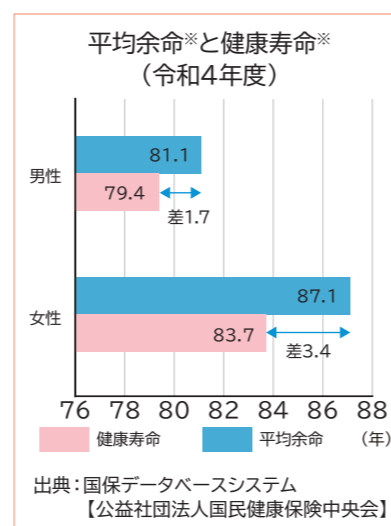


○ 目指す姿

全ての人自身が自身や大切な人の健康を気遣い、心身ともに健やかであり続けられるよう健康づくりに努めています。

○ 現状と課題

- ✓ 高齢化の進行に伴い、健康への関心が高まっています。市民が主体的に健康づくりを始めるための正しい情報の提供や環境整備が必要となっています。また、健康づくりを継続できるよう適切な支援が必要です。
- ✓ 悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が死亡原因の上位を占めています。これら生活習慣病の早期発見・早期対応と重症化予防に向けた効果的な対策を推進する必要があります。
- ✓ 社会環境の変化などに伴うストレスや悩みからうつ病などのこころの病気を抱える人が増えています。悩みに対応できる身近な相談体制の充実と強化が必要です。



○ 施策の展開方針

方針1 市民の主体的な健康づくりへの支援

健康寿命の延伸に向けて、疾病の一次予防に重点を置いた健康づくりを推進し、地域と行政が一体となり、市民の健康意識を高め、健康づくりの場の提供と健康情報の発信を行います。

方針2 疾病の早期発見、早期対応と重症化予防

各種健(検)診等の実施体制の整備と受診率向上対策に努めるとともに、生活習慣病等に関する正しい知識の普及啓発を継続し、疾病の早期発見や重症化予防に努めます。

方針3 こころの健康づくりへの支援

命やこころの健康に関する正しい知識の普及啓発及び人材育成に努めるとともに、関係機関と連携し、生きる支援として自殺対策を推進します。

※ **平均余命**：ある年齢の人が、その後何年生きられるかの期待値であり、ここでは0歳での平均余命を示す。
 ※ **健康寿命**：日常に介護を必要としない、自立した生活ができる生存期間のこと。ここでは、日常生活動作が自立している期間の平均(平均自立期間)を使用。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

健康づくり推進事業	SNSをはじめとする様々な媒体を活用した健康情報の発信や健康づくりの場の提供、電子地域通貨(ISECA)を活用した健康ポイントの導入に取り組みます。また、地区組織との協働により、日常生活の中で健康を意識する機会を増やし、自然に健康になれるような環境を整備します。
-----------	---

方針2 に基づく事業

疾病予防対策事業	各種健(検)診や健康相談、SNSをはじめとする様々な媒体を活用した生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発により、疾病の早期発見と重症化予防に努めます。また、がん検診の精度管理*体制の強化に努め、がんの早期発見・早期対応につなげます。さらに、電子申請を活用した検診予約の導入に取り組みます。
感染症予防事業	適正かつ円滑な定期予防接種を推進するため、アプリも活用しつつ、感染症の発生及びまん延の防止と重症化予防に取り組みます。

方針3 に基づく事業

精神保健事業	SNSをはじめとする様々な媒体を活用したこころの健康に関する啓発や、ゲートキーパー*の育成により、自殺予防について知識や理解がある人を増やし、自殺対策を推進します。
--------	--

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	健康寿命(平均自立期間)	男性 79.4年 女性 83.7年 (令和4年度)	男性 79.5年 女性 84.1年 (令和10年度)
方針2	がんの75歳未満年齢調整死亡率*	64.7 (令和4年)	58.4 (令和10年)
方針3	自殺死亡率	25.5 (令和5年)	12.0 (令和11年)

○ 関連計画

「健康いせさき21(第3次)」健康増進計画・食育推進計画 第2次自殺対策推進計画

※ **がん検診の精度管理**：質の高い検診を安定的に行う仕組みのこと。がん検診の目的(がん死亡率の減少)を達成するために必要不可欠なもの。
 ※ **ゲートキーパー**：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。
 ※ **年齢調整死亡率**：年齢構成の異なる集団について、死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率(人口10万人当たりの死者数)。

地域医療体制の充実

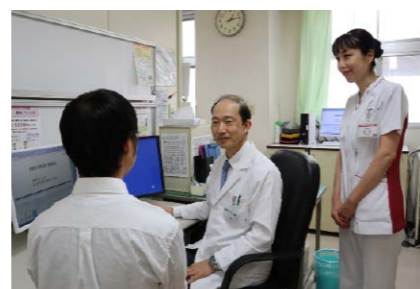


○ 目指す姿

十分な医療従事者が確保され、高度な医療の提供と医療機関等が連携して地域内で完結する医療提供体制が整い、いつでも安心して安全な医療を受けることができます。

○ 現状と課題

- ✓ 本市では、病院や診療所、歯科診療所で地域医療体制を維持しています。今後更に、診療情報の発信や群馬県地域医療構想[※]を踏まえた医療機関の連携強化・効率化のためにデジタル化推進の支援などの取組が必要です。また、一次救急医療[※]機関として伊勢崎佐波医師会病院に休日夜間急患センターを設置し、二次救急医療[※]機関としては市内8病院で救急患者を受け入れる体制を整えています。今後も救急医療体制の充実を図っていく必要があります。
- ✓ 伊勢崎市民病院は、急性期医療を担う公立病院として、救急医療や高度医療、がん診療などの良質な医療の提供が求められています。また、地域の医療機関の状況、医療圏の動向、高齢者の医療介護需要の増加などの環境の変化に柔軟に対応することが必要とされています。



○ 施策の展開方針

方針1 医療提供・救急医療体制の充実

関係機関や地域の医療機関との連携強化やデジタル化推進の支援を実施し、市民が地域で安心安全な医療サービス及び救急医療を受け続けられる体制を目指します。

方針2 伊勢崎市民病院の医療提供体制の整備

医療従事者の確保を図るとともに高度な先進医療を提供するための医療器械器具の整備やデジタル技術の活用により、いつでも安心して安全な医療を受けられる医療提供体制を整備します。

※ 地域医療構想：将来の医療ニーズに対応する医療体制をつくるため、地域の医療機関の役割分担や連携の仕組みを構築する取組。

※ 一次救急医療：入院や手術の必要がなく、帰宅可能な軽症患者に対して行う救急医療。

※ 二次救急医療：生命の危険は少ないが、入院や手術が必要な患者に対する救急医療。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

医療機関の連携支援と情報の周知事業	病院や診療所などの特色や機能の情報提供、かかりつけ医を持つことの啓発を通じて、市民が適切な医療サービスを受けられるようにします。
病院・休日夜間診療事業	一次救急医療、二次救急医療体制を運用し情報提供を行うことで、市民が適切な救急医療を受けられるようにします。

方針2 に基づく事業

伊勢崎市民病院医療体制整備事業	二次救急医療機関、災害拠点病院 [※] として、救急・災害時医療及びがん診療・小児周産期医療体制の充実を図るとともに、良質な医療を提供するため、医療従事者の確保と育成、デジタル技術の活用を図ります。
伊勢崎市民病院器械器具整備事業	地域の中核病院として、高度な医療水準をもって市民の医療ニーズに応えられるよう、医療器械器具の整備を進め、医療提供体制の充実を図ります。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	休日夜間急患センターの開設日数	365日	365日
方針2	災害医療活動訓練への参加者数	131人	180人

○ 関連計画

伊勢崎市民病院経営強化プラン

※ 災害拠点病院：災害時に傷病者の受入れや医療救護班の派遣等を行う病院。

社会保険制度の健全な運営

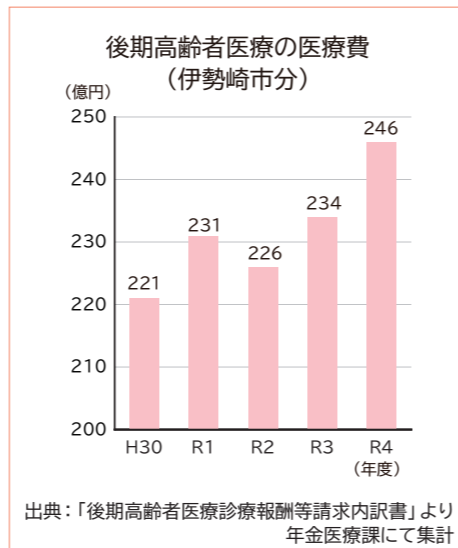


○ 目指す姿

社会保険制度が健全に運営されることにより、病気やけがをしたり、支援や介護が必要な状態になったりした場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らすことができます。

○ 現状と課題

- ✓ 医療の高度化により、国民健康保険被保険者1人当たりに係る医療費は年々増大しています。医療費の伸びを抑えることが課題となっています。
- ✓ 後期高齢者医療は、被保険者の増加や医療の高度化により医療費が増加し続けていることから、安定した財政基盤による、持続可能な制度の実現が求められています。
- ✓ 団塊の世代が75歳以上となり、介護費用の更なる増加が見込まれます。多様化する介護ニーズや制度改正などに柔軟に対応しながら、財政基盤の安定や、持続可能な介護保険制度の運営が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1 国民健康保険制度の健全な運営

生活習慣病予防及び重症化予防に取り組むことで、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図り、健全な制度運営を行います。

方針2 後期高齢者医療制度の健全な運営

保険料収入による財政基盤の安定に努めるとともに、群馬県後期高齢者医療広域連合との連携を通じた医療費の適正化を推進し、健全な制度運営を行います。

方針3 介護保険制度の健全な運営

介護を必要としている高齢者が必要なときに介護サービスが利用できるよう、サービスの需要と供給を中長期的な視点で的確に捉えて介護保険制度を計画的に運営するとともに、適切かつ効果的にサービスが提供されるようにサービスの質の確保・向上を図ります。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

国民健康保険 特定健康診査等事業	特定健康診査の受診・特定保健指導の実施を促進し、被保険者の生活習慣病予防及び重症化予防につなげます。
---------------------	--

方針2 に基づく事業

後期高齢者医療運営事業	適切な保険料の徴収により安定した財政基盤を維持するとともに、群馬県後期高齢者医療広域連合との連携を強化して、制度内容の周知・広報や健診受診の促進により医療費の適正化を進め、健全な制度運営を行います。
-------------	---

方針3 に基づく事業

介護保険運営事業	3年ごとに高齢者保健福祉計画を策定し、介護サービス量を適切に見込むことで介護保険事業の安定的な運営を図るとともに、保険料の徴収やデジタル技術を活用した要介護認定を迅速に行う仕組みの構築、介護サービスの質の確保・向上に向けて各種取組を推進します。
----------	--

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	特定保健指導実施率	11.1% (令和4年度)	15.0% (令和10年度)
方針2	後期高齢者医療保険料収納率	99.4%	99.5%
方針3	介護サービスを利用し就労を継続できる家族の割合	83.2% (令和5年)	85.0% (令和11年)

○ 関連計画

国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画
第9期高齢者保健福祉計画

スポーツを楽しむ環境づくりの推進



○ 目指す姿

市民1人ひとりが主体的に「1市民1スポーツ」を実践し、あらゆる世代が健康で生きがいのある充実した生活を営むことができます。

○ 現状と課題

- ✓ 健康維持・増進への関心の高まりなどにより、生涯スポーツの重要性が増えています。市民が自分に合ったレクリエーションスポーツを生涯にわたり楽しめるよう、機会の提供や啓発に努めていく必要があります。
- ✓ 競技スポーツについて、各種大会の開催や選手の派遣に対する支援を行っていますが、群馬県での国民スポーツ大会開催に向け、更なる競技力の向上が必要とされています。
- ✓ スポーツ施設の老朽化が進んでおり、市民が安全で快適に施設を利用できるように、計画的な改修や整備を進めていく必要があります。



伊勢崎シティマラソン

○ 施策の展開方針

方針1 1市民1スポーツの推進

市民1人ひとりが1種類以上のスポーツを楽しむことを目指した取組を推進することで、心と体の健康増進を図ります。

方針2 競技スポーツの推進

各種スポーツ教室・大会の開催や指導者を養成するための取組を推進することで、競技の普及、競技者人口の増加や競技力の向上を支える環境づくりに努めます。

方針3 国民スポーツ大会に向けてのスポーツ施設の整備充実

スポーツ施設の整備を推進することで、あらゆる世代が気軽に安全で快適にスポーツを楽しめる環境を提供します。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

保健体育運営事業	全ての市民を対象に、スポーツを生涯にわたって楽しめるよう、各種イベント等を開催し、心と体の健康増進につながる活動の普及と意識の高揚を図ります。
----------	---

方針2 に基づく事業

保健体育運営事業	伊勢崎市スポーツ協会、各競技団体などと連携し、競技者を対象とした各種スポーツ教室・大会の開催及び支援を行い、競技スポーツの普及と競技力の向上を図ります。
----------	--

方針3 に基づく事業

体育施設整備事業	多様化する市民ニーズに対応し、施設の新設や改修、改築を計画的に行い、誰でも利用しやすく、安心、安全、快適にスポーツ活動を行える環境を整備します。
体育施設管理運営事業	施設の修繕や保守点検、清掃、警備、植木等の手入れ、オンライン予約システムの活用など、円滑な管理・運営を行い、利用者の安全と利便性の向上を図ります。
国民スポーツ大会準備事業	令和11年に群馬県で開催予定の国民スポーツ大会に向け競技会場の整備充実を図るとともに、本大会を契機に、多くの市民がスポーツに関わり、その価値を高めていき、健康増進のみならず、世代や地域間の交流、地域社会の発展に大きく寄与することを目指します。

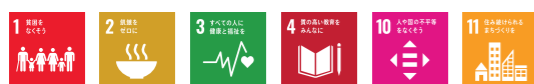
○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	市主催スポーツイベントへの参加者数	8,323人	11,000人
方針2	市主催スポーツ教室・大会への参加者数	8,337人	8,500人
方針3	スポーツ施設の利用者数	767,336人	800,000人

○ 関連計画

スポーツ推進計画 スポーツ振興課所管施設個別施設計画

地域の支え合いによる福祉の増進

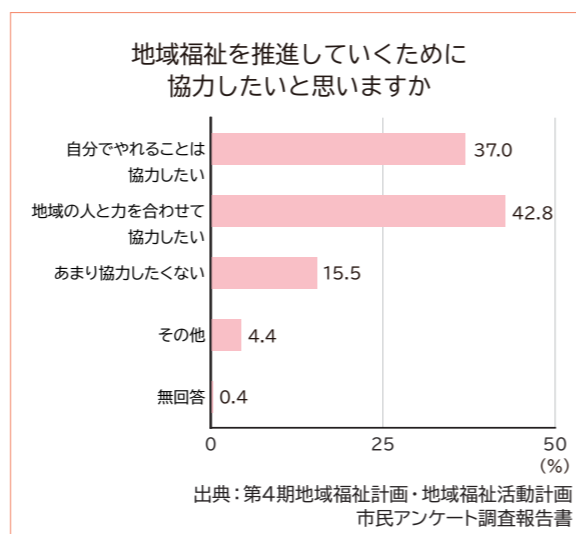


○ 目指す姿

自分の住んでいる地域のことや周りで暮らす人のことに関心を持つ「お互いさま」の意識が広がり、安心して暮らすための人づくり・仕組みづくり・地域づくりのための様々な活動が盛んになっています。

○ 現状と課題

- ✓ 高齢や障害、疾病による失業など、生活課題が多様化・複雑化しています。「誰一人取り残さない」をスローガンに、制度の狭間にいる人を見つけて対応していく必要があります。
- ✓ 就労及び心身の状況、地域社会からの孤立など、生活困窮につながる要因が多岐にわたって複合的になっていることから、適切な制度利用や自立に向けた就労支援など関係機関との連携強化が必要となっています。
- ✓ 高齢者の就業率が上昇し、女性の社会進出もあいまって、福祉分野に携わるボランティア等のなり手不足が課題となっており、地域共生社会の実現に向けた人員の確保や福祉活動の理解促進を図る環境整備への働き掛けが求められています。



○ 施策の展開方針

方針1 支援を必要とする人へのサービス提供体制の充実

困りごとや不安についての相談に応じ、社会福祉協議会やハローワークなどの関係機関と連携して経済的自立に向けた支援を適切に行うとともに、生活困窮世帯の子どもの対象に学習習慣の定着等を目的とした支援を行うことで生活の向上を促すなど、「公助」に取り組みます。

方針2 地域福祉力の向上と相互扶助の推進

生活課題を自分や家族で解決する「自助」や、地域の自主的な活動や近隣住民によるボランティア活動を通じて支え合う「互助」、様々な社会保障制度などの仕組みを活用した「共助」により、地域福祉力の向上と相互扶助を推進します。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

生活保護事業	生活困窮者の相談内容に応じた丁寧な状況把握により、生活保護制度の適正実施を図ります。困りごとや不安への相談に応じながら生活扶助や住宅扶助などの支援を行うことで生活の安定を図り、生活保護受給者のうち就労可能な人にはハローワークなどの関係機関との連携により経済的自立を促します。
生活困窮者自立支援運営事業	1人ひとりの状況に応じた支援プランを作成する自立相談支援、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援、一般就労に向けた就労準備支援、家計状況の改善意欲を高めるための家計改善支援、住居確保給付金の支給などを行い、生活保護に至る前段階で自立支援の強化を図るとともに、生活の向上を目指します。

方針2 に基づく事業

社会福祉協議会等事業	地域住民や市民活動団体との連携を強化するため、社会福祉協議会に対しては、心配ごと相談所の開設、ボランティア市民活動センター運営、災害ボランティアセンターの運営などの事業を委託するとともに、いせさきフードネットワークなどに対する事業への助成を行うことで、地域福祉力の向上を図り、共生社会を構築します。
社会福祉団体支援事業	地域に密着した福祉の担い手である民生委員・児童委員、主任児童委員等の活動を支援し、希薄化した地域内でのつながりを強化するとともに、その活動内容を普及啓発することで地域での価値観や関心を高め、継続した地域福祉力の向上を図ります。

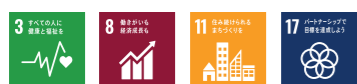
○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	就労支援を実施した生活保護受給者のうち、就労開始又は増収した人の割合	51.5%	52.0%
方針2	ボランティア活動に参加したことがある人の割合	22.6%	25.0% (令和10年度)

○ 関連計画

第4期地域福祉計画 再犯防止推進計画

高齢者の生き生きとした暮らしの推進

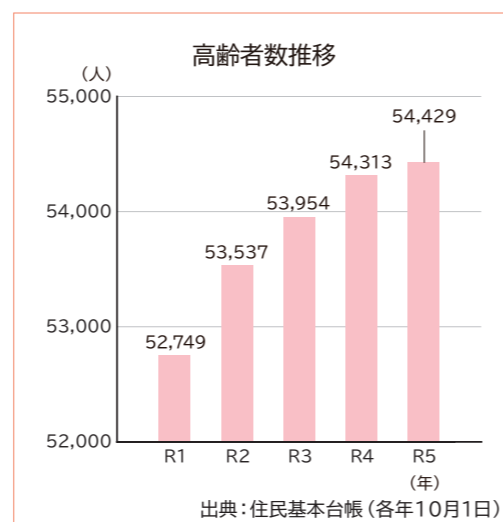


○ 目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で自身の能力、知識や経験を生かし、生きがいを持って地域社会に積極的に関わり、また、包括的な支援体制の下で必要な生活支援サービスを受けながら、より長く元気に生活を送ることができています。

○ 現状と課題

- ✓ 健康寿命の延伸により、元気な高齢者が増えています。高齢者が誇りと生きがいを感じながら、より長く元気に活躍できる機会の充実が求められています。
- ✓ 高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。支援が必要になっても安心して生活できるよう、高齢者福祉サービスの充実と孤立化を防ぐための見守り機能の強化が求められています。
- ✓ 75歳以上の高齢者の増加により、認知症をはじめとした支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。高齢者の地域での生活を支えるため、地域での支え合い活動や、在宅医療と介護の連携を推進する必要があります。



○ 施策の展開方針

方針1 高齢者の活躍支援

高齢者が地域社会の中で、より長く元気に活躍できるよう、生きがいづくりや健康づくりを推進するとともに、デジタル技術の活用による活躍の場を広げる支援を促進します。

方針2 高齢者福祉サービスの充実

在宅生活を支援するサービスや制度の内容、相談窓口の周知に努め、必要なサービスの提供・充実を図るとともに、交流の場となる高齢者福祉施設等の適切な管理運営と、多様な主体による見守りを図ることにより、ひとり暮らし高齢者などの孤立化を防ぎます。

方針3 地域支援事業の充実

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう、介護予防や認知症施策の充実を図るとともに、在宅医療と介護の連携や地域での支え合い活動を推進します。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

高齢者生きがいづくり事業	高齢者を対象に生きがいづくりや健康づくりに関連した講座や、情報格差解消のためのスマホ教室などを開催し、高齢者の活躍支援を図ります。
老人クラブ活動費補助事業	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブに補助金交付などの支援を行い、高齢者の社会参加を促進します。
シルバー人材センター補助事業	(公社)伊勢崎市シルバー人材センターに補助金交付などの支援を行い、高齢者の就業機会の確保を図ります。

方針2 に基づく事業

在宅サービス事業	ひとり暮らしなどの生活に不安を抱える高齢者を対象に、ICTを活用した見守りや在宅生活を支援する多様なサービスを提供することで生活不安の解消を図ります。
高齢者福祉施設等改修事業	高齢者福祉施設の多くが建築後25年以上経過しているため、適切な修繕や改修により安全性の確保と利便性の向上を図り、高齢者の交流を促進します。
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターを9つの日常生活圏域ごとに相談窓口として設置し、地域包括ケアの拠点として、地域における高齢者の生活を支援します。

方針3 に基づく事業

在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、関係機関の連携強化を進めます。
生活支援体制整備事業	高齢者世帯が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、地域の事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。
認知症高齢者見守り事業	認知症に関する理解の促進と認知症にやさしい地域づくりを目指し、多面的なアプローチにより幅広い年代や生活関連事業者に対する認知症サポーターの養成を促進することで、地域での見守り体制の強化を図ります。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	週1回以上社会参加する高齢者の割合	40.8% (令和4年度)	49.6% (令和10年度)
方針2	高齢者相談センターの年間延べ相談件数	13,660件	14,200件
方針3	認知症高齢者見守りボランティア (オレンジSUN)登録者数	774人	1,050人

○ 関連計画

第9期高齢者保健福祉計画 高齢福祉施設個別施設計画

障害者への支援の充実



○ 目指す姿

障害の特性や障害者への理解が進み、障害者が必要な支援を受けつつ、住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができます。

○ 現状と課題

- ✓ 障害者1人ひとりが必要なサービスを利用できるよう、障害者のニーズに応じた生活支援の充実が求められています。
- ✓ 親亡き後を見据えた地域における障害者の生活支援や障害者の一般就労の促進により、障害者が地域社会の一員として活躍することができる環境の整備が求められています。
- ✓ 地域社会の中には障害に対する誤解や偏見、理解の不足などを要因とする障害者が暮らしにくさを感じる社会的障壁があるため、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組の推進が必要です。



障害者就労施設等による合同販売会

○ 施策の展開方針

方針1 障害者の生活支援の充実

障害者基幹相談支援センターや児童発達支援センターを中心とした相談支援体制の強化や障害者のニーズに応じたサービスの充実を図り、医療や教育、保健、他の福祉分野の支援機関と連携した障害者の切れ目のない支援を行うことにより、障害者の日常生活や社会生活における支援を促進します。

方針2 障害者の地域移行の支援

地域における障害者の支援のための体制を整備し、障害者の雇用や一般就労に向けた支援を促進することにより、障害者が地域社会の中で生き生きと活躍することのできる場を広げ、障害者の地域生活への移行を支援します。

方針3 障害者の理解促進

障害の特性や障害者に対する正しい理解を深め、障害者への合理的配慮の提供^{*}や権利擁護のための広報・啓発活動を推進するとともに、聴覚障害者との意思疎通のための手話言語の普及啓発に関する取組を促進することにより、障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、地域の中で共に助け合い、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図ります。

^{*} 合理的配慮の提供：行政機関等と事業者が事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合に、社会的障壁を取り除くための対応について、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な配慮を行うこと。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

自立支援給付事業	障害者のニーズに応じた日常生活の支援や就労のための訓練などのサービスのほか、必要な相談支援を行うことにより、障害者の自立と社会参加を支援します。
障害児福祉給付事業	障害の特性に応じた専門的な療育や集団への適応訓練などのサービスのほか、必要な相談支援を行うことにより、障害児の自立と社会参加を支援します。
地域生活支援事業	障害者基幹相談支援センターや児童発達支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図り、地域の実情に応じた事業を実施することにより、障害者の日常生活や社会生活を支援します。

方針2 に基づく事業

障害者福祉管理事業	自立支援協議会における協議や障害者就労支援協議会との連携の強化により、地域における障害者の支援のための体制を整備するとともに、障害者の雇用や一般就労に向けた支援を促進し、障害者の地域生活への移行を支援します。
-----------	--

方針3 に基づく事業

地域生活支援事業	障害者の理解促進と権利擁護に関する広報・啓発活動や手話言語条例に基づく手話言語の普及啓発、手話奉仕員養成などの事業のほか、障害者が地域で生活する上での社会的障壁を取り除くための取組を推進し、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図ります。
障害者センター管理運営事業	障害者の活動と交流の拠点である障害者センターにおいて、障害者団体などに活動の場を提供し、障害者の理解促進に関する事業の実施を支援します。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	レクリエーション活動・生活訓練等事業への参加者数	651人	700人
方針2	障害者の新規一般就労者数	37人	50人
方針3	障害者理解促進研修・啓発事業への参加者数	1,435人	2,000人

○ 関連計画

第3次障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 障害福祉課所管施設個別施設計画



産業・観光・文化政策

経済の好循環が生まれ、
活気にあふれ人が集えるまち

- 3-1 商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進
- 3-2 企業誘致の推進と販路拡大の促進
- 3-3 効率的かつ安定的な農業の推進
- 3-4 特長のある観光の創出と振興
- 3-5 文化活動の継承と振興

商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進



○ 目指す姿

市内の事業者が抱える様々な経営課題に柔軟に対応し、安定的な経営が推進されるとともに、地域経済が活性化され、働きやすい環境になっています。

○ 現状と課題

- ✓ コロナ禍や長引く物価高騰の影響や、社会全体で加速するデジタル化への対応などにより、事業継続等に不安を抱える事業者への支援が必要です。
- ✓ 1人ひとりの働き方や就業意識の多様化が進んでいる中で、能力を十分に発揮し、安心して働くことができるよう、教育・訓練の機会や労働環境の改善等の支援が必要です。



○ 施策の展開方針

方針1 デジタル技術の活用による新産業の創出と経営力強化

デジタル技術を活用し、ポストコロナ社会に適応する新産業の創出や、中小企業者が行う付加価値の高い製品・サービスの創出や生産性向上などの取組について、中小企業の振興に資する条例に基づき支援します。

方針2 労働者の雇用環境の向上と再教育やスキルアップの支援

全ての労働者を対象として、働きやすい環境づくりへの支援、雇用情報の提供や関係機関との連携などにより総合的な就労支援に取り組み、誰もが活躍する地域社会の推進を図ります。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

商業振興対策事業	市内で創業を目指す人や、様々な課題を抱える小規模事業者に対して、商工団体と連携した相談体制の構築や補助金交付による支援、更にはeスポーツ [※] などのデジタルコンテンツ [※] を活用した関係人口 [※] の拡大によって、地域経済の活性化を図ります。
中小企業振興対策事業	中小企業のDX [※] 化等の経営課題の解決を支援することで、事業の高度化と生産性向上を後押しするほか、ポストコロナの社会変化に対応した新規事業の創出など、地域企業の持続的な成長を支援するとともに、本市の産業発展の基盤を築いた伝統産業の保全を支援します。
制度融資事業	関係団体や支援機関、金融機関と連携して制度融資の充実を図ることで、地域経済を支える中小企業者の経営基盤の強化を支援します。
電子地域通貨事業	デジタル技術を活用し、電子地域通貨（ISECA）による便利で安全な非接触型のキャッシュレス決済の基盤を提供することで市民及び事業者双方の利便性の向上及び域内経済の活性化を図ります。
デジタルクリエイティブ人材 [※] 育成事業	デジタル技術習得に係る専門性の高い人材育成のための教育プログラムや、各種体験事業の実施等を通じて、デジタルクリエイティブ分野で活躍できる人材、また、中小企業におけるDX化を推進することができる人材を育成します。

方針2 に基づく事業

雇用対策事業	労働者と雇用者が継続的に学び、成長できるようにするため、再教育とスキル開発の機会を提供し、雇用の確保に努めることで、地域内のあらゆる労働力資源が最大限に活用されるよう支援します。
職業訓練事業	職業訓練、講習等を行う事業者等に施設を提供することで、労働者や雇用者のニーズに沿った各種講座、講習、研修などの機会を促進し、DX人材育成を推進するとともに就労支援と職業安定の強化を図ります。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	事業所数（農業、林業、漁業、公務を除く）	8,227事業所 (令和3年)	8,230事業所 (令和8年)
方針2	就労支援セミナー等の講座への参加者数	414人	510人

○ 関連計画

なし

※eスポーツ：エレクトロニック・スポーツの略称で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。

※デジタルコンテンツ：映像・画像・音声・文字・数値情報の属性及びその媒体を問わず、デジタル化された情報に係るコンテンツ。

※関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる地域外の人々のこと。

※DX(デジタル・トランスフォーメーション)：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

※デジタルクリエイティブ人材：デジタル技術を用いて、社会や産業の課題を解決し、新しい価値をもたらすことができる人材。

企業誘致の推進と販路拡大の促進



○ 目指す姿

優良な企業が多数立地しており、企業間の協業による製品の生産が盛んに行われています。

また、市内立地企業の企業名称や製造されている製品などの認知度や技術力が向上し、取引が増え販路が拡大しています。

○ 現状と課題

- ✓ 好立地（交通、圏域）であることから多くの企業からの引き合いがありますが、産業用地を提供できていないため、企業のニーズに合わせた産業用地を提供していく必要があります。
- ✓ 市内に多くの優良企業が立地しているものの、十分な働き手の確保ができていないことから、若年層から高齢者、外国人など幅広い人材の獲得に向けた市内企業のPRが求められています。
- ✓ 自動車のEV化やDX^{*}の進展など、産業構造や社会が目まぐるしく変化している中で、新たな取引等の拡充による地域産業の活性化を図るため、市内企業や自社製品のPRが求められています。



伊勢崎宮郷工業団地

○ 施策の展開方針

方針1 企業誘致の促進

経済動向などを注視しながら産業用地の整備を進め、本市への企業進出を促進します。

方針2 市内企業の認知度の向上

ビジネスイベント等を通じ、市内外に向けて市内企業の認知度を向上させることで、労働者の確保を図ります。

方針3 販路拡大のための支援

いせさきものづくりネット^{*}の活用に加え大規模展示会への共同出展や展示会の開催により、市内企業のPRを行い企業の販路拡大を支援します。

^{*} DX(デジタル・トランスフォーメーション)：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

^{*} いせさきものづくりネット：市内の製造業の製品や技術力に関する情報をインターネット上で広くPRし、製造業を支援するポータルサイト。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

産業団地整備事業	企業の受皿となる産業用地の候補地の検討や新規産業団地の整備により企業誘致を促進します。
企業誘致事業	企業立地促進奨励金やコールセンター、製造業等に関する支店・営業所等開設設置促進奨励金など、企業支援策の充実を図り企業の進出を支援します。

方針2 に基づく事業

販路支援事業	企業の認知度の向上に向けたビジネスイベント等を開催し、雇用情勢を取り巻く環境をサポートすることで、労働者の確保を支援します。
--------	--

方針3 に基づく事業

販路支援事業	製造業を支援するポータルサイト「いせさきものづくりネット」による企業情報の提供や、大都市圏で開催している展示会への市と市内製造業事業者の共同出展により、事業者の協業と販路拡大を支援します。
--------	--

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	奨励金等交付件数	10件	14件
方針2	従業者数(製造業のみ)	28,002人 (令和4年)	28,623人 (令和10年)
方針3	展示会での契約成立件数	8件	10件

○ 関連計画

なし

効率的かつ安定的な農業の推進



○ 目指す姿

農業における担い手不足の解消と適正な農地利用が行われ、地産地消推進の店舗も増えています。

○ 現状と課題

- ✓ 農業従事者の高齢化及び後継者不足が進んでいるため、新規就農者を増やすなど担い手の確保と、地産地消を進め、収益性を高める農業が求められています。
- ✓ 遊休農地[※]の増加など農地が適切に利用されなくなることが懸念されるため、計画的な農地利用が必要です。



○ 施策の展開方針

方針1 新規就農者の確保

新規就農者の確保を図るため、本市農業の魅力を発信するとともに、支援体制を充実させます。

方針2 地元農産物の生産拡大

学校給食への地元農産物の利用拡大を進め、更に市内の販路開拓を進めるなど地産地消を推進し、高品質かつ収益性の高い農業を実現するために必要な農業機械の導入や農業施設の整備を支援します。

方針3 遊休農地の解消

農業用水路などの農業生産基盤の整備等を通じて、遊休農地の解消に取り組むとともに、認定農業者[※]など担い手への農地集積を進め、適正な農地利用を図ります。

※ 遊休農地：農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。

※ 認定農業者：農業経営の改善を行うための「農業経営改善計画」を作成・提出し、国、県、市に認定された人のこと。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

認定農業者等育成・確保対策事業	就農直後の経営が不安定な新規就農者に対して、所得の確保や経営発展のために必要な機械、施設の導入を支援し、更に地域の認定農業者との連携により担い手の確保を図ります。
-----------------	---

方針2 に基づく事業

農畜産物普及対策事業	学校給食及び各家庭や飲食店に対して、新鮮で高品質な地元農産物の利用を推進することで、消費拡大と新たな販路拡大を図ります。
園芸振興対策事業	農業機械の導入や農業施設の整備などを支援することで、作業の効率化を図り、農業経営の規模拡大につなげます。

方針3 に基づく事業

農地利用対策事業	遊休農地に対し、地域の農業者と協議し、除草、抜根、整地など遊休農地の解消に必要となる措置を支援し、適正な農地利用を図ります。
小規模農村整備事業	農業用水路などの生産基盤の整備に努め、農業者が安定的に土地利用できるように、生産環境を整えます。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	新規就農者数(累計)	17名	77名
方針2	地産地消推進の店舗数(累計)	97店	133店
方針3	遊休農地面積	46.7ha	46.7ha以下

○ 関連計画

地域農業経営基盤強化促進計画

特長のある観光の創出と振興

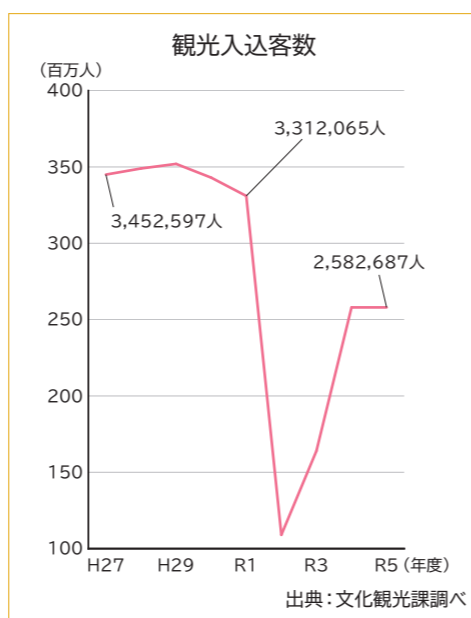


○ 目指す姿

本市の特長である四季折々の花々や伊勢崎銘仙などを生かした観光イベントの創出や既存の観光資源の保全及び活用が進み、多くの人々が訪れる観光事業が盛んなまちとなっています。

○ 現状と課題

- ✓ 華蔵寺公園遊園地は、市外からの来園者も多いものの、より広域圏からの集客が課題となっており、来園したくなる施設の充実が求められています。
- ✓ 紙媒体を主とした発信方法では情報発信の範囲に限りがあります。SNS等を利用し、より広い範囲の多くの人への情報発信が求められています。
- ✓ 地域や市単独でのイベントなどでは集客力に限りがあります。関係団体や周辺地域などと連携したイベントにより、回遊する人の流れを創り出すことが必要とされています。
- ✓ 世界遺産田島弥平旧宅は来訪者数の少なさが課題となっており、隣接する自治体と連携した周遊観光が必要です。



○ 施策の展開方針

方針1 魅力ある観光地づくりの推進

新たな観光資源の発掘や豊かな自然を生かした既存の観光資源の保全と活用を図り、魅力ある観光地づくりを推進します。

方針2 観光客誘致の促進

周辺自治体や関係団体などと連携したイベントの実施及び社会の変化や対象に応じたツールによる観光情報の発信に努め、観光客の誘致を推進します。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

華蔵寺公園遊園地 充実事業	華蔵寺公園遊園地の施設を充実することにより、来園者が満足できる環境を整備します。
観光地づくり推進事業	新たな観光資源の掘り起こしや四季折々の花々、伊勢崎銘仙などの既存の観光資源の保全と活用を行うことで、魅力ある観光地づくりを推進します。
地域振興事業	世界遺産田島弥平旧宅を中心とした周辺環境や観光体制を整備し、魅力ある観光地づくりを推進します。

方針2 に基づく事業

観光地づくり推進事業	SNS等の情報化社会のトレンドに対応した情報発信を行い、観光客の誘致を図ります。
地域振興事業	富岡製糸場を含む他の世界遺産や渋沢栄一関連施設など、周辺自治体の優れた観光資源と連携したイベントを創出することで集客の増加を図ります。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	観光入込客数	258万人	283万人
方針2	観光物産協会のInstagramフォロワー数	2,000人	4,000人

○ 関連計画

なし

文化活動の継承と振興



産業活性化

○ 目指す姿

子どもから高齢者まで全ての世代が集う地域の祭りなどが活性化されており、地域の住民が自ら関心を持ち、伝統文化の継承や芸術・文化活動を楽しむことができます。

○ 現状と課題

- ✓ 高齢化の進行に伴い、退職後の生きがいとして文化活動への関心が高まっていることから、様々な分野の芸術・文化に関わる機会が求められています。
- ✓ 伝統芸能などに携わる個人及び団体の高齢化の進行に伴い、伝承者等の不足が顕著であることから、次代を担う子どもたちが伝統芸能に触れる機会の創出と伝承活動を支援することが求められています。



○ 施策の展開方針

方針1 芸術・文化活動の活性化の促進

あらゆる世代の人々の芸術・文化活動が主体的に行われるよう活動を支援し、芸術・文化活動の活性化を促進します。

方針2 伝統芸能などの保存と継承

有形・無形民俗文化財[※]の継承者や、次代を担う子どもたちに対し、助成や情報提供、支援などを行い、伝統芸能活動の保存と伝承を図ります。

※ 有形・無形民俗文化財：衣食住や年中行事に関する風俗慣習、民俗芸能（無形民俗文化財）やこれらに使用される衣服や道具（有形民俗文化財）などの文化財。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

文化振興事業	芸術・文化に親しむ人々を対象に、市収蔵美術品の展示事業や、ホールを使用した多様な事業を楽しむことができる文化公演事業を実施します。また、芸術・文化活動を行う人々を対象に、誰もが気軽に参加可能な公募美術展の拡充や、様々な分野を包括し参加者の受皿となる文化協会事業の支援等により、芸術・文化活動の活性化を図ります。
--------	---

方針2 に基づく事業

民俗文化財の支援事業	有形民俗文化財の修繕等に助成や技術指導などを行います。また、無形民俗文化財を次世代に伝承するため、伝統文化親子教室などの事業に対する情報提供や支援を行い、伝統芸能活動の保存と伝承を図ります。
------------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	展示・発表会等の来場者数	22,043人	24,000人
方針2	有形・無形民俗文化財に関わる補助金 [※] を活用した支援件数	4件	12件

○ 関連計画

第3期教育振興基本計画

※有形・無形民俗文化財に関わる補助金：屋台囃子などの親子教室開催による参加人数に応じた補助金や有形民俗文化財の修繕等における助成。



まちづくり政策

住環境と自然環境が調和した、
心地良い空間で暮らせるまち

- 4-1 適正な土地利用と良好な景観形成
- 4-2 魅力ある市街地の形成
- 4-3 効率的かつ効果的な道路インフラの整備
- 4-4 利便性の高い公共交通ネットワークの確立
- 4-5 安定した水道水の供給と下水処理の適正化
- 4-6 心安らぐ住環境の整備

適正な土地利用と良好な景観形成



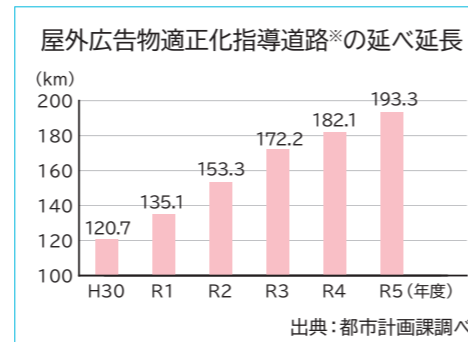
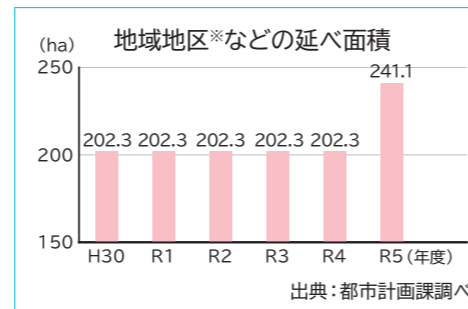
暮らしの安心実現

○ 目指す姿

少子高齢化や人口減少、開発需要の増加に対応し、本市の特徴を生かした計画的な土地利用と良好な景観形成が推進され、暮らしと産業が調和したまちになっています。

○ 現状と課題

- ✓ 土地利用制限が緩やかな地域での市街地の拡散が進行しています。地域の特性に応じて計画的な土地利用を推進するとともに、まとまりのある良好な市街地を形成する必要があります。
- ✓ 地籍調査は、土地の境界などを明確にすることで、将来に向け安定した土地取引や災害時の復旧を円滑に行える等の効果がありますが、本市で調査が必要な土地はまだ数多くあります。調査に当たっては、土地所有者の協力が不可欠であるため、啓発活動により調査の必要性について理解を得る必要があります。
- ✓ 都市化の進展とともに、周囲との調和を欠いた建築物や屋外広告物などが出現しています。市民や事業者の意識高揚を図り、住環境と自然環境が調和した良好な景観形成を推進する必要があります。



○ 施策の展開方針

方針1 計画的な土地利用の推進

計画的な土地利用を推進しながら、秩序ある土地利用の誘導と、まとまりのあるまちの形成を進めます。

方針2 計画的な地籍調査の推進

地籍調査を推進していくため計画的で効率的な調査地の選定を行い、事業説明会等により土地所有者に調査の必要性について理解を得られるよう取り組み、地籍の明確化を図ります。

方針3 協働による景観まちづくりの推進

山並みや水と緑の美しい風景、歴史的・文化的な景観資源の保全を図りながら、市民との協働による居心地の良い景観形成を推進します。

※ **地域地区**：土地利用に計画性を与えつつ、適正な制限により土地の合理的な利用を図るために定めるもの。

※ **屋外広告物適正化指導道路**：屋外広告物の適正化による良好な景観形成を推進するため、市が定める屋外広告物は正指導計画に基づき、市条例に違反する屋外広告物の是正指導を実施する対象の道路。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

事業名	内容
都市計画管理事業	新たな地域地区などの指定による土地利用の誘導を図ります。立地適正化計画に関連する国の支援措置の活用などにより、必要な生活関連サービスの集約と居住の誘導を図ります。

方針2 に基づく事業

事業名	内容
地籍調査事業	土地の一筆ごとの所有者、地番、地目などの調査と、境界の位置、面積を測量する調査を行い、災害復旧の迅速化や土地の有効活用のため、地籍を明確にします。

方針3 に基づく事業

事業名	内容
景観形成事業	屋外広告物や大規模建築物等の景観誘導により良好な景観形成を推進します。講演会等の各種啓発事業の開催を通じて協働による景観まちづくりを推進します。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	新たに指定する地域地区などの延べ面積 (累計)	241.1ha	3,328.1ha
方針2	地籍調査完了面積(累計)	24.26km ²	26.06km ²
方針3	屋外広告物適正化指導道路の延べ延長 (累計)	193.3km	249.7km

○ 関連計画

都市計画マスタープラン 立地適正化計画 景観計画

魅力ある市街地の形成

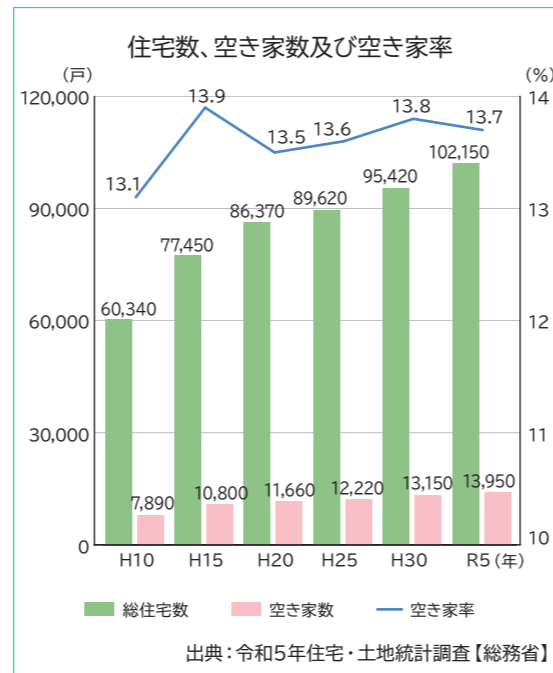


○ 目指す姿

道路や公園が整備され、災害に強く快適な街並みが形成されています。さらに、都市機能が集約され利便性が向上することで人が集まりにぎわいが生まれています。

○ 現状と課題

- ✓ 狭い道路に電柱が多く立ち、また古い家が多く耐震性の低い街並みとなっており防災上改善が必要となっています。
- ✓ 少子高齢化による人口減少や家族構成の変化等により、空き家が増加傾向にあり、空き家発生への対応と良質な既存住宅の流通が必要となっています。
- ✓ 高齢化が進むとともに、交流人口[※]の停滞や商業の衰退などにより空き家・空き店舗、空き地が増加するなど、まちの活力が低下していることから、本市の顔となる地域として、中心市街地の活性化に向けた取組が必要となります。



○ 施策の展開方針

方針1 快適な住環境の整備

土地区画整理事業を推進することにより、道路や公園の整備並びに事業による家屋の移転を行うことで、災害に強い住みよい市街地をつくり、居住の促進を図ります。

方針2 空き家の適切な維持管理及び活用の推進

管理不全な空き家の発生予防や、空き家の適正な管理及び利活用を推進することで、適切に管理されていない空き家を解消し、安全に、かつ、安心して暮らすことのできる良好な生活環境を確保します。

方針3 中心市街地にあらゆる世代の人々が集い、憩い、交流するまちづくりの推進

伊勢崎駅と伊勢崎市保健センターに第三の核となる「にぎわい拠点」を加えたトライアングルの創出とともに、市民のまちなかでの活動を支援し、魅力と活気のあるまちづくりを推進します。

※ 交流人口：通勤・通学・買物、観光、レジャーなどでその地域を訪れる人々のこと。その地域に住んでいる人「定住人口」に対する概念。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業	曲輪町、大手町、柳原町、太田町及び平和町の各一部（施行面積31.9ha）の社会基盤を整備し、快適なまちなかを形成します。
伊勢崎駅周辺第二土地区画整理事業	太田町、喜多町、柳原町及び曲輪町の各一部（施行面積12.6ha）の社会基盤を整備し、快適なまちなかを形成します。
茂呂第一土地区画整理事業	北千木町、南千木町の各一部（施行面積67.2ha）の社会基盤を整備し、快適なまちなかを形成します。
東部第二土地区画整理事業	今泉町一丁目、下植木町、粕川町、日乃出町の各一部（施行面積61.6ha）の社会基盤を整備し、快適なまちなかを形成します。

方針2 に基づく事業

空家等対策事業	空き家は、所有者等が責任を持って適切な管理に努めなくてはならないため、所有者等に対し、発生予防を含め、空き家の適切な管理や有効活用の推進について、無料空き家相談会の定期的な開催や空き家除却事業等により周知啓発することで、自発的な取組を促します。
---------	--

方針3 に基づく事業

中心市街地にぎわい創出拠点整備事業	公共施設と民間施設による複合的な機能を有する拠点を整備します。
まちづくり推進事業	伊勢崎駅周辺の公共空間を活用し、市民や駅利用者が楽しめるイベントの開催を推進し、まちなかのにぎわいを創出するとともに、地域おこし協力隊が地域住民と連携しながら活動することで、新たなまちづくりの担い手を育成するなど、まちなかの活性化への機運を高め、経済活力の向上を図ります。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	土地区画整理事業完了地区割合 (面積ベース)	83.2%	91.8%
方針2	危険空き家 [※] の除却補助件数 (累計)	98件	220件
方針3	伊勢崎駅周辺で開催されるイベントの来場者数	46,903人	60,000人

○ 関連計画

都市計画マスタープラン 立地適正化計画 国土強靱化地域計画 住生活基本計画
第2次空家等対策計画

※ 危険空き家：不良住宅のうち、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家。

効率的かつ効果的な道路インフラの整備

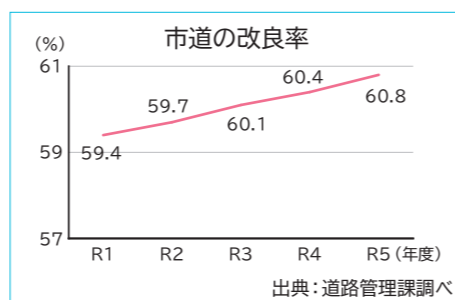
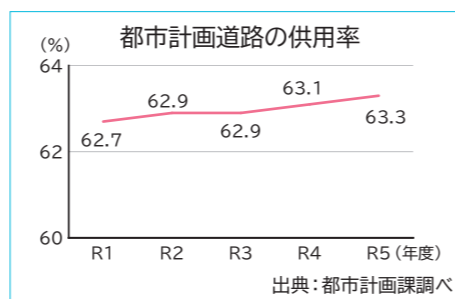


○ 目指す姿

市民が、自動車や徒歩で快適かつ安全に通行ができ、かつ産業が活性化されています。

○ 現状と課題

- ✓ 市民の暮らしや産業活動などを支えるため、人・モノの安全かつ円滑な移動が行える都市基盤の骨格となる、幹線道路[※]など強靱な道路ネットワークの構築を行う必要があります。
- ✓ 市街地や集落にある生活道路など、幅員4m未満の狭い道路について、消防・救急活動に支障があることや地域住民の利便性向上、安全確保のためにも、市民の理解と協力を得ながら、整備を進める必要があります。
- ✓ 高度経済成長期に多く建設された道路・橋りょうなどの道路施設が、経年により老朽化していることから、計画的に修繕を行い機能を持続させる必要があります。



○ 施策の展開方針

方針1 人や物の安全かつ円滑な移動を支え環境に配慮した道路整備

市民の安全な通行や交通渋滞の解消、物流の輸送効率向上を確保するため、幹線道路などを計画的に整備し、通学路の歩道整備などを行い、安全かつ円滑な移動を支える道路環境の創出を図ります。

方針2 地域住民の利便性及び安全性を向上させる道路整備

住民の利便性及び安全性の向上や、緊急車両の円滑な通行を確保するため、地域の実情を踏まえながら、幅4m未満の道路解消など生活道路等の整備を進め、道路環境の向上を図ります。

方針3 道路施設の監視強化と事故の未然防止

既存の道路ネットワークを将来にわたり安心して利用できるよう、道路施設を効率的かつ適正に維持管理することで、安全で円滑な道路環境の確保を図ります。

※ **幹線道路**：車線数が2車線以上で歩道を有する道路のこと。このうち、国道や県道など本市と他都市とを結び交通、経済、交流の主軸となる道路を広域幹線道路といい、それ以外の幹線道路を都市内幹線道路という。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

幹線道路整備事業	市道（伊）103号線道路整備事業では、広域的な道路網の整備により、交通渋滞の解消を進めます。
	市道（境）115号線道路整備事業及び市道（伊）9-530号線道路整備事業、市道（赤）111号線道路整備事業では、県道など主要道路を結び円滑な通行、安全性の向上及び交通ネットワークの強化を図り、安全で快適な道路環境を創出します。
	市道（伊）223号線道路整備事業では、歩道整備を行い児童・生徒の安心安全な通行を確保します。
都市計画道路 [※] 整備事業	都市計画道路3・4・44号道路改良事業では、道路の拡幅整備を行い、駅利用者や児童などの安全な通行を確保します。

（資料編191ページに道路位置図を掲載しています。）

方針2 に基づく事業

生活道路整備事業	市民生活に直接影響する生活道路において地元要望のある路線や緊急危険箇所の整備を行い、地域住民の利便性の向上を図ります。
電線共同溝事業	緊急輸送道路として位置付けられている路線について、災害時において緊急車両等の通行が可能となるよう無電柱化を進めます。

方針3 に基づく事業

橋りょう維持事業	橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的かつ予防保全型の維持管理を実施することで、誰もが安心して利用できる交通ネットワークを保持します。
道路維持事業	老朽化した市道を適切な修繕により維持管理することで交通の円滑化を図り、安全で快適な市民生活を保持します。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	都市計画道路の供用率	63.3%	64.0%
方針2	市道の改良率	60.8%	63.0%
方針3	橋りょうの改修率	26.8%	33.9%

○ 関連計画

都市計画マスタープラン 橋梁長寿命化修繕計画 道路舗装修繕計画

※ **都市計画道路**：目指すべき都市像の実現に向けて、円滑な都市活動と良好な都市環境の確保に必要な道路網を、現在や将来の土地利用や交通量などを考慮して都市計画法に基づいて定めた道路のこと。

利便性の高い公共交通ネットワークの確立

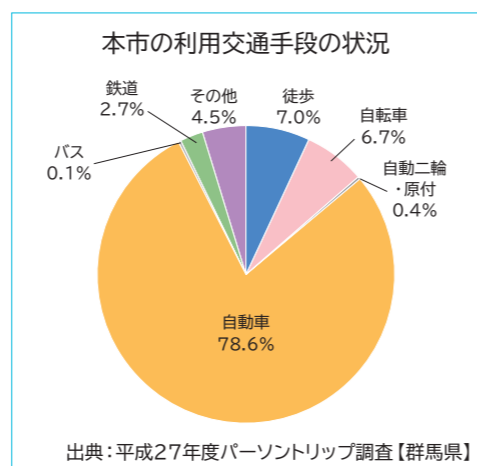
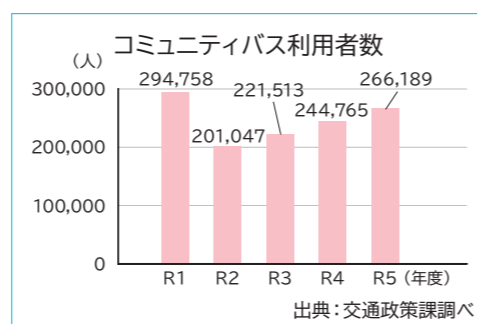


○ 目指す姿

公共交通を必要とするあらゆる人々が、利便性の高い公共交通を気軽に利用することができ、生活しやすいまちになっています。

○ 現状と課題

- ✓ 現在11路線あるコミュニティバスは、市民の声を取り入れながら見直しを図ってきた結果利用者が増え、市民の市内移動を支える重要な交通手段となっています。今後は利用者増に伴うニーズの多様化に対応するため、利用者の利便性向上のための工夫が求められています。
- ✓ 高齢化の進行に伴い、移動困難者や高齢運転者の事故が増加しているため、運転免許がなくても安心して外出できるための交通手段の確保と移動支援が課題となっています。
- ✓ 市民の日常生活の交通手段として、自動車の利用が多く、バスや鉄道などの公共交通の利用が少ない状況です。将来的な人口減により、更に公共交通利用者の減少が見込まれることから、持続可能な公共交通にするためのネットワークの再構成が課題となっています。



○ 施策の展開方針

方針1 コミュニティバスの利便性の向上

公共交通機関との結節性やバス路線等の見直しなど、市民のニーズや交通環境の変化に対応した、利便性の高いバスの運行を実現します。

方針2 交通弱者への移動支援

交通事業者と行政が連携し、高齢者等に対し、買物や通院などの日常生活において公共交通を利用する際の支援を行い、安心して外出できる環境をつくとともに、公共交通の利用促進を図ります。

方針3 公共交通ネットワークの整備

公共交通機関の充実に向け、交通事業者と行政が連携し、効率的で利便性の高い、持続可能な公共交通ネットワークの確立を目指します。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

コミュニティバス運行事業	コミュニティバスの路線・停留所・運行本数などの見直しや、デジタル技術を用いた情報提供ツールの整備を行うとともに、鉄道との結節性を考慮した市民が利用しやすいバスの運行を行います。
--------------	--

方針2 に基づく事業

タクシー活用事業	高齢者等の交通弱者に対し、タクシーに係る運賃等を一部助成するとともに、マイナンバーカードの利用により利用者の利便性を向上することで、外出機会の創出と公共交通機関の利用促進を図ります。
----------	---

方針3 に基づく事業

交通対策事業	公共交通ネットワークの充実を図るため、地域公共交通計画を策定し、路線バスやコミュニティバスなどによる地域間交通の拡充や近隣自治体の駅への接続など、公共交通を連携強化することで利用者の利便性を向上させます。
--------	--

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	コミュニティバス利用者数	266,189人	320,000人
方針2	運転免許証自主返納者数	681人 (令和5年)	800人 (令和11年)
方針3	鉄道利用者数	4,251,251人 (令和4年度)	4,900,000人 (令和10年度)

○ 関連計画

都市計画マスタープラン 立地適正化計画

安定した水道水の供給と下水処理の適正化



○ 目指す姿

安全な水道水をいつでも安心して使用することができ、また、多くの家庭では下水が適切に処理されています。

○ 現状と課題

- ✓ 整備から年数を経過した水道施設があり、水道施設の更新や水需要に対応した整備、地震などによる災害に対応した耐震化が必要です。
- ✓ 本市の汚水処理人口普及率は県平均と比べ低い状況であり、計画区域が広範囲な公共下水道は整備完了までに相当の費用と期間を要すことから、地域に適した効率的な下水処理が求められています。
- ✓ 事業の効率化、合理化を進めるとともに、施設の整備や耐震化・更新などの費用の増加に対し、適正な水道料金・下水道使用料の設定による資金の確保が必要となります。



波志江配水場配水塔

○ 施策の展開方針

方針1 計画的な水道施設の整備と維持管理

安全な水道水を安定的に供給するため、水道施設の規模や能力、状況を適切に把握し維持管理を行うとともに、目標使用年数を定め、水道施設の整備や耐震化・更新を計画的に行います。

方針2 効率的な下水処理の推進

河川や水路などの水質保全、生活環境の向上を図るため、地域に適した効率的な下水処理を行います。

方針3 健全かつ安定的な事業運営に必要な資金の確保

水道事業、下水道事業の経営基盤の強化を図り、将来にわたり安定的に事業が継続できるよう健全経営に努めます。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

上水道施設整備事業	施設の整備や耐震化・更新と適切な維持管理を行うことで、災害等の非常時においても、ライフラインとして安定した水道水の供給を行います。
老朽管更新事業	水道水を安定的に供給するため、計画的に水道管を更新し、地震などの災害に強い管路の整備を行います。

方針2 に基づく事業

効率的な汚水処理推進事業	下水道処理区域の再編や汚水処理施設の統廃合、農業集落排水への接続促進や市設置型浄化槽への転換促進等により汚水処理を推進します。
単独公共下水道汚水施設事業	伊勢崎浄化センターを処理場とする事業計画区域において、人口密度の高い区域を中心に汚水管を整備し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ります。
流域関連公共下水道汚水施設事業	平塚水質浄化センターを処理場とする事業計画区域において、人口密度の高い区域を中心に汚水管を整備し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ります。

方針3 に基づく事業

上下水道事業の安定・効率化経営推進事業	事業の効率化・合理化を進めるとともに、適正な水道料金・下水道使用料の設定により健全かつ安定的な事業運営を行います。
---------------------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	基幹・重要管路の耐震化率	31.2%	38.2%
方針2	汚水処理人口普及率	70.3%	76.8%
方針3	経常収支比率(公共下水道事業)	104.2%	100.1%

○ 関連計画

水道事業経営戦略(水道事業ビジョン) 水道施設耐震化計画 下水道事業経営戦略
公共下水道ストックマネジメント計画(第2期)

心安らぐ住環境の整備



○ 目指す姿

国籍や世代、年収等の様々な事情を背景としたライフスタイルやライフステージに応じて、市民が適切な住まいを選び、住み続けられるまちになっています。

○ 現状と課題

- ✓ 整備後長期間が経過し、施設及び遊具が老朽化した公園や、市民ニーズの変化への適応が必要な公園も見られるため、計画的な維持管理や新たな公園の整備により、地域の快適で安心・安全な住環境の形成が求められています。
- ✓ 現在、高度経済成長期に建てられた数多くの建物が建替時期を迎えています。これまで住宅は、壊して造る考え方が主流でしたが、限りある資源を有効に活用する考え方が求められています。
- ✓ 借家に住む高齢単身者・高齢夫婦世帯が増加しているほか、外国人や障害者も増加しています。そのため、住宅確保要配慮者[※]が世帯の状況に応じたサポートを受けながら暮らせる住環境の整備が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1 豊かな公園環境の維持・整備

計画的な公園施設の修繕や改修、地域の利用状況に応じた公園整備に取り組むことで、地域コミュニティの維持や環境の保全による良好な都市環境を創出します。

方針2 長期優良住宅[※]の推進

長期にわたり住み続けられる質の高い住宅の建築や良好な住宅を安心して取得できるよう長期優良住宅の認定制度について広く周知・PRを行います。

方針3 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅セーフティーネット機能の整備

市営住宅における特定目的別分散入居[※]を引き続き推進し、民間住宅等を活用した住宅セーフティーネット機能の確保を含め、今後の人口減少を見据えた市営住宅の方向性を検討します。

※ **住宅確保要配慮者**：低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

※ **長期優良住宅**：構造の耐久性が高く、耐震性、維持管理や更新の容易性、省エネルギー性などの性能を備え、良好な景観の形成に配慮された居住環境や一定の住戸面積が確保された、長く快適に住み続けられる優れた住宅。

※ **特定目的別分散入居**：市営住宅において、住棟ごとに世帯バランスの取れた住環境形成を図るため、母子、高齢者、障害者、単身者、新婚及び子育て、一般という6つの世帯に分散して入居募集を行い入居してもらうこと。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

公園施設長寿命化事業	計画的な公園施設の修繕や改修により、安心安全で快適な公園利用の促進を図ります。
公園整備事業	自然との触れ合いによる憩いの場や災害時の避難場所等となる公園を創出することにより、快適で安心安全な住環境の形成を図ります。

方針2 に基づく事業

長期優良住宅の普及・促進事業	長期優良住宅の建築や認定制度について、窓口や市のホームページにおいて情報発信を進め、質の高い住宅建築の普及に取り組みます。
----------------	---

方針3 に基づく事業

公営住宅管理事業	市営住宅の適正な管理を図り、住宅に困窮している市民への的確な住宅の供給を推進します。
公営住宅ストック改善事業	老朽化した市営住宅の改修、修繕などを計画的に行い、維持管理を推進します。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	市民1人当たりの公園面積	10.14m ²	10.49m ²
方針2	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	20.0%	25.0%
方針3	市営住宅の特定目的別分散入居率	54.2%	61.6%

○ 関連計画

みどりの基本計画 公園施設長寿命化計画 住生活基本計画 公営住宅等長寿命化計画



安心安全政策

1人ひとりが日頃から安全を意識し、
安心して暮らせるまち

- 5-1 災害に強いまちづくりの推進
- 5-2 防犯力の向上と消費者保護の推進
- 5-3 交通安全対策の推進
- 5-4 消防・救急体制の充実と強化

災害に強いまちづくりの推進



○ 目指す姿

都市基盤の災害に対する備えや、地域における防災体制などが強化され、災害による影響を最小化し、迅速に回復する強くてしなやかなまちになっています。

○ 現状と課題

- ✓ 大規模地震や台風、集中豪雨などの自然災害が頻発しています。また、新たな感染症などの脅威からも身を守るため、非常時に備え、市民、企業、関連団体、行政が連携して、安心安全に対する取組を計画的に推進していくことが求められています。
- ✓ 災害時には、まず自助[※]が重要ですが、自力で避難することが困難な人を、地域が一体となって避難を支援する共助[※]も重要となっています。災害時に備え、自主防災組織などの地域住民の主体的な行動による地域防災力の強化が求められています。
- ✓ 災害時には、より多くの人に迅速に情報を発信する必要があります。社会の変化に応じた様々なツールを活用し、情報発信力を強化することが求められています。



令和元年台風19号接近時の利根川



○ 施策の展開方針

方針1 総合的な危機管理体制の充実

市民、企業、関係機関、行政の連携を進め、総合的な危機管理体制を充実します。また、各地で頻発する地震や風水害などあらゆる災害の脅威から身を守る取組を進めます。

方針2 自助・共助による地域防災力の強化並びに要配慮者[※]への支援体制の充実

自助及び共助による地域防災力を強化するため、自主防災組織の実践的な防災訓練を実施するとともに、地域防災リーダーの育成を図ります。また、避難行動要支援者[※]の支援体制の充実を図ります。

方針3 災害時の情報伝達発信ツールの整備普及

防災情報発信ツールの多様化に伴い、より効果的で迅速な情報発信や情報提供に努めます。

- ※ **自助**：災害が発生したときに、まず自分自身の身の安全を守ること。
- ※ **共助**：地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。
- ※ **要配慮者**：災害が発生したときに特に配慮や支援が必要となる者であり、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人、難病患者など。
- ※ **避難行動要支援者**：自ら避難することが困難な者であって、その円滑な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

地域防災事業	避難場所の環境整備及び備蓄品や資機材の適正な管理を行い、平時から災害に備えることにより防災力の強化を図ります。
災害時協力協定締結推進事業	災害時協力に向けた企業や団体等との協力協定による連携により、迅速かつ確かな災害対策を実施します。
治水対策事業	河川や水路等の整備を進めるとともに、台風等による水害に備え、市民の安心・安全な生活環境の保全を図ります。
建築指導運営事業	地震発生時に市民の生命及び財産を守るため、住宅の耐震化を促進します。

方針2 に基づく事業

地域防災事業	地域、行政区、民間企業等に各種訓練等を通して防災啓発を行うとともに、自主防災組織の強化及び地区防災計画 [※] を整備し、自助及び共助による地域防災力を強化します。
要配慮者支援対策事業	要配慮者の個別避難計画 [※] 作成を推進し、避難行動要支援者名簿の充実を図るとともに、民間福祉施設等と指定福祉避難所の協力協定の締結を推進し、災害時における要配慮者の支援の充実を図ります。

方針3 に基づく事業

地域防災事業	総合防災マップWEB版の活用についての周知や利便性の向上を図ります。また、災害時における迅速かつ広範囲に情報伝達できる手段を構築し、災害に関する情報伝達の強化を図ります。
--------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	3日以上の食糧を備蓄している世帯の割合	48.0%	78.0%
方針2	個別避難計画策定割合	6.1%	12.0%
方針3	いせさき情報メール登録数(累計)	17,785件	19,000件

○ 関連計画

地域防災計画 国土強靱化地域計画 新型インフルエンザ等対策行動計画 国民保護計画
水防計画 第4期耐震改修促進計画

- ※ **地区防災計画**：地域の住民が、自ら災害に備える「自助」や助け合う「共助」に関して策定した防災計画のこと。
- ※ **個別避難計画**：高齢者や障害者等の避難行動要支援者1人ひとりの状況に合わせて、災害時に「誰が支援して」、「どこに避難するか」、「避難するとき」にどのような配慮が必要になるか」などを記載した個別の避難行動計画のこと。

防犯力の向上と消費者保護の推進

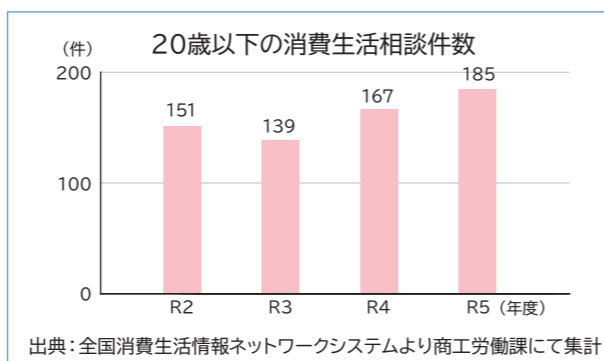
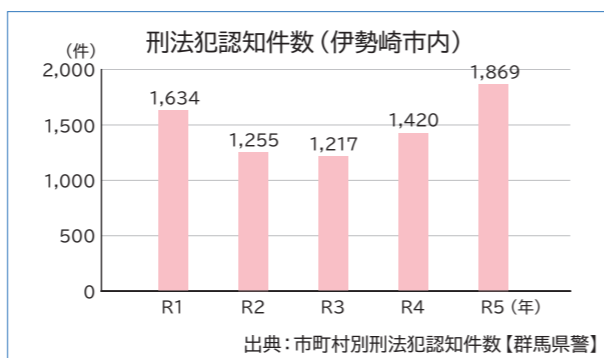


○ 目指す姿

市民の防犯意識の高揚や地域防犯力の向上により、犯罪被害に遭わない、犯罪を起こさせない環境が整備され、市民の正しい消費者知識が高まり、消費者トラブルが少ない、安全で安心して暮らせるまちになっています。

○ 現状と課題

- ✓ 本市では窃盗などの犯罪が増えており、刑法犯認知件数[※]は、依然として高い水準にあります。引き続き関係機関と緊密に連携し、効果的な防犯対策や情報提供を行い、市民の安心安全の確保に努めていくことが求められています。
- ✓ 成年年齢引下げに伴い、若年層の消費者被害が懸念されます。また女性、子ども、高齢者、障害者等の弱い立場にある人たちの被害を防ぐため、啓発及び教育と被害などに関する相談体制の充実が求められています。
- ✓ 様々な製品が供給され、生活に便利さや快適さをもたらされる一方で、欠陥や不良による事故が発生することが懸念されています。製品が安全な品質、適正な分量で提供されるための取組が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1 警察、防犯協会など関係機関と連携した犯罪防止策の推進

警察、防犯協会をはじめ、地域のボランティア団体等と連携を強化し、防犯活動を推進するとともに、防犯灯や防犯カメラを効果的に設置し、適正な維持管理をすることで犯罪の未然防止に努めます。

方針2 消費者教育の充実と消費生活の安定と向上

消費に関する意識啓発や学習機会を充実させることで、正しい知識を持った消費者の育成と自立を促し、消費者被害の未然防止に努めるとともに、被害回復や助言のための相談体制を充実します。また消費者の権利を守るため店舗への立入検査や計量器検査等を適正に実施します。

※ 刑法犯認知件数：犯罪の発生が認知された件数。警察が通報を受けて現場に行き、事件と判断した場合、被害者からの被害届の提出などを受けて計上する。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

防犯対策事業	防犯灯や防犯カメラの整備・維持管理等を行い、安全で安心して暮らせる環境を整備します。また警察や各種関係団体と連携し、一体となった防犯活動を展開するとともに、SNSやデジタルサイネージ等を活用して防犯に関する情報提供を行うことで、犯罪の発生の抑止や被害の減少を図ります。
--------	--

方針2 に基づく事業

消費生活センター事業	消費者意識の啓発を行い、学習機会を充実させるとともに、市の広報紙、チラシ、市のホームページなどによる情報提供を行います。また悪質商法などをテーマとした職員出前講座の開催を促進し、研修等により相談員のスキルアップを図り相談体制を充実させることで、消費者被害の減少を図ります。製品の安全に関わる情報を市民へ提供するとともに、法に基づいて店舗や事業所への立入検査を実施します。
計量事業	取引や証明で使用するばかりの定期検査や特定計量器を使用する店舗及び事業者への立入検査などの計量器検査等を適正に実施し、消費者の利益を保護します。

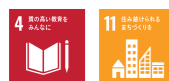
○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	防犯灯の設置基数(累計)	17,187基	19,587基
方針2	職員による出前講座への参加者数	526人	800人

○ 関連計画

安心安全まちづくり行動計画

交通安全対策の推進



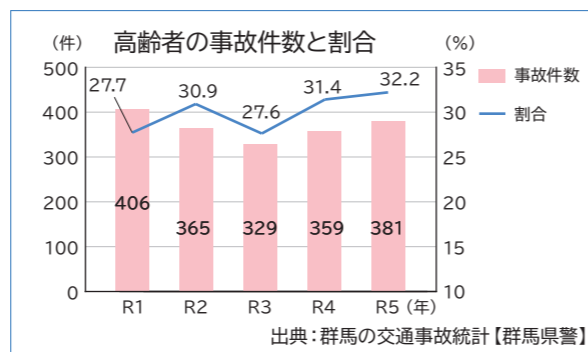
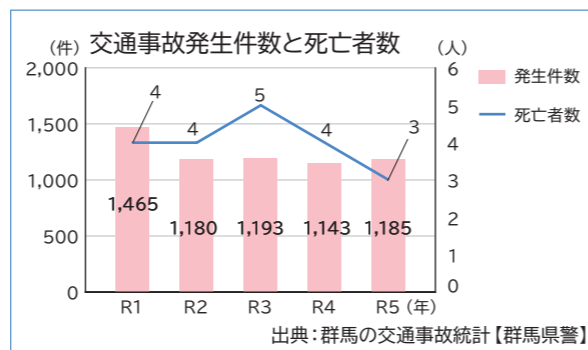
暮らしの安心実現

○ 目指す姿

道路の安全が維持され、1人ひとりが交通マナーを守り、交通事故が減り、市民が安全に暮らせています。

○ 現状と課題

- ✓ 交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、高齢者の関係する事故の割合は増加傾向にあります。その要因に交通マナーの低下や安全意識の欠如が挙げられることから、交通安全に対する意識の向上が求められています。
- ✓ 道路の危険箇所が見受けられます。交通事故の多発箇所を早期に把握し、安心して通行できる環境整備が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1 交通安全意識の向上

市民の交通ルールやマナーなどの交通安全意識の向上を図るため、警察などと連携した啓発活動を推進し、高齢者や子どもを対象とした交通安全教室の開催、登下校時の安全の確保、キラキラ運動^{*}の推進などによる交通安全の啓発を行うことで、行政と市民が一体となり、交通死亡事故の撲滅を目指すとともに、交通事故の抑止に努めます。

方針2 道路の危険箇所の解消

市民の安心安全な交通環境の確保を図るため、警察などの関係機関と連携して、ゾーン30^{*}の推進や道路反射鏡・道路区画線等の交通安全施設^{*}の整備改修を行い、危険箇所の解消に努めます。

^{*} **キラキラ運動**：歩行者や自転車利用者が反射材を身体などに装着し、自動車運転者に対して注意を促すことにより自身の安全を確保するための取組。中学1年生と70歳を迎えた高齢者を対象に実施。
^{*} **ゾーン30**：学校周辺などの生活道路において歩行者や自転車などの安全を確保することを目的として区域を指定し、最高速度を時速30kmに制限する交通規制。
^{*} **交通安全施設**：道路での交通の安全確保を目的とする施設。市が管理する道路反射鏡や防護柵（ガードレール）などのほか、県公安委員会が設置する信号機や道路標識などがある。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

交通安全啓発事業	交通安全運動の街頭啓発や、朝の通学時間帯の広報車巡回等、各種交通安全啓発をすることで、交通安全意識の向上を図ります。また、高齢者や子どもを対象とした交通安全教室を開催し、日頃から交通事故防止の知識を習得できるよう努めます。
----------	---

方針2 に基づく事業

交通安全施設整備事業	警察や関係機関と連携し、交通事故多発地点や道路状況の点検・見直しなどを行い、道路反射鏡、区画線、視線誘導標などの交通安全施設を整備することで、危険箇所の解消に努めます。
------------	--

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	交通安全教室への参加者数	7,345人	7,712人
方針2	交通事故発生件数	1,185件 (令和5年)	1,066件 (令和11年)

○ 関連計画

第12次交通安全計画

消防・救急体制の充実と強化

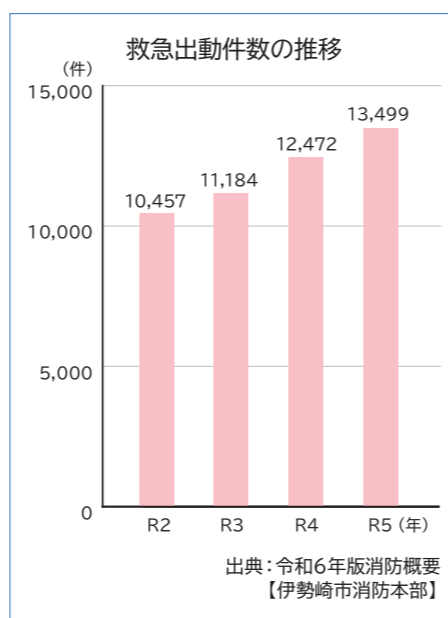


○ 目指す姿

火災、救急、救助をはじめ、近年多発するゲリラ豪雨などの風水害への対応力に加え、今後、発生が危惧される大地震にも対応できる強靱な消防防災体制と地域防災力が備えられ、安心して暮らせるまちになっています。

○ 現状と課題

- ✓ 火災による死傷者がゼロにならない中、未だ約2割の世帯において住宅用火災警報器が未設置であることから、効果的な設置促進活動が必要です。また、屋内消火栓設備及び自動火災報知設備の未設置などの重大な消防法令違反が後を絶たないことから、査察指導の強化が必要です。
- ✓ 災害の多様化、複雑化、激甚化が進んでおり、消防施設等の整備と人員の強化・拡充といった体制の強化が必要です。
- ✓ 高齢化の進行などにより、救急出動件数は高い水準で推移しており、更なる救急体制の充実と強化、応急手当の普及が必要です。



○ 施策の展開方針

方針1 火災予防対策の推進

市民に対して火災予防意識の高揚と住宅用火災警報器の設置促進を図るとともに、事業所等に対する査察指導の強化を図り、火災を未然に防ぎます。併せて火災原因を究明し、類似火災の抑制を図ります。

方針2 消防体制の充実と強化

災害対応の基盤となる消防施設の計画的な整備と緊急消防援助隊の設備整備や訓練により、大規模災害への対応力の強化を進めます。さらに、消防団員の拡充により総合的な地域防災力の強化を図り、災害による被害を軽減します。

方針3 救急体制の充実と強化

救急車両の計画的な更新と資器材の整備、また救急救命士の拡充と質の向上を図るとともに、効果的な応急手当講習会を開催し、行政と市民が一体となった救急体制の充実と強化を図ることで、救命の可能性を高めます。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

消防力強化推進事業	効果的な火災予防広報と住宅用火災警報器の設置促進活動を実施し、火災件数と死傷者の減少を図ります。
査察指導の強化事業	事業所等に対して立入検査を実施し、消防法令違反の是正を図るとともに、火災予防上の指導を行い、火災を未然に防ぐことで市民生活の安全性を高めます。

方針2 に基づく事業

消防施設整備事業	経年劣化した消防庁舎等の改修を実施し、災害応急対策の拠点としての機能を維持向上させて、市民の生命、財産を災害から守ります。
消防車両等整備事業	大規模災害にも対応できるように消防車両や装備を計画的に整備し、総合的な消防体制の強化を図ります。
消防水利整備事業	大規模地震に備えて、耐震性を有する防火水槽を設置し、地域消防力の向上を図ります。
高機能消防指令システム整備事業	消防体制の中核である高機能消防指令システムを、情報通信技術の急速な発展に適應できるように計画的に整備更新することで、災害対応の基盤強化を図ります。
消防団員確保対策事業	高齢化の進行や人口減少により地域防災力の低下が危惧される中、効果的な広報・啓発活動を展開して、地域防災の中核を担う消防団員を確保します。

方針3 に基づく事業

救急車両等整備事業	年々高まる救急需要に対して、高規格救急自動車 [※] 及び積載資器材、訓練用資器材を計画的に整備して、救急体制の充実を図ります。
消防力強化推進事業	救急救命士の計画的な増員と研修所への入校等により質の向上を図り、救命体制を強化します。また応急手当講習会の定期開催により救命率の向上を図ります。

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	住宅用火災警報器設置率	83.3%	100%
方針2	消防団員充足率	90.7%	95.0%
方針3	心肺停止傷病者社会復帰率	4.8% (令和5年)	10.0% (令和11年)

○ 関連計画

国土強靱化地域計画 地域防災計画 消防関係施設個別施設計画

※ 高規格救急自動車：救急救命士が行う救命処置に必要な資器材と車室空間を確保し、ストレッチャー架台の防振装置などを搭載した救急自動車。



環境政策

あらゆる活動で環境に配慮し、
1人ひとりが脱炭素社会や循環型社会
の実現に向けて行動できるまち

6-1 脱炭素社会の推進

6-2 循環型社会の推進

6-3 豊かな自然環境の保全と衛生的な生活環境の推進

脱炭素社会の推進



〇 目指す姿

市民、事業者、行政が一体となり、地球温暖化防止のため、温室効果ガス排出量削減に向けた対策に取り組み、市全体でカーボンニュートラル※を目指す環境に配慮したまちになっています。

〇 現状と課題

- ✓ 猛暑による気温上昇や突発的な大雨による環境への悪影響が懸念されています。この影響を最小限にとどめ、持続可能な社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入を促進していく必要があります。
- ✓ 日常生活や事業活動による温室効果ガス排出により、地球温暖化が進行しています。市民、事業者、行政それぞれが、温室効果ガス排出抑制に向けた取組を順次進めていく必要があります。
- ✓ 環境問題に対し長期的な視点に立ち、環境に関する意識・知識を高める普及啓発を継続的に実施し、市民1人ひとりの行動変容を促すことが求められています。



〇 施策の展開方針

方針1 再生可能エネルギーの利用促進

太陽エネルギー等の再生可能エネルギーを利用した社会を目指し、市民への脱炭素化設備導入補助や公共施設への太陽光発電設備導入を図ります。

方針2 省エネルギー社会への転換

市民や事業者に対し、環境に配慮した考えに沿った省エネルギー活動の実践や省エネルギー機器・設備の導入を支援し、温室効果ガス排出抑制の促進を図ります。

方針3 環境教育の推進

様々な環境問題について、知識を得る学びの場を設けることや情報発信を継続的に実施することにより、当事者としての意識を高めます。

※カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

〇 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

家庭用脱炭素化設備導入補助事業	脱炭素への意識高揚を図るため、家庭用脱炭素化設備の導入費用に対する補助を実施し、再生可能エネルギーの利用促進を図ります。
公共施設への太陽光発電設備等導入事業	設置可能な公共施設に太陽光発電設備等を導入し、公共施設の脱炭素化及び再生可能エネルギーへの転換を図ります。

方針2 に基づく事業

省エネルギー機器推進事業	市民や事業者に対する省エネルギー機器・設備の導入・買替えの促進や公共施設照明器具のLED化の推進により、エネルギーの効率的な利用を図ります。
公用車への次世代自動車導入事業	走行時に二酸化炭素や排気ガスが排出されない電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車導入を促進します。

方針3 に基づく事業

いせさきGX推進事業	地球温暖化対策や省エネルギー活動の取組など市民が環境への意識・知識を高めるための環境教室などを実施するとともに、イベントの開催などを通して環境に対する情報発信を随時行いながら、市民や事業者の意識啓発を促します。
------------	---

〇 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	家庭用脱炭素化設備導入補助金交付件数(累計)	-	3,000件
方針2	公共施設照明器具のLED化の割合	39.6%	90.0%
方針3	親子環境教室への参加者数(累計)	77人	700人

〇 関連計画

第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
第3次環境基本計画

第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

循環型社会の推進

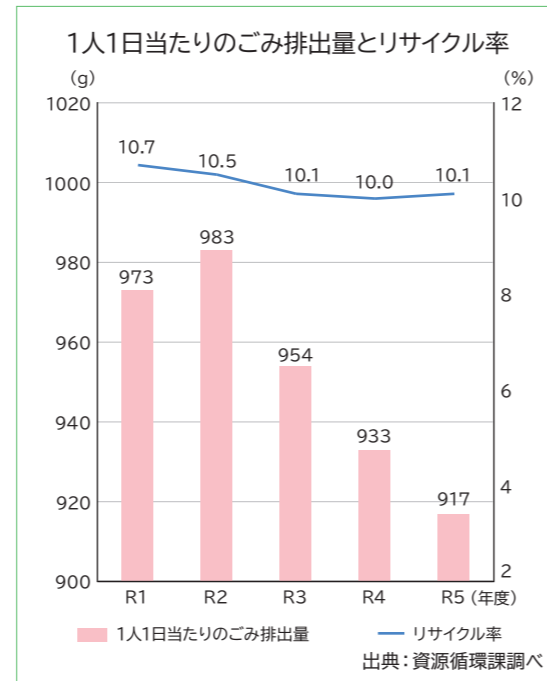


○ 目指す姿

循環型社会の推進を図るため、住民・企業・団体・行政の協力により、更なるごみの減量化・再資源化が推進され、適正なごみ処理が進んでいます。

○ 現状と課題

- ✓ 清掃リサイクルセンター21のごみ焼却施設やリサイクルプラザの老朽化が著しいことから、適正なごみ処理を維持するために、施設の安定稼働と長寿命化が求められています。また、ごみ処理施設の広域化についても検討する必要があります。
- ✓ 本市のごみ排出量は減少傾向にありますが、更なるごみの減量化に向けて、分別意識の向上を図る啓発活動を充実させていく必要があります。
- ✓ 分別意識の低下や生活環境の変化から、本市のリサイクル率は減少傾向にあるため、リサイクル率の向上が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1 計画的な施設整備の実施

清掃リサイクルセンター21の施設整備を計画的に実施し長寿命化を図るとともに、ごみの減量化・再資源化により最終処分場の延命化に努めます。また、ごみ処理施設の広域化を検討します。

方針2 ごみの減量化の推進

分別収集方法の周知などの意識啓発に取り組むことで、ごみの適正な処理とごみの減量化の推進を図ります。

方針3 ごみの再資源化の推進

資源として再び利用できる資源物の分別を徹底するための意識啓発や施策に取り組むことで、ごみの再資源化の推進を図ります。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

ごみ処理施設維持管理事業	清掃リサイクルセンター21の必要な施設整備を計画的に進めるとともに、最終処分場の延命化に取り組めます。また、ごみ処理施設の広域化を検討します。
--------------	---

方針2 に基づく事業

再資源化推進事業	広報紙やごみ分別アプリ等による分別収集方法の周知徹底やリユース食器貸出事業の利用促進等により、適正処理を推進し、ごみの減量化を図ります。
----------	--

方針3 に基づく事業

再資源化推進事業	古紙類、衣類、プラスチック製容器包装、ペットボトル等の資源物の分別の徹底により、ごみの再資源化を図ります。
----------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	最終処分量	8,891t	6,900t
方針2	1人1日当たりのごみ排出量	917g	855g
方針3	リサイクル率	10.1%	13.1%

○ 関連計画

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 第10期分別収集計画 第3次環境基本計画

豊かな自然環境の保全と衛生的な生活環境の推進



○ 目指す姿

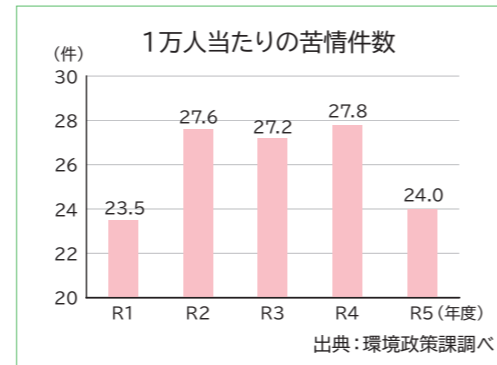
市民との協働や市民1人ひとりが環境に配慮した生活をするにより、水と緑あふれる自然環境と快適な生活環境が保全されています。

○ 現状と課題

- ✓ 自然環境の保全活動をしている市民団体の構成員が高齢化してきており、担い手不足が懸念されています。あらゆる世代が緑化や自然環境に関心を持ち、豊かな自然環境を保全していく必要があります。
- ✓ 環境への負荷が大きい単独処理浄化槽や汲み取り槽の利用は、河川水質の悪化の原因となり、自然環境及び生活環境に悪影響を及ぼしています。生活排水対策を進め、生物多様性にとって重要な水環境を保全する必要があります。
- ✓ 市民のライフスタイルの多様化などにより、従来の公害関係の法令では解決できない生活環境に係る苦情への対応が求められています。市民との協働による解決や市民1人ひとりが近隣住民を思いやり環境に配慮した生活を推進していく必要があります。



男井戸川調整池ビオトープ



○ 施策の展開方針

方針1 あらゆる世代への緑化や自然環境に関する啓発及び活動支援の実施

あらゆる世代に緑化や自然環境に関する啓発や活動支援を行うことで、豊かな自然環境を保全します。

方針2 生活排水対策の推進

生物多様性にとって重要な水環境を保全するため、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を推進し、生活排水による環境への負荷を低減するとともに、し尿処理施設の適切な維持に努めます。また、老朽化した処理施設の統合を進めるとともに、汚水処理施設でのし尿と汚水の共同処理を進めます。

方針3 市民との協働等による快適な生活環境の保全

生活環境に係る課題について、市民や有識者などとの協議や協働による解決を図るとともに、市民1人ひとりが近隣住民を思いやり環境に配慮した生活ができるよう適正に対応します。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

緑化推進事業	イベントの開催などを通して、いせさきGXの取組の周知や市民の緑化意識の向上を図ります。また、現存する貴重な緑の保存について、市民団体の活動を支援し、自然環境の保全を図ります。
--------	---

方針2 に基づく事業

浄化槽設置整備事業	既存の単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を促し、生活排水による環境への負荷の低減を図ります。
し尿処理施設適正管理推進事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき収集された、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理することで、生活排水対策を推進します。また、老朽化した処理施設の統合を進めるとともに、汚水処理施設でのし尿と汚水の共同処理を進めます。

方針3 に基づく事業

環境対策事業	市民や有識者などとの協議の機会を設けるとともに、環境美化活動を行う団体等への支援や行政区への啓発看板の配布など市民との協働により快適な生活環境の保全に取り組めます。また、苦情相談においては、近隣住民を思いやり、環境に配慮した対応をしていただけるよう促します。
--------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	ぐんま緑の県民基金事業 [※] 数	3事業	6事業
方針2	汚水処理人口普及率	70.3%	76.8%
方針3	人口1万人当たりの生活環境に係る苦情件数	24.0件	21.6件

○ 関連計画

第3次環境基本計画 みどりの基本計画 一般廃棄物(生活排水)処理基本計画

※ ぐんま緑の県民基金事業：ぐんま緑の県民税をぐんま緑の県民基金に積み立てた上で、地域の森林整備や貴重な自然環境の保護活動などに取り組む住民団体等に対する補助事業のこと。

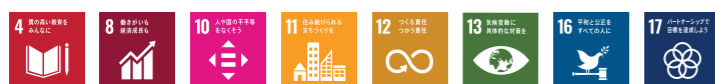


共生・共創・行財政政策

互いに認め合い、共に創る、
未来に向かって持続発展できるまち

- 7-1 互いに認め合う多文化共生の推進
- 7-2 人権を尊重するまちづくりの推進
- 7-3 協働まちづくりと地域活動の推進
- 7-4 効率的かつ安定的な行財政経営の推進

互いに認め合う多文化共生の推進

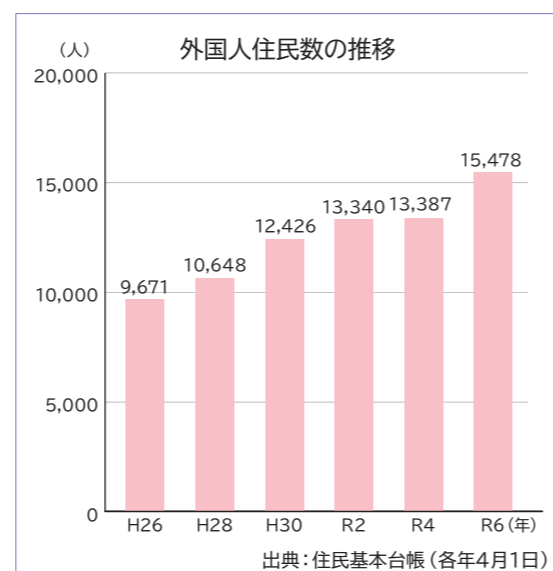


○ 目指す姿

異なる生活習慣や文化的背景のある外国人住民が生活者として地域コミュニティに溶け込み、互いに認め合う共生社会が実現しています。

○ 現状と課題

- ✓ 近年では、就労等による外国人が増加しているため、言葉や生活習慣を知らないことで地域などでのトラブルにつながる場合があることから、外国人に日本語や生活ルールを知ってもらうため、また、就労等に限らず在住外国人にも周知するために様々な取組を行う必要があります。
- ✓ 外国人住民が地域コミュニティなどにうまく溶け込めていない場合があることから、日本人、外国人が分け隔てなく地域の一員として協力して生活できるよう、お互いの文化や生活習慣を知り、理解する必要があります。



○ 施策の展開方針

方針1 生活者としての外国人が言葉、文化、習慣を学ぶ機会の充実

外国人に対して生活に必要な日本語や地域での生活ルールを学ぶ機会を提供するとともに、各種行政サービスについて翻訳や通訳をすることで、日本人、外国人が共に安心して生活できるようにします。

方針2 外国人の就労先での日本語や生活習慣を学ぶ機会の創出

外国人が就労・活躍するために、言葉の壁をなくすことが不可欠であることから、企業等関係機関と連携し、仕事や生活をする上で必要な日本語などを学ぶ機会を提供することで、職場や地域での良好なコミュニケーションを支援します。

方針3 外国人が生活者として地域に参加できる環境づくり

多文化交流のイベントや講座などを通じて各国の文化に興味を持ち、日本人、外国人がお互いに理解し、協力し合える多文化共生のまちづくりを実現します。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

多文化共生社会形成事業	生活者としての外国人向け日本語教室や生活オリエンテーションを拡充し、また行政文書や地域の要望について翻訳を行うことで、言葉や文化の壁を取り除き、日本人・外国人の日常生活への不安解消を図ります。
-------------	--

方針2 に基づく事業

多文化共生社会形成事業	企業等関係機関と連携し、就労している外国人向けに出張日本語教室や生活オリエンテーションを開催することで、言葉や文化の壁を取り除き、職場や地域でのコミュニケーションが図られ、外国人も日本人と区別なく誰もが活躍できる社会を推進します。
-------------	---

方針3 に基づく事業

多文化共生社会形成事業	多文化共生フェスタや多文化理解講座などのイベントを開催することにより、お互いの文化を知り、理解し合える多文化共生社会を推進します。
-------------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	多文化共生事業への参加者数	396人	430人
方針2	企業等関係機関と連携した多文化共生講座への参加者数	173人	190人
方針3	多文化交流イベントへの参加者数	2,566人	2,820人

○ 関連計画

SDGs未来都市計画

人権を尊重するまちづくりの推進

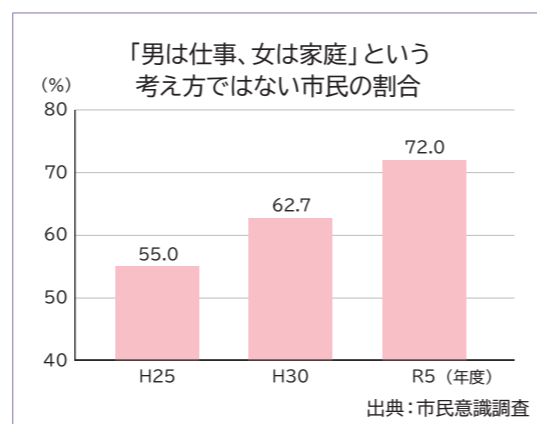


○ 目指す姿

1人ひとりが価値観の多様性を認め合い、互いの人権を尊重し合う中で、誰もが個性や能力を十分に発揮して活躍しながら、自分らしく暮らすことができます。

○ 現状と課題

- ✓ 従来の人権課題に加え、インターネットによる人権侵害、犯罪被害者等や性的マイノリティなどの新しい人権課題が生じています。全ての市民の人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに、相談・支援体制の充実が求められています。
- ✓ 性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）*が依然として残り、男女双方が希望するワーク・ライフ・バランスを実現できておらず、男女の不平等感の解消が求められています。



○ 施策の展開方針

方針1 人権教育・啓発の推進

家庭・学校・地域社会が一体となり、子どもの豊かな心を育む人権教育と様々な機会を通じた人権啓発を推進することで、人権意識の高揚を図ります。また、法務局や警察、民間団体などの関係機関と連携することで、相談・支援体制を強化します。

方針2 男女共同参画の推進

市民や民間団体などの関係機関と連携し、性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた啓発や相談・支援を行うことで、家庭・職場・学校・地域などあらゆる場において、誰もが個性や能力を十分に発揮して活躍できる男女共同参画を推進します。

* アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）：誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境や所属する集団の中で無意識のうちに形成され、既成概念・固定観念となっていく。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

人権啓発事業	市民を対象に講演会やパネル展などの啓発を推進することにより、人権意識の高揚を図ります。また、様々な困難を抱える人を対象に関係機関と緊密に連携し人権法律行政相談などを実施することで、寄り添った支援を行います。
学校教育構想推進事業	教職員を対象に、人権教育に係る研修などを実施することにより、指導力の向上を図ります。また、子どもたちを対象とした模擬体験活動や様々な人との交流活動などにより、授業や学校行事と人権教育の連携を図ることで、人権意識を育みます。

方針2 に基づく事業

男女共同参画推進事業	市民を対象に講演会やパネル展などの啓発を実施することにより、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、企業等への働きかけを行い、女性活躍の機運を高めます。また、困難な問題を抱える女性を対象に関係機関と緊密に連携・協働することで、きめ細やかな相談・支援を行います。
------------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	人権が尊重されていると思う市民の割合	76.8%	80.0%
方針2	市の審議会等における女性委員の割合	24.4%	30.0%

○ 関連計画

第3次人権教育・啓発の推進に関する基本計画 第4次男女共同参画計画

協働まちづくりと地域活動の推進



〇 目指す姿

様々な課題の解決に向けて、近隣自治体との連携や、市民と行政による情報共有など、協働して住みよいまちづくりを進めています。

〇 現状と課題

- ✓ 地域のつながりの希薄化により、地域役員のなり手不足や連帯意識が低下している中、地域を基盤とした人と人とのつながりの大切さが再認識されています。また、多くの市民が地域コミュニティ活動に参加し、協力して、地域の課題は地域で解決できるコミュニティの環境づくりが求められています。
- ✓ 市民活動団体の活動が限定的であり、活動の活性化が求められています。
- ✓ 市民に情報が伝わっておらず、まちづくりへの関心が低い状況であり、市民と行政が協働してまちづくりを進める機運を高めることが求められています。
- ✓ 将来の人口減少により、行政サービスの維持が難しくなることが想定される中、同じ課題を共有する自治体や近隣自治体と連携し、強みを生かし、弱みを補完し合うことが求められています。



〇 施策の展開方針

方針1 地域コミュニティの充実

市と地域における情報の共有化や意見交換を実施します。また、地域のコミュニティ活動を支援するとともに活動環境の充実を図り、市民主体のコミュニティ活動を活性化させます。

方針2 市民や市民活動団体が活発に活動できる環境づくり

市民や市民活動団体が活動しやすい環境を整えることで団体間の情報交換や交流を促進し、活動の活性化を進めます。また、市民の意見を広く市政に反映させることができるよう、市民参画に必要な情報を提供し、市民意識の醸成に努めます。

方針3 都市間連携による地域力の向上

課題を共有する自治体や近隣自治体と様々な分野において補完、連携し、互いの強みを生かしたまちづくりを進めます。

〇 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

区長会事務事業	区長を中心とした持続可能な地域コミュニティの形成のため、行政区の円滑な運営を支援し、行政区とともに地域役員のなり手不足の解消に取り組むとともに区長会の組織力の強化を図ります。
町内会議所建設費補助事業	地域コミュニティの活動拠点である町内会議所の新築、増築及び改築に対し支援することで、住民の連帯感、共同意識の醸成及び地域コミュニティ活動の活性化を図ります。

方針2 に基づく事業

緋の郷管理運営事業	様々な市民活動団体が安心して利用できる活動拠点として良好な環境を維持することで、活動の活性化に取り組みます。
市民活動推進事業	市民活動団体による地域課題の解決や社会貢献活動等への取組に対し、やりたいをカタチに支援事業補助金を交付し支援することで、活動の活性化に取り組みます。また、市民参加を進めるために必要なまちづくりに関する情報を市のホームページやSNSにて情報発信することで、市民参画への関心を高めます。

方針3 に基づく事業

都市間連携事業	医療、防災、文化、観光、経済など様々な分野において都市間の連携強化を図ることで、都市としての魅力を高め、活力あるまちづくりを行います。
---------	---

〇 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	行政区長充足率	100%	100%
方針2	緋の郷利用者数	81,918人	130,000人
方針3	都市間連携事業数	78事業	84事業

〇 関連計画

なし

効率的かつ安定的な行財政経営の推進



○ 目指す姿

多様化する市民ニーズに対応した行政サービスが継続的に提供され、未来に向かって持続発展できるまちづくりが行われ、市民が安心して暮らすことができています。

○ 現状と課題

- ✓ 市民ニーズが多様化する中、限られた人員で質の高いサービスを提供するにはDX[※]の推進が不可欠ですが、一方で、デジタル技術に精通していない人への支援と、日々変化していく課題に対応するための職員の育成が必要です。
- ✓ 少子高齢化に伴い、人口の減少による税収減や社会保障関係費の増額による財政状況の悪化が懸念されています。将来にわたり、安心して暮らし続けるためには、持続的に発展できるまちづくりが必要です。
- ✓ 公共施設の老朽化に伴い、適正な施設管理を図るため、施設の長寿命化・複合化の検討が必要です。



伊勢崎市PRキャラクター「くわまる」

○ 施策の展開方針

方針1 多様化する市民ニーズに対応したサービスの提供

急速に変化する社会情勢を背景に多様化する市民ニーズに対して、最新のデジタル技術を活用することで、効率的かつ効果的に対応するとともに、職員の育成を図り、デジタル化の流れに市民が取り残されることがないように支援を充実させます。

方針2 本市の特色を生かした人の流れの創出と安定した財政基盤の構築

人口減少の抑制に向けて、関係人口[※]の創出・拡大や移住・定住を推進し、本市への人の流れをつくるとともに、自主財源の確保や事業の見直しなどにより安定した財政基盤を構築することで、安定的な行財政経営に努めます。

方針3 効率的な行財政経営を目的とした公共施設の適正管理

公共施設の老朽化に伴い長寿命化や複合化を検討し、市有財産の活用と適正な処分を行うことにより、効率的な行財政経営に資するとともに、公共施設の適正管理を行います。

※ **DX (デジタル・トランスフォーメーション)** : ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
 ※ **関係人口** : 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる地域外の人々のこと。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

行政DX推進事業	デジタル人材 [※] の育成を通じて、デジタル技術を活用し、市民の満足度が向上し安心して生活できる、質の高いサービスの提供を図ります。
情報システム開発事業	市民サービスのため戦略的に情報システムを整備し、AI [※] などのICTを利活用しながら、急速に変化する社会情勢に対応します。
広報広聴事業	SNSをはじめ様々な情報発信媒体を使ってターゲットに応じた効果的な情報発信を行い、市民などと協働した広報活動を推進します。

方針2 に基づく事業

移住定住促進事業	オンラインや相談会への出展による移住相談や移住情報の発信等により、都市圏からの移住促進を図り、本市への定住につなげます。
ふるさと寄附金事業	ふるさと納税制度により寄附金を募るとともに、市の魅力を全国に発信し、関係人口の創出につなげます。
市税収納率向上対策事業	税負担の公平性、納税秩序の維持などを踏まえ、安定的な自主財源の確保を実現するために、デジタル化による納税環境の拡充や滞納対策を効果的に実施し、収納率の向上を目指します。
オートレース開催運営事業	新規来場者の増加や経費の削減などにより、オートレース事業の安定的な事業運営を推進し、収益金の一部を、市の自主財源として効果的に活用します。
シティプロモーション [※] 事業	市PRキャラクターくわまるや市公認テーマソング [※] 等の活用と効果的な情報発信等により、シビックプライド [※] の醸成や本市の認知度・魅力度の向上を図り、人口流出の抑制と関係人口の創出につなげます。

方針3 に基づく事業

公共施設マネジメント推進事業	公共施設等の総合的かつ計画的な管理を目指す公共施設等総合管理計画に基づき、本市の規模に見合った施設規模の適正化に取り組みます。施設整備に当たっては、PPP [※] /PFI [※] 等の多様な手法の活用を進め、更新費用の縮減と持続可能な行政サービスの確保の両立を図ります。
----------------	--

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	諸証明発行におけるマルチコピー機利用率	22.7%	40.0%
方針2	経常収支比率	94.0%	95.0%未満(令和10年度)
方針3	施設床面積の合計	629,781m ² (令和4年度)	629,781m ² 以下 (令和10年度)

○ 関連計画

(仮称) DX推進計画 公共施設等総合管理計画 第4次定住自立圏共生ビジョン

※ **デジタル人材** : ICTの知見を持った上で、自治体におけるDXの推進を担う職員。
 ※ **AI** : Artificial Intelligence (人工知能) の略称で、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理や技術といった広い概念で理解されているもの。
 ※ **シティプロモーション** : 地域の魅力や価値を効果的に内外へ発信し、認知度やイメージの向上を図る取組。
 ※ **シビックプライド** : 地域に対する誇りや愛着を持ち、主体的に関わろうとする意識。
 ※ **PPP** : Public Private Partnershipの略称で、公共施設等の整備等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。
 ※ **PFI** : Private Finance Initiativeの略称で、PFI法に基づき、公共施設等の整備等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(3) 成果指標一覧

重点施策	方針	施策の展開方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	指標の解説・算出方法など
1-1 子どもを産み育てる環境づくりの推進	方針1	結婚、出産、子育てまでの切れ目のない支援	3歳児健康診査受診率	95.2%	96.5%	3歳児健康診査の対象児のうち、実際に受診した幼児の割合
	方針2	子育て環境の整備と施策の充実	保育所等及び放課後児童クラブの待機児童数	待機児童なし	待機児童なし	保育所等及び放課後児童クラブにおける待機児童数
	方針3	交流の場や情報交換の機会の充実	児童センター・児童館の利用者数	171,622人	180,000人	児童センター及び児童館（全9施設）における年間利用者数
1-2 幼児教育・学校教育の充実	方針1	公立幼稚園の取組の一層の充実	子育ての悩みがあったら、幼稚園に相談できると考えている保護者の割合	97.1%	100%	各幼稚園で実施している学校評価アンケートにおいて、保護者が「そう思う」「どちらかというと思う」と回答している割合
	方針2	主体的な学びの推進	学校の授業内容が分かると感じている児童・生徒の割合	92.8%	95.0%	生活学習状況調査において「そう思う」「どちらかと言うと思う」と回答した割合
	方針3	地域や関係機関との連携	自分の住んでいる地域を誇りに思っている児童・生徒の割合	90.4%	93.0%	生活学習状況調査において「そう思う」「どちらかと言うと思う」と回答した割合
	方針4	中等教育学校の特長を生かした教育課程の展開	四ツ葉学園における特色ある教育活動の満足度	97.6%	100%	学校評価アンケートにおいて「満足している」「ほぼ満足している」と回答した割合
1-3 1人ひとりに寄り添う教育の推進	方針1	未然防止、早期発見に向けた支援の充実	自分の悩みや課題について先生や友達に相談できる児童・生徒の割合	79.1%	85.0%	生活学習状況調査において「そう思う」「どちらかと言うと思う」と回答した割合
	方針2	特別な配慮を要する子どもへの支援の充実	特別支援教育研修講座への参加延べ人数	238人	300人	教育研究所で年3回開催する研修講座への延べ参加者数
	方針3	学校施設の整備充実	学校体育館の空調機設置率	-	100%	対象施設数に対して空調整備が完了した施設の割合
1-4 児童・生徒の健全な心身の育成	方針1	健康教育の充実	児童・生徒の朝食摂取率	94.5%	96.0%	小学校6年生、中学校3年生を対象とした調査で朝食を食べて登校した児童・生徒の割合
	方針2	食育及び学校給食の充実	市内産食材の使用量比率	44.4%	50.0%	学校給食で使用するいも類、野菜類、米の食材使用量のうち市内産食材の割合
	方針3	安全教育の充実	小中学校対象の応急手当講習の実施校	11校	35校	小中学校対象の応急手当講習教室を1年間に実施した校数
1-5 子どもから若者までの支援の充実	方針1	地域ぐるみの健全な心身の育成と環境づくり、社会活動への参加	体験活動等への参加者数	5,094人	5,000人以上	子ども会育成会連絡協議会や青少年育成推進員連絡協議会など青少年団体等が主催した青少年育成に寄与する体験活動事業への参加者数
	方針2	相談体制の整備、充実及び適正な援助	青少年指導センター相談件数	194件	215件	電話やメール等で青少年の相談を受けた件数
1-6 生涯を通じた学びの機会の充実	方針1	多種多様な学習機会の充実	講座や講演会等の生涯学習事業への参加者数	236,518人	256,000人	講座や講演会等の生涯学習事業への参加者数
	方針2	地域学校協働活動の推進	子ども向け事業への参加者数	11,082人	13,000人	児童・生徒などを対象とした講座や教室等への参加者数
	方針3	生涯学習施設の適正な維持管理の推進	生涯学習施設の利用者数	887,021人	1,200,000人	図書館や公民館等の利用者数
1-7 誇れる文化財の保護・継承	方針1	文化財の調査研究と情報発信	指定・登録文化財件数（累計）	149件	160件	市内の指定文化財、登録文化財の件数
	方針2	文化財の保存活用	文化財活用事業への参加者数	9,808人	15,000人	史跡を活用したイベントや現地説明会、講演会などへの参加者数
	方針3	文化財施設の整備・充実	文化財所管施設入館者数	9,478人	14,000人	文化財保護課が所管する赤堀歴史民俗資料館や田島弥平旧宅案内所などの入館者数

重点施策	方針	施策の展開方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	指標の解説・算出方法など
2-1 健康づくりと疾病予防の推進	方針1	市民の主体的な健康づくりへの支援	健康寿命(平均自立期間)	男性 79.4年 女性 83.7年 (令和4年度)	男性 79.5年 女性 84.1年 (令和10年度)	日常生活動作が自立している期間(要介護度2以上になるまでの期間)
	方針2	疾病の早期発見、早期対応と重症化予防	がんの75歳未満年齢調整死亡率	64.7 (令和4年)	58.4 (令和10年)	人口10万人当たりの75歳未満におけるがん死亡者数
	方針3	こころの健康づくりへの支援	自殺死亡率	25.5 (令和5年)	12.0 (令和11年)	人口10万人当たりの自殺者数
2-2 地域医療体制の充実	方針1	医療提供・救急医療体制の充実	休日夜間急患センターの開設日数	365日	365日	一次救急患者を受け入れる休日夜間急患センターを開設した日数
	方針2	伊勢崎市民病院の医療提供体制の整備	災害医療活動訓練への参加者数	131人	180人	災害の種類や規模に応じて利用可能な医療資源を可能な限り効果的に活用することなどを目的に実施する災害医療活動訓練への参加者数
2-3 社会保険制度の健全な運営	方針1	国民健康保険制度の健全な運営	特定保健指導実施率	11.1% (令和4年度)	15.0% (令和10年度)	特定健康診査の結果により生活習慣病の発症リスクが高いと判定された人のうち、特定保健指導を受けた人の割合
	方針2	後期高齢者医療制度の健全な運営	後期高齢者医療保険料収納率	99.4%	99.5%	被保険者が負担する保険料額のうち、収納された保険料の割合
	方針3	介護保険制度の健全な運営	介護サービスを利用し就労を継続できる家族の割合	83.2% (令和5年)	85.0% (令和11年)	要支援・要介護認定を受け在宅で生活をする65歳以上の高齢者を対象として実施する在宅介護実態調査において、家族が就労を継続できていると回答した人の割合
2-4 スポーツを楽しむ環境づくりの推進	方針1	1市民1スポーツの推進	市主催スポーツイベントへの参加者数	8,323人	11,000人	市民スポーツの日、市民レクリエーションスポーツ祭、ラジオ体操会への参加者数
	方針2	競技スポーツの推進	市主催スポーツ教室・大会への参加者数	8,337人	8,500人	各種スポーツ教室、伊勢崎シティマラソン、市民総合スポーツ大会への参加者数
	方針3	国民スポーツ大会に向けてのスポーツ施設の整備充実	スポーツ施設の利用者数	767,336人	800,000人	体育館、野球場などのスポーツ施設の利用者数
2-5 地域の支え合いによる福祉の増進	方針1	支援を必要とする人へのサービス提供体制の充実	就労支援を実施した生活保護受給者のうち、就労開始又は増収した人の割合	51.5%	52.0%	生活保護受給者のうち、就労可能な人に対し、ハローワークなどと連携し就労支援を実施した人の中で、就労を開始した人、又は増収した人の割合
	方針2	地域福祉力の向上と相互扶助の推進	ボランティア活動に参加したことがある人の割合	22.6%	25.0% (令和10年度)	地域福祉計画における市民アンケート調査で「ボランティア活動に参加したことがある」の問いに対し、「いつも参加している」「時々参加している」と回答した人の割合
2-6 高齢者の生き生きとした暮らしの推進	方針1	高齢者の活躍支援	週1回以上社会参加する高齢者の割合	40.8% (令和4年度)	49.6% (令和10年度)	高齢者保健福祉計画におけるアンケート調査で、週1回以上社会参加活動(就労やボランティア、自治会などの地域活動、生涯学習、趣味等のグループ活動など)を行っていると感じた65歳以上の高齢者(要介護認定者を除く)の割合
	方針2	高齢者福祉サービスの充実	高齢者相談センターの年間延べ相談件数	13,660件	14,200件	窓口や電話等で高齢者に係る相談を受けた件数
	方針3	地域支援事業の充実	認知症高齢者見守りボランティア(オレンジSUN)登録者数	774人	1,050人	認知症の人やその家族をボランティアで応援することを目的とした認知症高齢者見守りボランティア(オレンジSUN)の登録者数
2-7 障害者への支援の充実	方針1	障害者の生活支援の充実	レクリエーション活動・生活訓練等事業への参加者数	651人	700人	スポーツ・レクリエーション教室や生活訓練等事業として実施している聴覚障害者生活訓練等事業及び聴覚障害者ミニデイサービス事業における各種教室、研修会等への障害者の参加者数
	方針2	障害者の地域移行の支援	障害者の新規一般就労者数	37人	50人	障害者就労支援協議会の所属団体の障害者が新規に一般就労した1年間の人数
	方針3	障害者の理解促進	障害者理解促進研修・啓発事業への参加者数	1,435人	2,000人	本市が実施する障害者理解促進研修、手話教室等への参加者数
3-1 商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進	方針1	デジタル技術の活用による新産業の創出と経営力強化	事業所数(農業、林業、漁業、公務を除く)	8,227事業所 (令和3年)	8,230事業所 (令和8年)	経済センサス活動調査において公表されている市内の民営事業所数
	方針2	労働者の雇用環境の向上と再教育やスキルアップの支援	就労支援セミナー等の講座への参加者数	414人	510人	労働者や雇用のニーズに沿った各種講座、講習、研修への参加者数

重点施策	方針	施策の展開方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	指標の解説・算出方法など
3-2 企業誘致の推進と販路拡大の促進	方針1	企業誘致の促進	奨励金等交付件数	10件	14件	企業立地促進奨励金及びサテライトオフィス、支店・営業所等開設補助金の市が交付した件数の合計
	方針2	市内企業の認知度の向上	従業者数（製造業のみ）	28,002人 (令和4年)	28,623人 (令和10年)	経済構造実態調査及び経済センサス活動調査において公表されている直近の従業者数
	方針3	販路拡大のための支援	展示会での契約成立件数	8件	10件	本市が主催する展示会や市と市内事業者で共同で出展する大都市圏で開催される展示会において、出展した市内事業者が契約成立となった件数（事後調査分を含む）
3-3 効率的かつ安定的な農業の推進	方針1	新規就農者の確保	新規就農者数（累計）	17名	77名	令和5年度以降の新規就農者の延べ人数
	方針2	地元農産物の生産拡大	地産地消推進の店舗数（累計）	97店	133店	地産地消推進の店に認定された店舗の総数
	方針3	遊休農地の解消	遊休農地面積	46.7ha	46.7ha以下	農業委員会で調査した遊休農地の面積
3-4 特長のある観光の創出と振興	方針1	魅力ある観光地づくりの推進	観光入込客数	258万人	283万人	1年間に1万人以上、もしくは特定月に1,500人以上の来場者のあるイベントや観光名所への観光客の合計
	方針2	観光客誘致の促進	観光物産協会のインスタグラムフォロワー数	2,000人	4,000人	伊勢崎市観光物産協会のインスタグラムの各年度4月1日現在のフォロワー数
3-5 文化活動の継承と振興	方針1	芸術・文化活動の活性化の促進	展示・発表会等の来場者数	22,043人	24,000人	選抜作家作品展、市収蔵美術展、いせさき市民アートフェスティバル、文化協会事業及び文化事業業務の来場者数の合計
	方針2	伝統芸能などの保存と継承	有形・無形民俗文化財に関わる補助金を活用した支援件数	4件	12件	国の伝統文化親子教室事業など、民俗文化財支援事業補助金の採択件数
4-1 適正な土地利用と良好な景観形成	方針1	計画的な土地利用の推進	新たに指定する地域地区などの延べ面積（累計）	241.1ha	3,328.1ha	平成19年度（総合計画策定）以降に新たに指定する地域地区の延べ面積
	方針2	計画的な地籍調査の推進	地籍調査完了面積（累計）	24.26km ²	26.06km ²	地籍調査対象地域で調査を完了した延べ面積
	方針3	協働による景観まちづくりの推進	屋外広告物適正化指導道路の延べ延長（累計）	193.3km	249.7km	適正な屋外広告物の表示の推進に取り組む道路の延べ延長
4-2 魅力ある市街地の形成	方針1	快適な住環境の整備	土地区画整理事業完了地区割合（面積ベース）	83.2%	91.8%	都市計画決定された土地区画整理事業施行地区のうち、事業が完了した地区面積の割合
	方針2	空き家の適切な維持管理及び活用の推進	危険空き家の除却補助件数（累計）	98件	220件	危険空き家（不良住宅に該当する空き家）の除却を補助した件数
	方針3	中心市街地にあらゆる世代の人々が集い、憩い、交流するまちづくりの推進	伊勢崎駅周辺で開催されるイベントの来場者数	46,903人	60,000人	いせさき楽市など伊勢崎駅周辺で開催される市及び民間主催のまちなか活性化のためのイベントの年間来場者数
4-3 効率的かつ効果的な道路インフラの整備	方針1	人や物の安全かつ円滑な移動を支え環境に配慮した道路整備	都市計画道路の供用率	63.3%	64.0%	幅員16m以上の都市計画道路の総延長に対して、供用開始した道路延長の割合
	方針2	地域住民の利便性及び安全性を向上させる道路整備	市道の改良率	60.8%	63.0%	市道の実延長のうち、道路改良済みの市道の割合
	方針3	道路施設の監視強化と事故の未然防止	橋りょうの改修率	26.8%	33.9%	市が管理する橋長15m以上の橋りょうにおける改修完了割合
4-4 利便性の高い公共交通ネットワークの確立	方針1	コミュニティバスの利便性の向上	コミュニティバス利用者数	266,189人	320,000人	11路線あるコミュニティバスあおぞらの利用者数
	方針2	交通弱者への移動支援	運転免許証自主返納者数	681人 (令和5年)	800人 (令和11年)	65歳以上で運転免許証を1年間に自主返納した人数
	方針3	公共交通ネットワークの整備	鉄道利用者数	4,251,251人 (令和4年度)	4,900,000人 (令和10年度)	伊勢崎市内各駅（JR伊勢崎駅、JR国定駅、東武伊勢崎駅、東武新伊勢崎駅、東武剛志駅、東武境町駅）の乗車人数の総数

重点施策	方針	施策の展開方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	指標の解説・算出方法など
4-5 安定した水道水の供給と下水処理の適正化	方針1	計画的な水道施設の整備と維持管理	基幹・重要管路の耐震化率	31.2%	38.2%	基幹・重要管路(約316km)のうち、耐震化された管路の布設延長の割合
	方針2	効率的な下水処理の推進	汚水処理人口普及率	70.3%	76.8%	汚水処理施設を利用することができる市民の割合
	方針3	健全かつ安定的な事業運営に必要な資金の確保	経常収支比率(公共下水道事業)	104.2%	100.1%	経常費用(営業費用+営業外費用)に対する経常収益(営業収益+営業外収益)の割合
4-6 心安らぐ住環境の整備	方針1	豊かな公園環境の維持・整備	市民1人当たりの公園面積	10.14㎡	10.49㎡	市民1人当たりの都市公園、都市公園以外の公園、児童遊園の合計面積
	方針2	長期優良住宅の推進	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	20.0%	25.0%	全新築住宅件数のうち、長期優良住宅認定件数の割合
	方針3	住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅セーフティネット機能の整備	市営住宅の特定目的別分散入居率	54.2%	61.6%	現在居住する総入居者のうち、特定目的別分散入居により入居した入居者の割合
5-1 災害に強いまちづくりの推進	方針1	総合的な危機管理体制の充実	3日以上食糧を備蓄している世帯の割合	48.0%	78.0%	全世帯のうち、災害に備え3日以上食糧を備蓄している世帯の割合
	方針2	自助・共助による地域防災力の強化並びに要配慮者への支援体制の充実	個別避難計画策定割合	6.1%	12.0%	避難行動要支援者名簿の対象となる人のうち、個別避難計画を提出した人の割合
	方針3	災害時の情報伝達発信ツールの整備普及	いせさき情報メール登録数(累計)	17,785件	19,000件	市から一斉に配信される防災や防犯に関する情報を受信するサービスの登録数
5-2 防犯力の向上と消費者保護の推進	方針1	警察、防犯協会など関係機関と連携した犯罪防止策の推進	防犯灯の設置基数(累計)	17,187基	19,587基	市内に設置した防犯灯の基数
	方針2	消費者教育の充実と消費生活の安定と向上	職員による出前講座への参加者数	526人	800人	「消費者トラブルに遭わないために」をテーマとした職員出前講座への参加者数
5-3 交通安全対策の推進	方針1	交通安全意識の向上	交通安全教室への参加者数	7,345人	7,712人	子ども・小中学校・一般の交通安全教室への参加者数
	方針2	道路の危険箇所の解消	交通事故発生件数	1,185件 (令和5年)	1,066件 (令和11年)	市内で発生した交通人身事故の件数
5-4 消防・救急体制の充実と強化	方針1	火災予防対策の推進	住宅用火災警報器設置率	83.3%	100%	無作為訪問調査の対象世帯のうち、住宅用火災警報器を設置している世帯の割合
	方針2	消防体制の充実と強化	消防団員充足率	90.7%	95.0%	消防団員の条例定数に対する消防団員の実員数の割合
	方針3	救急体制の充実と強化	心肺停止傷病者社会復帰率	4.8% (令和5年)	10.0% (令和11年)	心肺停止の傷病者のうち、その場に居合わせた人による心肺蘇生法と救急隊の行う救急救命処置の実施で社会復帰できた人の割合
6-1 脱炭素社会の推進	方針1	再生可能エネルギーの利用促進	家庭用脱炭素化設備導入補助金交付件数(累計)	-	3,000件	令和6年度から開始した家庭用脱炭素化設備導入補助金の延べ交付件数
	方針2	省エネルギー社会への転換	公共施設照明器具のLED化の割合	39.6%	90.0%	市の公共施設のうち、LED化が図られた施設の割合
	方針3	環境教育の推進	親子環境教室への参加者数(累計)	77人	700人	親子で環境への意識・知識を高め、考える機会を設けることを目的に、市で開催する親子環境教室への延べ参加者数
6-2 循環型社会の推進	方針1	計画的な施設整備の実施	最終処分量	8,891 t	6,900 t	1年間に埋立処分されたごみの量
	方針2	ごみの減量化の推進	1人1日当たりのごみ排出量	917g	855g	市民1人から1日に排出されたごみの量
	方針3	ごみの再資源化の推進	リサイクル率	10.1%	13.1%	1年間に回収されたごみのうち、紙類、ビン、缶など資源として再利用できるごみの割合

重点施策	方針	施策の展開方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	指標の解説・算出方法など
6-3 豊かな自然環境の保全と衛生的な生活環境の推進	方針1	あらゆる世代への緑化や自然環境に関する啓発及び活動支援の実施	ぐんま緑の県民基金事業数	3事業	6事業	ぐんま緑の県民税によって展開しているぐんま緑の県民基金事業の市内での実施数
	方針2	生活排水対策の推進	汚水処理人口普及率	70.3%	76.8%	汚水処理施設を利用することができる市民の割合
	方針3	市民との協働等による快適な生活環境の保全	人口1万人当たりの生活環境に係る苦情件数	24.0件	21.6件	人口1万人当たりの年間の生活環境に係る苦情件数
7-1 互いに認め合う多文化共生の推進	方針1	生活者としての外国人が言葉、文化、習慣を学ぶ機会の充実	多文化共生事業への参加者数	396人	430人	外国人向けに開催している言葉や生活習慣に関する講座等への参加者数
	方針2	外国人の就労先での日本語や生活習慣を学ぶ機会の創出	企業等関係機関と連携した多文化共生講座への参加者数	173人	190人	企業等関係機関と連携し開催している言葉や生活習慣に関する講座等への参加者数
	方針3	外国人が生活者として地域に参加できる環境づくり	多文化交流イベントへの参加者数	2,566人	2,820人	多文化共生フェスタなどの多文化共生関連イベントへの参加者数
7-2 人権を尊重するまちづくりの推進	方針1	人権教育・啓発の推進	人権が尊重されていると思う市民の割合	76.8%	80.0%	各種講演会後のアンケート調査で「人権が尊重されている」と回答した人の割合
	方針2	男女共同参画の推進	市の審議会等における女性委員の割合	24.4%	30.0%	市民参加条例に定めた審議会、協議会、委員会等の委員総数のうち女性委員の割合
7-3 協働まちづくりと地域活動の推進	方針1	地域コミュニティの充実	行政区長充足率	100%	100%	170行政区のうち、区長の欠員がない行政区の割合
	方針2	市民や市民活動団体が活発に活動できる環境づくり	緋の郷利用者数	81,918人	130,000人	緋の郷施設全体の年間利用者数
	方針3	都市間連携による地域力の向上	都市間連携事業数	78事業	84事業	他市町村と連携している事業の数
7-4 効率的かつ安定的な行財政経営の推進	方針1	多様化する市民ニーズに対応したサービスの提供	諸証明発行におけるマルチコピー機利用率	22.7%	40.0%	証明書交付総件数（有料交付分）に対するマルチコピー機による交付件数の割合
	方針2	本市の特色を生かした人の流れの創出と安定した財政基盤の構築	経常収支比率	94.0%	95.0%未満 (令和10年度)	人件費・扶助費・公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税・普通交付税等の経常一般財源収入が、どの程度充当されているかを示す比率。比率が高いほど財政構造は弾力性を失い、臨時的財政需要への対応が困難となる。
	方針3	効率的な行財政経営を目的とした公共施設の適正管理	施設床面積の合計	629,781㎡ (令和4年度)	629,781㎡以下 (令和10年度)	公共施設の床面積の合計

(4) 関連計画一覧

【子育て・教育政策】
未来の担い手が育ち、全ての人が成長し続けられるまち

個別計画 【計画期間】	概要
第3期伊勢崎市子ども・子育て支援事業計画 【令和7年度～令和11年度】	妊娠期から成人に至るまで、切れ目のない子育て支援を行うための具体的な事業計画
伊勢崎市子育て関連施設個別施設計画 【令和7年度～令和32年度】	幼児・児童施設、児童福祉施設について、更新費の縮減と市民サービス確保の両立を図るため、点検・診断等の結果を踏まえた具体的な対応方針や実施時期を定めた計画
第3期伊勢崎市教育振興基本計画 【令和7年度～令和11年度】	教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、教育基本法に基づき今後5年間の教育施策等を示した具体的な事業計画
伊勢崎市学校施設長寿命化計画(個別施設計画) 【令和7年度～令和32年度】	教育委員会が所管する学校施設について、更新費の縮減と平準化、教育環境の質的改善を図るため、点検・診断等の結果を踏まえた具体的な対応方針や実施時期を定めた計画
伊勢崎市生涯学習課所管施設個別施設計画 【令和7年度～令和32年度】	生涯学習課が所管する社会教育施設について、更新費の縮減と市民サービス確保の両立を図るため、点検・診断等の結果を踏まえた具体的な対応方針や実施時期を定めた計画
伊勢崎市図書館課所管施設個別施設計画 【令和7年度～令和32年度】	図書館課が所管する図書館施設について、更新費の縮減と市民サービス確保の両立を図るため、点検・診断等の結果を踏まえた具体的な対応方針や実施時期を定めた計画
伊勢崎市読書の街づくり推進事業計画 【令和7年度～令和11年度】	図書館を中心とした読書の推進と、それによる地域全体の文化振興を図ること、読書がもたらす知識の拡充や思考力の向上を通じて、市民一人ひとりの生活の質を高め、地域の文化と活力をはぐくむことを目的とする事業計画
伊勢崎市史編さん基本計画 【令和4年度～令和17年度】	新たな市史を編さんするための目的や方針、スケジュールを示した具体的な事業計画
伊勢崎市文化財保護課所管施設長寿命化計画(個別施設計画) 【令和7年度～令和32年度】	文化財保護課が所管する事務所兼展示施設、文化財資料保管施設について、更新費の縮減と市民サービス確保の両立を図るため、点検・診断等の結果を踏まえた具体的な対応方針や実施時期を定めた計画

【健康・福祉政策】
誰もが健康で互いに支え合いながら生き生きと暮らせるまち

個別計画 【計画期間】	概要
「健康いせさき21(第3次)」健康増進計画・食育推進計画 【令和7年度～令和18年度】	「誰もが健康で互いに支え合いながら生き生きと暮らせるまち」の基本理念の下、健康寿命の延伸を目標として健康づくりと食育を推進する計画
第2次伊勢崎市自殺対策推進計画 【令和6年度～令和10年度】	「誰も自殺に追い込まれることのない社会・伊勢崎市」の実現を目指し、若年期から高齢期まで誰もが元気で健やかに暮らせるように全庁的かつ総合的に自殺対策を推進する計画
伊勢崎市民病院経営強化プラン 【令和6年度～令和9年度】	国のガイドラインに沿って、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な経営強化の取組を定めた計画

個別計画 【計画期間】	概要
伊勢崎市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第4期特定健康診査等実施計画 【令和6年度～令和11年度】	健診情報や医療情報のデータを分析し、国民健康保険被保険者の健康課題に即した効果的・効率的な保健事業を行うための事業計画
伊勢崎市スポーツ推進計画 【令和2年度～令和11年度】	「1市民1スポーツ」の一層の定着に向け、市民、スポーツ団体、民間企業、保健機関、医療機関、教育機関、行政機関等で共有する本市のスポーツビジョン(長期的な方向性、基本施策)を明らかにする計画
伊勢崎市スポーツ振興課所管施設個別施設計画 【令和7年度～令和32年度】	スポーツ振興課が所管するスポーツ施設について、更新費の縮減と市民サービス確保の両立を図るため、点検・診断等の結果を踏まえた具体的な対応方針や実施時期を定めた計画
第4期伊勢崎市地域福祉計画 【令和7年度～令和11年度】	全ての市民1人ひとりが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域福祉推進の方向性を明らかにし、取り組むことにより地域福祉の向上を目指す事業計画
伊勢崎市再犯防止推進計画 【令和4年度～令和8年度】	犯罪等をした人たちが社会において孤立することなく、必要とする福祉サービスを受けることができ、円滑に社会復帰ができるよう支援することにより再犯の防止に繋げ、誰一人取り残されることなく安全で安心して暮らせる社会を推進する計画
第9期伊勢崎市高齢者保健福祉計画 【令和6年度～令和8年度】	老人福祉計画と介護保険事業計画を一体として策定し、地域包括ケアシステムの深化推進を大きなテーマに、本市の高齢者施策と介護保険等に関する施策を定め、各種取組を推進するための計画
伊勢崎市高齢福祉施設個別施設計画 【令和7年度～令和32年度】	高齢政策課が所管する高齢福祉施設について、更新費の縮減と市民サービス確保の両立を図るため、点検・診断等の結果を踏まえた具体的な対応方針や実施時期を定めた計画
第3次伊勢崎市障害者計画 【令和3年度～令和8年度】	本市の障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
第7期伊勢崎市障害福祉計画 【令和6年度～令和8年度】	障害者へのサービス提供体制の確保を目的として、サービス種類ごとの実施に関する事項や必要な見込量の確保のための方策を定める計画
第3期伊勢崎市障害児福祉計画 【令和6年度～令和8年度】	障害児へのサービス提供体制の確保を目的として、サービス種類ごとの実施に関する事項や必要な見込量の確保のための方策を定める計画
伊勢崎市障害福祉課所管施設個別施設計画 【令和7年度～令和32年度】	障害福祉課が所管する障害福祉施設について、更新費の縮減と市民サービス確保の両立を図るため、点検・診断等の結果を踏まえた具体的な対応方針や実施時期を定めた計画

【産業・観光・文化政策】
経済の好循環が生まれ、活気にあふれ人が集えるまち

個別計画 【計画期間】	概要
地域農業経営基盤強化促進計画 【令和6年度～】	地域での話し合いを踏まえて、農業の将来の在り方を示すなど将来の農地の適切な利用を推進するための計画
第3期伊勢崎市教育振興基本計画 【令和7年度～令和11年度】	教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、教育基本法に基づき今後5年間の教育施策等を示した具体的な事業計画

【安心安全政策】 1人ひとりが日頃から安全を意識し、安心して暮らせるまち

個別計画 【計画期間】	概要
伊勢崎市地域防災計画 【平成17年度～】	伊勢崎市、伊勢崎市の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における風水害、火災及び震災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする計画
伊勢崎市国土強靱化地域計画 【令和4年度～令和8年度】	大規模自然災害などの発生に備え、市民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめ、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた都市づくりを目指す計画
伊勢崎市新型インフルエンザ等対策行動計画 【平成26年度～】	新型インフルエンザ等の脅威から市民の生命と健康を守り、社会的経済的被害を最小限にとどめるため、全庁が一体となり取り組む行動計画
伊勢崎市国民保護計画 【平成19年度～】	テロや武力攻撃などから国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限にすることを目的とする計画
伊勢崎市水防計画 【平成17年度～】	伊勢崎市内の洪水等の被害を最小限にするために、防災情報の伝達システム、重要水防箇所、水位観測施設、水門等の施設、水防倉庫など水防活動に必要なことについて定める計画
第4期伊勢崎市耐震改修促進計画 【令和8年度～令和12年度】	誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、建築物の地震に対する安全性の向上に取り組む計画
伊勢崎市安心安全まちづくり行動計画 【令和7年度～令和9年度】	「伊勢崎市安心安全まちづくり条例」に規定される施策を具体化し、効率的に実現していくための行動指針を明らかにするとともに、全ての市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するための計画
第12次伊勢崎市交通安全計画 【令和8年度～令和12年度】	交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための施策の大綱を定めた計画
伊勢崎市消防関係施設個別施設計画 【令和7年度～令和32年度】	消防関係施設について、更新費の縮減と市民サービス確保の両立を図るため、点検・診断等の結果を踏まえた具体的な対応方針や実施時期を定めた計画

【環境政策】 あらゆる活動で環境に配慮し、1人ひとりが脱炭素社会や循環型社会の実現に向けて行動できるまち

個別計画 【計画期間】	概要
第2次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 【令和8年度～令和12年度】	地域の特性に応じて地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するための計画
第4次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 【令和8年度～令和12年度】	市が実施している事務事業に関し、「温室効果ガス排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画

【まちづくり政策】 住環境と自然環境が調和した、心地良い空間で暮らせるまち

個別計画 【計画期間】	概要
伊勢崎市都市計画マスタープラン 【令和3年度～令和12年度】	住民に最も近い立場にある市が、その創意工夫により住民の意見を反映して都市づくりの将来像を示し、その実現に向けた方針や施策を示す計画
伊勢崎市立地適正化計画 【平成30年度～令和17年度】	将来の人口減少や少子高齢化の進展を見据え、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする市民が公共交通の利用によりこれらの生活関連サービスなどにアクセスできるコンパクトなまちを実現するための計画
伊勢崎市景観計画 【平成19年度～】	景観法第8条に基づいて規定される「景観計画」として策定するもので、景観行政団体である市と市民、事業者の協働による景観まちづくりを進めていくための基本的な計画
伊勢崎市国土強靱化地域計画 【令和4年度～令和8年度】	大規模自然災害などの発生に備え、市民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめ、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた都市づくりを目指す計画
伊勢崎市住生活基本計画 【令和5年度～令和14年度】	住宅分野の基本理念、基本目標、施策の取組方針等を示した本市の住宅政策における基本計画
第2次伊勢崎市空家等対策計画 【令和4年度～令和8年度】	空家等の適正管理と利活用の促進等による、市民の安全・安心な生活環境の確保を目的とした計画
伊勢崎市橋梁長寿命化修繕計画 【平成30年度～令和99年度】	本市が管理する橋長15m以上の橋りょうについて、定期点検の結果に基づき優先順位を定め、計画的かつ効率的な修繕を実施し、費用の縮減及び平準化と長寿命化を図る計画
伊勢崎市道路舗装修繕計画 【令和3年度～令和27年度】	道路管理におけるライフサイクルコストの縮減と道路舗装の長寿命化を図る予防保全型の管理手法を導入した対応方針を示した計画
伊勢崎市水道事業経営戦略（伊勢崎市水道事業ビジョン） 【平成31年度～令和10年度】	水道事業の経営基盤の強化を図り、将来にわたり安全で安心な水道水の安定的な供給を推進するための経営戦略
伊勢崎市水道施設耐震化計画 【平成25年度～令和14年度】	平成20年3月に厚生労働省より示された「水道の耐震化計画等策定指針」に基づき、地震の際に水道が最低限保有すべき機能を確保するための施設の耐震化計画
伊勢崎市下水道事業経営戦略 【令和5年度～令和14年度】	中長期的な視野に基づき下水道事業の経営基盤の強化を図るとともに、将来にわたって安定的に事業を継続するための経営戦略
伊勢崎市公共下水道ストックマネジメント計画（第2期） 【令和6年度～令和10年度】	下水道施設の状態を管理区分に応じて調査により確認し、施設更新に係る費用の低減を目的とした計画
伊勢崎市みどりの基本計画 【平成21年度～令和9年度】	緑地の保全や緑化の推進を総合的、計画的に実施するために、その将来像、目標、施策などを定めた基本計画
伊勢崎市公園施設長寿命化計画 【令和6年度～令和15年度】	公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう整理した事業計画
伊勢崎市公営住宅等長寿命化計画 【令和7年度～令和36年度】	市営住宅の状況や将来的な需要見通しを踏まえた各団地の在り方を考慮した上で、長寿命化に資する予防保全的な管理を計画的に推進しながら、市営住宅ストックの適切なマネジメントを図るための計画

個別計画 【計画期間】	概要
伊勢崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 【令和7年度～令和16年度】	生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物（ごみ）の適正な処理を推進するための計画
第10期伊勢崎市分別収集計画 【令和5年度～令和9年度】	容器包装廃棄物の分別収集と資源化によるごみ減量、再資源化の推進を目的とし、具体的な方策を明らかにするとともに、市民・事業者及び市が一体となって取り組む方針を示した計画
第3次伊勢崎市環境基本計画 【令和7年度～令和16年度】	伊勢崎市環境基本条例の基本理念を実現し、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
伊勢崎市みどりの基本計画 【平成21年度～令和9年度】	緑地の保全や緑化の推進を総合的、計画的に実施するために、その将来像、目標、施策などを定めた基本計画
伊勢崎市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画 【令和2年度～令和16年度】	生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物（生活排水）の適正な処理を推進するための計画

【共生・共創・行財政政策】

互いに認め合い、共に創る、未来に向かって持続発展できるまち

個別計画 【計画期間】	概要
伊勢崎市SDGs未来都市計画 【令和6年度～令和12年度】	誰一人取り残さないために、日本人・外国人ともお互いに理解し協力し合い、また誰もが活躍し、安心・安全に暮らせる多文化共生のまちづくりを目指す計画
第3次人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画 【令和7年度～令和16年度】	あらゆる教育、啓発、研修等の場を通じて、全ての市民が人権を尊重した考えや行動をとることができる社会の実現のための基本計画
第4次伊勢崎市男女共同参画計画 【令和7年度～令和11年度】	男女が、社会の対等なパートナーとして、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会実現のための基本計画
（仮称）伊勢崎市DX推進計画 【令和7年度～令和11年度】	行政手続における市民の利便性向上及び業務効率性の向上を目的として実施するデジタル化に関する具体的な施策について管理する計画
伊勢崎市公共施設等総合管理計画 【平成28年度～令和27年度】	長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営を目指すことを目的とする計画
第4次伊勢崎市定住自立圏共生ビジョン 【令和7年度～令和11年度】	誰もが圏域内で安心して定住できる環境を整備し、合併により生み出された連携及び交流を更に拡大し、一体性の確保及び均衡ある発展を目指すための具体的な取組を定めた計画



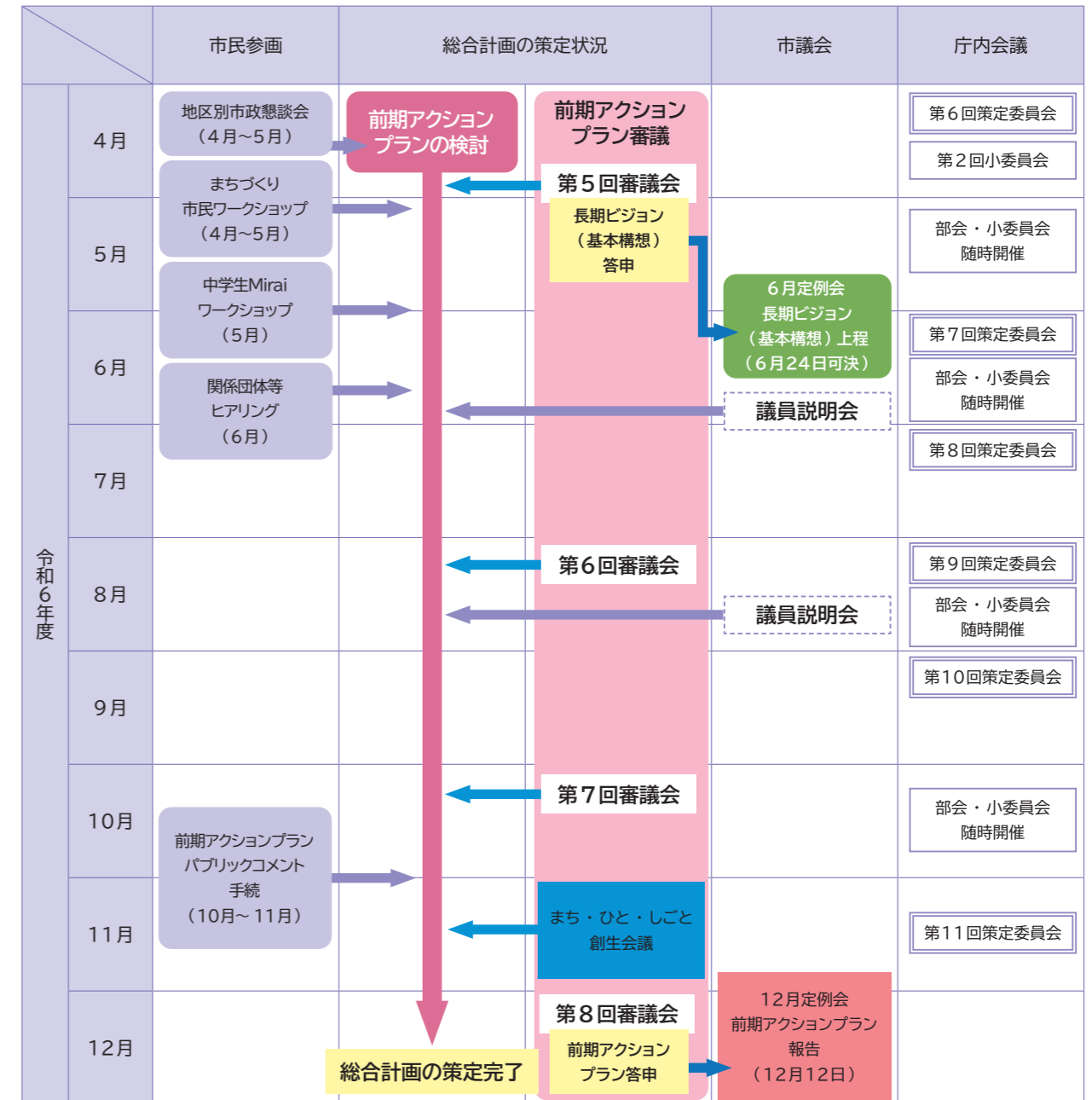
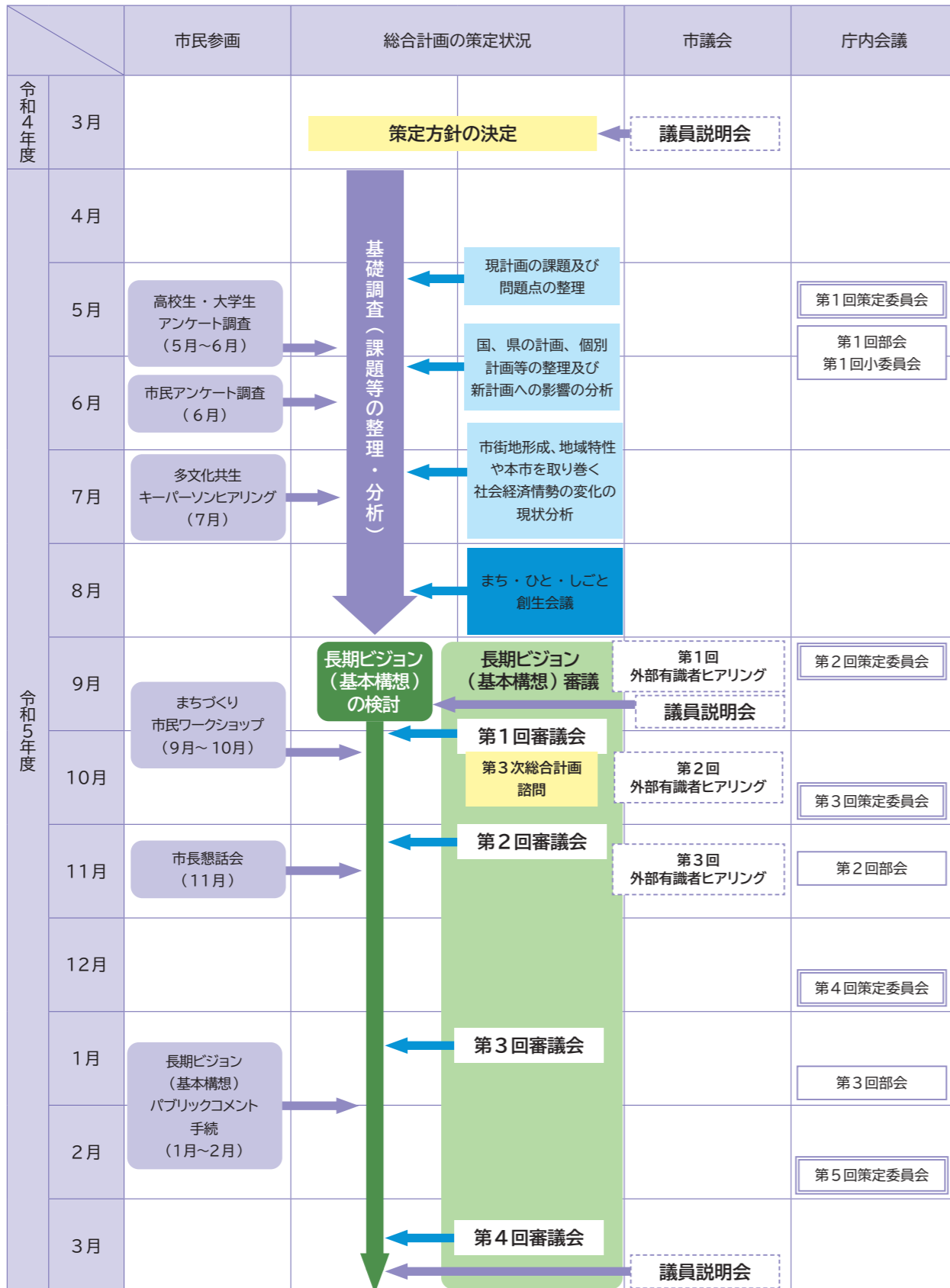
The 3rd Iseaki city Comprehensive Plan



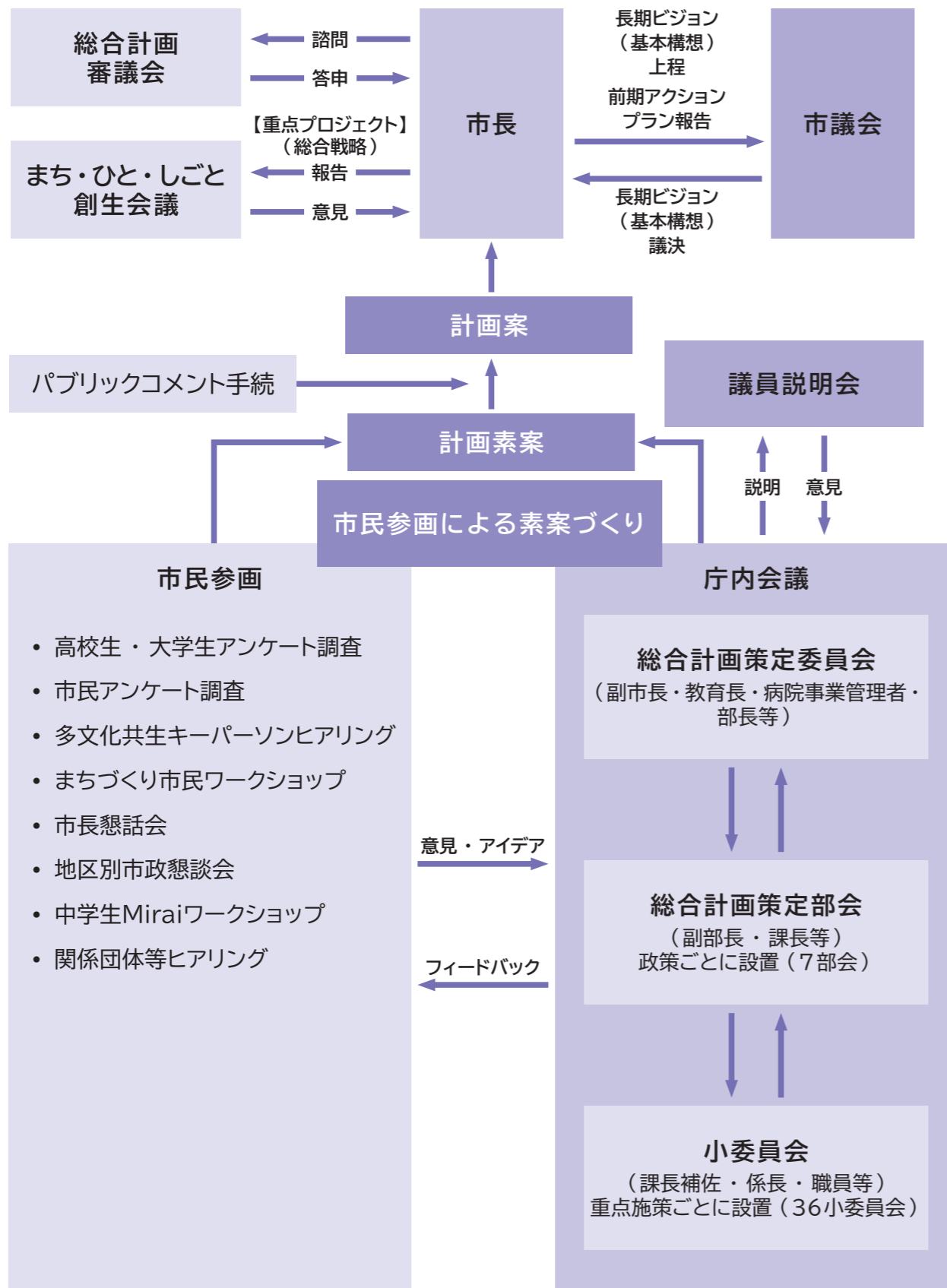
資料編

1 総合計画策定の流れ

(1) 策定経過



(2) 策定体制



2 市民参画

(1) 高校生・大学生アンケート調査

1 目的

将来の伊勢崎市を担う市内の高校、大学に通う若者の意見を把握することで、総合計画の策定及び今後の市政運営に活用する基礎資料とするため実施した。

2 概要

- 調査対象 伊勢崎市内の高等学校に在籍する高校2年生
伊勢崎市内の大学に在籍する大学生
- 調査方法 対象者に調査依頼を配布し、インターネットで回答
- 調査期間 令和5年5月25日～令和5年6月16日

3 回収結果

- 有効回答数 1,465件
うち高校生:1,046件、大学生:419件

4 調査項目

- 回答者の属性 (性別、居住地等)
- 住みやすさと定住意向
- 進路 (就職進学)
- 結婚・子育て
- 現在と将来の市について
- 自由意見

(2) 市民アンケート調査

1 目的

市民意識の動向と現在の市民の多様なニーズを統計的に把握し、その結果を総合計画の策定及び今後の市政運営に活用する基礎資料とするため実施した。

2 概要

- 調査対象 伊勢崎市に在住する満18歳以上の人
- サンプル数 2,000人
- 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- 調査方法 調査票を郵送し、回答を返信用封筒にて返送または専用ページからインターネットで回答
- 調査期間 令和5年6月9日～令和5年6月30日

3 回収結果

- 有効回答数 545件
- 回収率 27.3%

4 調査項目

- 回答者の属性（性別、居住地等）
- 住みやすさと定住意向
- 現行の取り組みへの評価（施策別の満足度・重要度）
- 分野別の意見
- 現在と将来の市について
- 自由意見

(3) 多文化共生キーパーソンヒアリング

1 目的

地域における多文化共生の推進に中心的な役割を果たしている多文化共生キーパーソン^{*}の意見を聞くことで総合計画の策定及び今後の市政運営に活用する基礎資料とするため実施した。

2 開催日程・実施方法

開催日程	実施方法	参加者数
令和5年7月13日(木)	事前アンケート及び対面でのヒアリング	6名

^{*}多文化共生キーパーソン：地域における多文化共生の推進に中心的な役割を果たしている市民等

(4) まちづくり市民ワークショップ

【令和5年度】

1 目的

市民等が抱く、市の魅力や将来の市に対する思いや願いを、他の参加者との交流・意見交換を通じて挙げてもらう場を設定し、市民が主体的に検討した上で、総合計画の策定及び今後の市政運営に活用する基礎資料とするため実施した。

2 開催日程・テーマ

開催日程	テーマ	参加者数
令和5年9月10日(日)	伊勢崎市の将来像を考える	23名
令和5年9月24日(日)	各世代にとっての理想の伊勢崎市を考える	25名
令和5年10月15日(日)	多様な人が共に過ごせる伊勢崎市を考える	25名

【令和6年度】

1 目的

市民等が抱く、市の魅力や将来の市に対する思いや願いを、他の参加者との交流・意見交換を通じて挙げてもらう場を設定し、市民が主体的に検討した上で、総合計画の策定及び今後の市政運営に活用する基礎資料とするため実施した。

2 開催日程・テーマ

以下に記載の分野ごとに「伊勢崎市の強み・魅力、弱み・課題」、「理想の伊勢崎市のためにできること」、「理想の伊勢崎市のためのそれぞれの役割」をテーマに実施した。

開催日程	分野	参加者数
令和6年4月14日(日)	子育て・教育、健康・福祉	23名
令和6年4月21日(日)	まちづくり、安心安全、環境	19名
令和6年5月12日(日)	産業・観光・文化、共生・共創・行財政	20名



(5) 市長懇話会

1 目的

市内の様々な分野において活躍されている団体と市長が直接対話し、地域課題等を意見交換することにより、市政への参加促進を図るとともに、総合計画の策定及び今後の市政運営に活用する基礎資料とするため開催した。



2 開催日程・対象団体

開催日程	分野	団体
令和5年11月7日(火)	多文化共生・教育	NPO法人伊勢崎日本語ボランティア協会 子ども日本語教室・未来塾
	教育・スポーツ	伊勢崎市PTA連合会 一般財団法人伊勢崎市スポーツ協会
令和5年11月17日(金)	防災・福祉	伊勢崎市防災と福祉を考える会 伊勢崎市障害児者親の会ネットワーク

(6) 地区別市政懇談会

1 目的

総合計画を策定する目的を共有することで、総合計画ひいては市政への理解・協力を醸成し地域づくりへの参画を促すとともに、地区ごとに市民の意見や要望、まちづくりの提案等を広く聞き取ることで、各地区の課題等を把握し、地区別計画の策定に反映させるため開催した。



2 開催日程・会場

開催日程	会場	参加者数
令和6年4月10日(水)	人材派遣ワイズコーポレーション 境総合文化センター(境地区)	122名
令和6年4月12日(金)	緋の郷(伊勢崎地区)	120名
令和6年4月18日(木)	赤堀公民館(赤堀地区)	69名
令和6年5月1日(水)	あずま公民館(東地区)	65名
令和6年5月2日(木)	ナルセグループ伊勢崎市民プラザ (伊勢崎地区)	119名

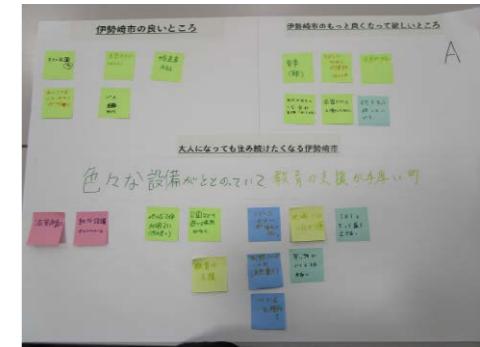
(7) 中学生Miraiワークショップ

1 目的

本市の未来を担う中学生から意見を聴取することで、総合計画の策定及び今後の市政運営に活用する基礎資料とするため実施した。

2 開催日程・テーマ

開催日程	テーマ	参加者数
令和6年5月29日(水)	あなたの考える理想の伊勢崎市	40名



(8) 関係団体等ヒアリング

1 目的

前期アクションプランについて、市内の農業、商工業、観光業、福祉関係団体、子育て支援団体等の関係団体に専門的な意見聴取を行い、前期アクションプランの策定及び今後の市政運営に活用する基礎資料とするため実施した。

2 開催日程・対象団体

開催日程	対象団体
令和6年6月17日(月)	伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会
	佐波伊勢崎農業協同組合
令和6年6月18日(火)	伊勢崎市観光物産協会
令和6年6月19日(水)	伊勢崎商工会議所青年部、群馬伊勢崎商工会青年部



(9) パブリックコメント手続

【長期ビジョン(基本構想)】

1 目的

長期的な視点に立った本市のまちづくりの基本指針として、第3次伊勢崎市総合計画長期ビジョン(基本構想)を策定するに当たり、市民の幅広い意見を計画に反映するため実施した。

2 実施期間

令和6年1月18日～令和6年2月16日

3 意見・要望

0件

【序論、前期アクションプラン】

1 目的

第3次伊勢崎市総合計画の序論及び長期ビジョン(基本構想)に沿った具体的な取組を掲げる前期アクションプランを策定するに当たり、市民の幅広い意見を計画に反映するため実施した。

2 実施期間

令和6年10月10日～令和6年11月8日

3 意見・要望

0件

3 総合計画審議会

(1) 伊勢崎市総合計画審議会条例

平成17年1月1日

条例第20号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、伊勢崎市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、総合計画に関する事項について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る調査、審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第16号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月24日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 伊勢崎市総合計画審議会規則

平成18年3月30日
規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢崎市総合計画審議会条例(平成17年伊勢崎市条例第20号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、伊勢崎市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 5人以内
- (2) 学識経験を有する者 3人以内
- (3) 市内の公共的団体等から推薦を受けた者 11人以内
- (4) 関係行政機関の職員 1人以内

2 役職により委員となった者がその職を失ったときは、委員を退任したものとみなす。

(招集の通知)

第3条 会長は、審議会を招集しようとするときは、やむを得ない場合のほか、招集期日の少なくとも7日前までに日時、場所及び付議すべき案件を委員に通知しなければならない。

(議席)

第4条 委員の議席は、あらかじめ会長が定める。

(発言)

第5条 審議会での発言は、議長の許可を得なければならない。

(意見の聴取)

第6条 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 条例第7条第2項の幹事は、伊勢崎市総合計画策定委員会規程(平成17年伊勢崎市訓令第44号)第3条第1項に規定する委員長、副委員長及び委員の職にある者をもって充てる。

(答申)

第8条 会長は、諮問のあった事項について調査、審議が終了したときは、市長に答申しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月26日規則第39号)

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日規則第16号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(3) 伊勢崎市総合計画審議会委員名簿

(敬称略・規則順)

	氏名	所属等	役職	選出区分	
1	長田 秀夫	市民委員		第1号委員 公募による市民	
2	岡 彰子	市民委員 (令和5年12月まで)			
	武淵 瑠太	市民委員 (令和6年1月から)			
3	小林 佳子	市民委員			
4	若菜 和代	市民委員			
5	三浦 健太	市民委員		第2号委員 学識経験を有する者	
6	加藤 芳孝	上武大学 教授			
7	尹 文九	東京福祉大学 教授		第3号委員 市内の公共的団体等 から推薦を受けた者	
8	大下 茂	帝京大学 教授	会長		
9	中西 保	伊勢崎市市長会 会長	副会長		
10	羽鳥 清子	伊勢崎商工会議所女性会 会長			
11	大沢 啓一	群馬伊勢崎商工会 会長			
12	備前島 健	連合群馬伊勢崎地域協議会 幹事			
13	佐俣 嘉康	伊勢崎青年会議所 副理事長			
14	山田 千広	伊勢崎市PTA連合会 会長 (令和6年3月まで)			
	市東 剛	伊勢崎市PTA連合会 理事 (令和6年4月から)			
15	大澤 誠	伊勢崎佐波医師会 会長 (令和6年7月まで)			
	都丸 浩一	伊勢崎佐波医師会 副会長 (令和6年8月から)			
16	久保田 勝夫	伊勢崎市社会福祉協議会 会長			
17	重田 茂	佐波伊勢崎農業協同組合 代表理事副組合長 (令和6年7月まで)			
	松浦 好一	佐波伊勢崎農業協同組合 代表理事副組合長 (令和6年8月から)			
18	赤尾 憲司	伊勢崎金融懇話会 会長			
19	高橋 みゆき	伊勢崎・佐波地区校長会 会長			
20	氏原 昭彦	群馬県中部振興局 局長 (令和6年3月まで)			第4号委員 関係行政機関の職員
	内田 善規	群馬県中部振興局 局長 (令和6年4月から)			

※委嘱時点における所属及び役職です。

(4) 第3次伊勢崎市総合計画について（諮問）

伊企第 98 号
令和5年9月25日

伊勢崎市総合計画審議会
会長 大下 茂 様

伊勢崎市 臂 泰 雄 

第3次伊勢崎市総合計画について（諮問）


伊勢崎市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第3次伊勢崎市総合計画長期ビジョン（基本構想）及び前期アクションプランについて諮問します。

(5) 第3次伊勢崎市総合計画案について（答申）

【長期ビジョン（基本構想）】

令和6年4月19日

伊勢崎市 臂 泰雄 様

伊勢崎市総合計画審議会
会長 大下 茂 

第3次伊勢崎市総合計画長期ビジョン（基本構想）（案）の策定について（答申）

令和5年9月25日付伊企第98号で諮問のありました第3次伊勢崎市総合計画長期ビジョン（基本構想）（案）につきまして、産学官民の多様な委員で構成される本審議会において、それぞれが自分事と捉え慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

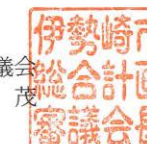
記

1. ミッション・ビジョン・バリューといった新たなフレームにより本市が目指す方向性が分かりやすくまとめられている。本審議会は、第3次伊勢崎市総合計画長期ビジョン（基本構想）（案）を妥当と判断する。なお、新たな総合計画が分かりやすく親しみをもちやすいものとなるよう、図やイラストなどを用いるとともに、外来語やカタカナ語、行政用語には説明を付すなど工夫すること。
2. 長期ビジョン（基本構想）（案）で掲げる伊勢崎市将来ビジョンの実現のため、別紙の審議会意見に留意して施策を検討し、推進すること。

【前期アクションプラン】

令和6年12月9日

伊勢崎市長 臂 泰雄 様

伊勢崎市総合計画審議会
会長 大下 茂

第3次伊勢崎市総合計画前期アクションプラン（案）の策定について（答申）

令和5年9月25日付伊企第98号で諮問のありました第3次伊勢崎市総合計画前期アクションプランにつきまして、産学官民の多様な委員で構成される本審議会において、それぞれが自分事と捉え慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

計画の推進に当たっては、長期ビジョン（基本構想）に掲げる伊勢崎市将来ビジョン「えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市 いせさき」の実現に向けて最善を尽くされるよう要望します。

記

1. 第3次伊勢崎市総合計画前期アクションプラン（案）では、「地区別計画」、「重点プロジェクト」、「重点施策」と異なる3つのアプローチにより、本市が推進すべき取組が十分に示されている。本審議会は、第3次伊勢崎市総合計画前期アクションプラン（案）を妥当と判断する。
2. 前期アクションプランにおける重点施策の検討に当たっては、長期ビジョン（基本構想）の策定において答申した本審議会意見に十分留意しているものと評価する。重点施策の実施に当たっても、地区固有の地域課題に対応しつつも市全体の統一性を維持して推進すること。
3. 36ある重点施策における「目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業」については、日々変化する社会経済情勢や住民ニーズを勘案し、毎年度見直しを図り実効性のあるものとする。

別紙

審議会意見

【子育て・教育】

若い世代が出産や子育てに対する不安により子どもを持つことを諦めることがないよう、経済的な支援や切れ目のない支援体制の整備を図ること。

【健康・福祉】

誰もが生き生きと暮らせる社会を実現するため、高齢者や障害者など配慮が必要な方が活躍できる場の整備を図ること。また、地域医療においては人材不足等の課題に対応するため、医療体制の充実を図ること。

【産業・観光・文化】

産業を活性化させ、賑わいを創出するため、企業誘致を推進するほか、起業支援や新規就農支援など、新たなまちづくりの担い手育成につながる取組を充実させること。

【まちづくり】

本市は車移動の利便性が高いまちではあるが、子どもや高齢者など交通弱者にとっても生活しやすいまちとなるよう、充実した公共交通ネットワークの構築を図ること。

【安心安全】

未曾有の自然災害が懸念されるなか、自助・共助による地域の防災力の強化を図るため、災害に対する個人の防災意識の向上を図るほか、地域コミュニティの充実を図ること。

【環境】

脱炭素化の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化等に取り組み、市全体の温室効果ガスの削減を図ること。また、市民一人ひとりの行動変容を促すため、効果的な情報発信による普及啓発を図ること。

【共生・共創・行財政】

ライフステージ、世代、国籍などを問わず、様々な人が安心して集い交流できる居場所をつくり、相互理解を深めることで共生社会を推進すること。

4 総合計画策定委員会

(1) 伊勢崎市総合計画策定委員会規程

平成17年3月31日
訓令甲第44号

(設置)

第1条 本市の総合計画を策定し、その実施を推進するため、伊勢崎市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、総合計画の策定及び推進とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は藤原副市長、副委員長は下城副市長、教育長及び病院事業管理者をもって充て、委員は職員のうちから市長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議を主宰する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理する。

(調整会議)

第5条 委員会に、調整会議を置き、第2条に規定する所掌事務の円滑な遂行を図るために部局間の調整を行う。

2 調整会議に座長及び副座長2人を置く。

3 座長には企画部長の職にある者を、副座長には総務部長及び財政部長の職にある者をもって充てる。

4 調整会議の会議は、座長が招集し、その議長となる。

5 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会に、別表に掲げる部会を置き、第2条に規定する所掌事務について資料の収集、調査及び研究を行い、総合計画の策定及び推進に従事する。

2 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により選任する。

3 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、企画部企画調整課に置く。

2 事務局長は、企画調整課長とする。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日訓令甲第9号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月29日訓令甲第8号）

この訓令は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成25年4月30日訓令甲第6号）

この訓令は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令甲第7号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日訓令甲第4号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月16日訓令甲第16号）

この訓令は、令和5年11月17日から施行する。

別表（第6条関係）

部会
子育て・教育部会
健康・福祉部会
産業・観光・文化部会
まちづくり部会
安心安全部会
環境部会
共生・共創・行財政部会

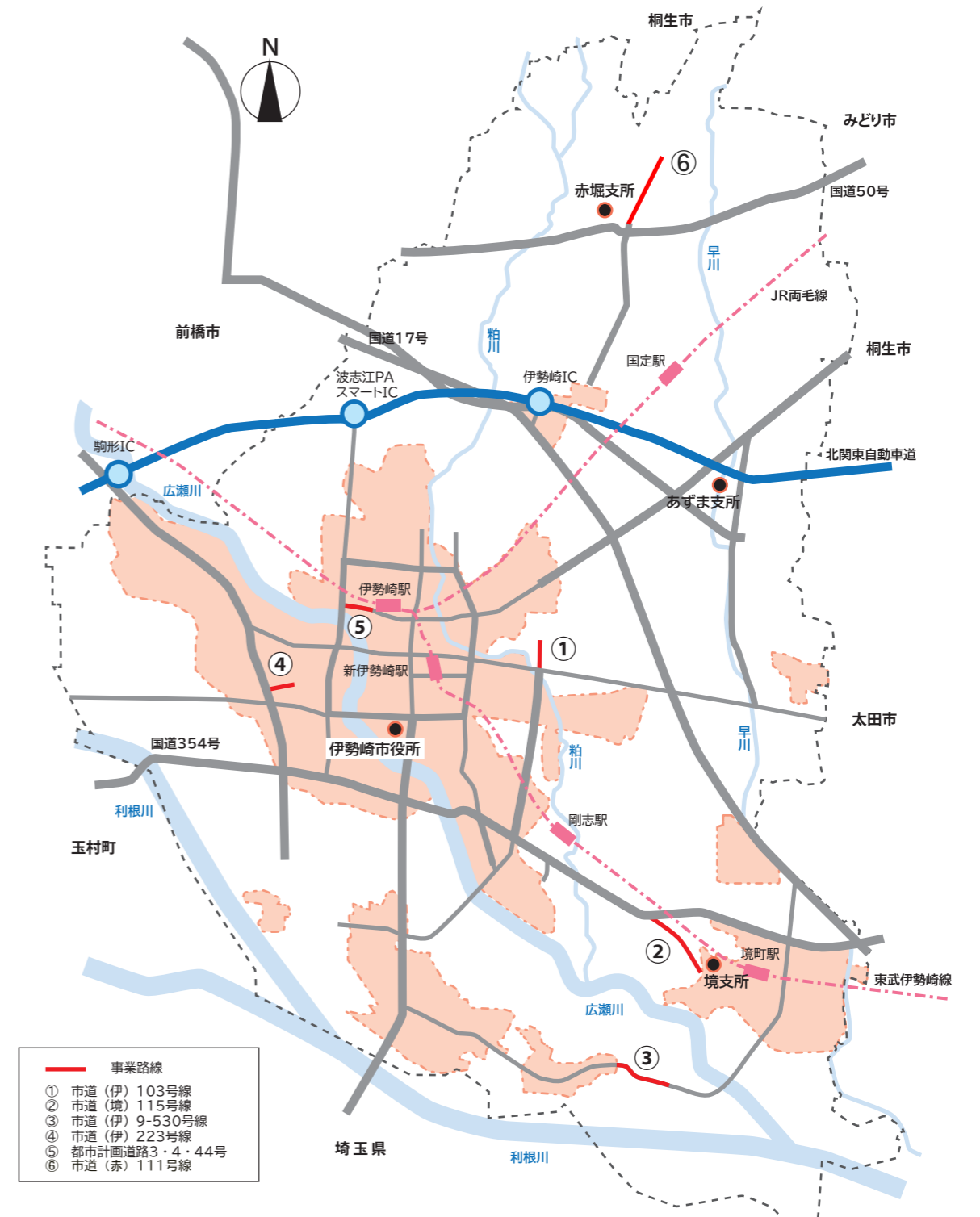
(2) 伊勢崎市総合計画策定委員会委員名簿

役職	職名
委員長	副市長
副委員長	副市長
	教育長
	病院事業管理者
委員	企画部長
	総務部長
	財政部長
	市民部長
	環境部長
	健康推進部長
	福祉こども部長
	長寿社会部長
	産業経済部長
	農政部長
	建設部長
	都市計画部長
	公営事業部長
	上下水道局長
	消防長
	市民病院副院長(兼)経営企画部長
	会計管理者
議会事務局長	
監査委員事務局長	
教育部長	
オブザーバー	民生専門委員

5 参考資料

◆ 道路位置図

(「重点施策4-3 効率的かつ効果的な道路インフラの整備」関連)





第3次伊勢崎市 総合計画

The 3rd Isesaki city Comprehensive Plan

発行：伊勢崎市

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410

TEL (0270) 24-5111

編集：企画部企画調整課

